

# 法 勝 寺 遺 跡

1 9 9 0

滋賀県坂田郡

近江町教育委員会

## 序

近江町は、地理的環境にめぐまれたのどかな田園地帯  
ありますが、一方で先人の残した遺跡が多いところ  
があります。このたび報告します法勝寺遺跡は縄文時代  
から平安時代にかけて最も栄えた複合遺跡であり、これ  
までの調査によってその実態が少しずつ解明されて  
きました。

これらの埋蔵文化財は、わが町の歴史・文化を理  
解する上で欠くことのできない公共の財産であり、  
これらの貴重な文化財を後世に伝えていくことは、  
現代に生きる私達の責務であるといえます。

この報告が、地域史研究や埋蔵文化財保護への理  
解と認識を深めるために、幾分でも寄与するところ  
があれば幸いです。

末筆になりましたが、この調査に御協力いただき  
ました地元関係者、関係諸機関に対しまして、厚く  
お礼申し上げます。

平成2年3月

近江町教育委員会

教育長 木田源三郎

## 例 言

1. 本書は、滋賀県坂田郡近江町内における県営ほ場整備事業（天の川東部地区、高溝顔戸工区）に伴う埋蔵文化財（高溝遺跡・顔戸遺跡・法勝寺遺跡）の発掘調査の報告書3分冊中の一冊である。
2. 当整理調査に伴う報告書の名称は以下の3分冊である。  
「近江町文化財調査報告書第4冊 高溝遺跡」  
「近江町文化財調査報告書第5冊 顔戸遺跡」  
「近江町文化財調査報告書第6冊 法勝寺遺跡」
3. 発掘調査は昭和61年度より昭和63年度まで実施、平成元年度に整理調査を実施した。
4. 調査は滋賀県の依頼により、近江町教育委員会が実施した。調査の体制は下記の通りである。

調査主体	近江町教育委員会	教育長	木田源三郎
調査事務局	近江町教育委員会 社会教育課	次長	土川恵章 (昭和61年度)
		課長	須戸茂樹 (昭和62年度以降)
		係長	世森増信
		技師	中川通士 宮崎幹也 (平成元年度)

調査員 高居芳美

調査補助員 小野絢子

整理作業員 須藤源隆、久保田稔、田中正義、広瀬清左エ門、広瀬長吾、  
村岡勝次、北居憲二、粕淵紀代子、粕淵早苗

5. 本書をまとめるにあたって、下記の方々から指導、助言を得た。記して厚く感謝の意を表する次第である。

用田政晴、丸山竜平、江谷 寛、渡辺 誠、水野正好、千葉 豊、中井 均、植田文雄、  
中村健二、南 孝雄、中川治美 (順不同、敬称略)

6. 本書で使用した方位は新平面直角座標系VIによった。また標高はT P（東京湾平均海面高度）を用いた。
7. 本書の執筆・編集は宮崎幹也がおこなった。

## 目 次

第1章 調査にいたる経過 .....	1
第2章 遺跡の位置と環境 .....	3
第3章 調査の経過 .....	5
第4章 調査の結果 .....	5
第5章 出土遺物 .....	50
第6章 ま と め .....	63

## 挿 図 目 次

第1図 法勝寺遺跡位置図（約5万分の1縮尺） .....	1
第2図 法勝寺遺跡群と顔戸遺跡群 .....	2
第3図 調査地区位置図 .....	4
第4図 調査地区全体図 .....	8
第5図 SB2遺構平面図 .....	10
第6図 SB3遺構平面図 .....	12
第7図 SX3・SB5遺構平面図 .....	13
第8図 SB6・SB7遺構平面図 .....	14
第9図 SB8遺構平面図 .....	15
第10図 SDX1遺構平面図 .....	26
第11図 SDX2遺構平面図 .....	27
第12図 SDX4・SDX5遺構平面図 .....	28

第13図	S D X 7 ・ S D X 8 遺構平面図	29
第14図	S D X 8 遺構平面図	30
第15図	S D X 9 遺構平面図	31
第16図	S D X 10 遺構平面図	32
第17図	S D X 10 ・ S D X 11 ・ S D X 12 遺構平面図	33
第18図	S D X 13 遺構平面図	34
第19図	S X 2 ・ S D X 14 遺構平面図	35
第20図	S D X 15 遺構平面図	36
第21図	S D X 16 遺構平面図	37
第22図	S D X 19 遺構平面図	38
第23図	S D X 20 遺構平面図	39
第24図	S D X 21 遺構平面図	40
第25図	S D X 22 遺構平面図	41
第26図	S D X 23 遺構平面図	42
第27図	S D X 24 遺構平面図	43
第28図	S D X 38 ・ S D X 48 遺構平面図	44
第29図	S D X 40 ・ S D X 53 遺構平面図	45
第30図	S D X 44 遺構平面図	46
第31図	S D X 5 ・ S D X 45 遺構平面図	47
第32図	S D X 47 遺構平面図	48
第33図	S D X 54 遺構平面図	49
第34図	遺物実測図(1)	53
第35図	遺物実測図(2)	54
第36図	遺物実測図(3)	55
第37図	遺物実測図(4)	56
第38図	遺物実測図(5)	57
第39図	遺物実測図(6)	58
第40図	遺物実測図(7)	59
第41図	遺物実測図(8)	60
第42図	遺物実測図(9)	61
第43図	遺物実測図(10)	62
第44図	A～Dグループの低墳丘墓	64

## 図 版 目 次

図版 1	(上) 調査前状況	(下) 法勝寺跡
図版 2	(上) 遺構検出状況	(下) 遺構検出状況
図版 3	(上) 発掘風景	(下) 発掘風景
図版 4	(上) 井戸跡(第X期)	(下) 井戸跡(第X期)
図版 5	(上) 遺物出土状況(Ⅲ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅲ期)
図版 6	(上) 遺物出土状況(第Ⅲ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅲ期)
図版 7	(上) 低墳丘墓	(下) 周溝状況
図版 8	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 9	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 10	(上) 遺構調査状況	(下) 遺構調査状況
図版 11	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 12	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 13	(上) 周溝内土層堆積状況	(下) 周溝内土層堆積状況
図版 14	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 15	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 16	(上) 遺物出土状況(第Ⅲ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 17	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 18	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 19	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 20	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 21	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 22	(上) S D X 23	(下) S D X 23出土遺物
図版 23	(上) 遺物出土状況(第Ⅳ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅳ期)
図版 24	(上) 遺物出土状況(第Ⅵ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅵ期)
図版 25	(上) 遺物出土状況(第Ⅵ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅵ期)
図版 26	(上) 遺物出土状況(第Ⅵ期)	(下) 遺物出土状況(第Ⅵ期)
図版 27	(上) 調査説明会風景	(下) 調査説明会風景
図版 28	(上) 遺構検出状況	(下) 遺構検出状況
図版 29	(上) 周溝内出土遺物	(下) 周溝内出土遺物

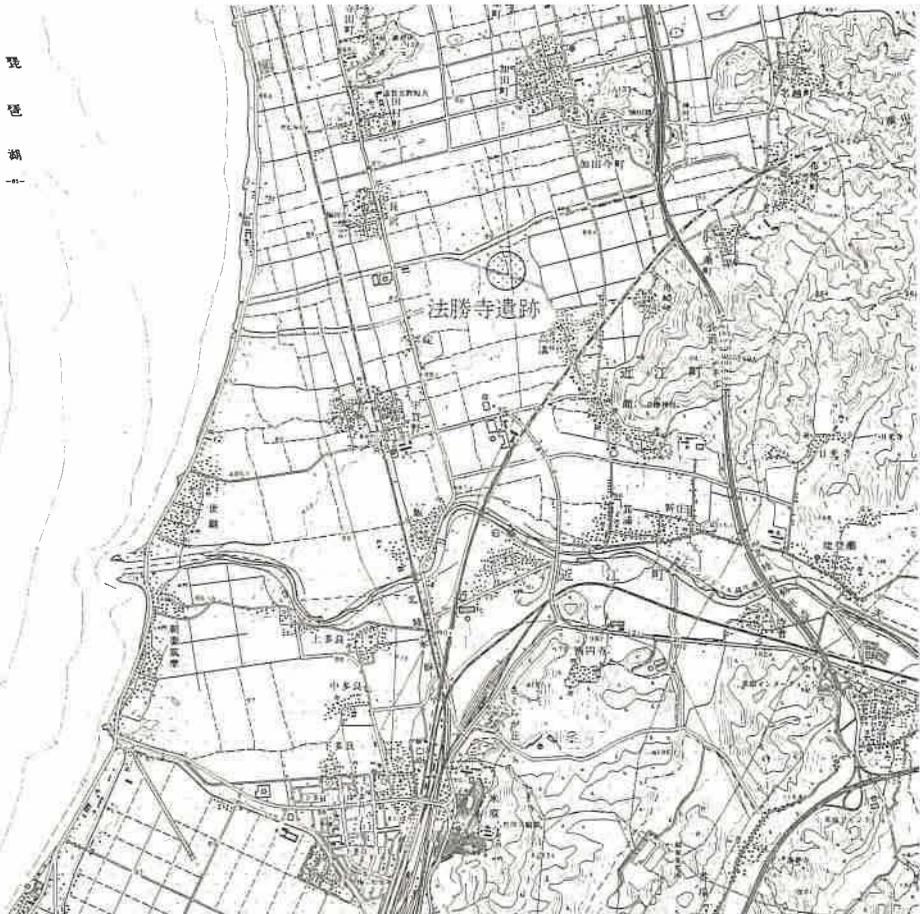
図版 30	(上) S D X23出土遺物	(下) S D X23出土遺物
図版 31	出土遺物(第IV期)	
図版 32	出土遺物(第III期・第IV期)	
図版 33	出土遺物(第IV期・第VI期)	
図版 34	出土遺物(第VI期・第VII期・第VIII期・第X期)	
図版 35	法勝寺出土瓦(軒丸瓦)	
図版 36	法勝寺出土瓦(軒丸瓦)	
図版 37	法勝寺出土瓦(軒平瓦)	
図版 38	法勝寺出土瓦(軒平瓦)	
図版 39	法勝寺出土瓦(軒平瓦)	
図版 40	法勝寺出土瓦(軒平瓦)	
図版 41	法勝寺出土瓦(鴟尾)	

## 第1章 調査にいたる経過

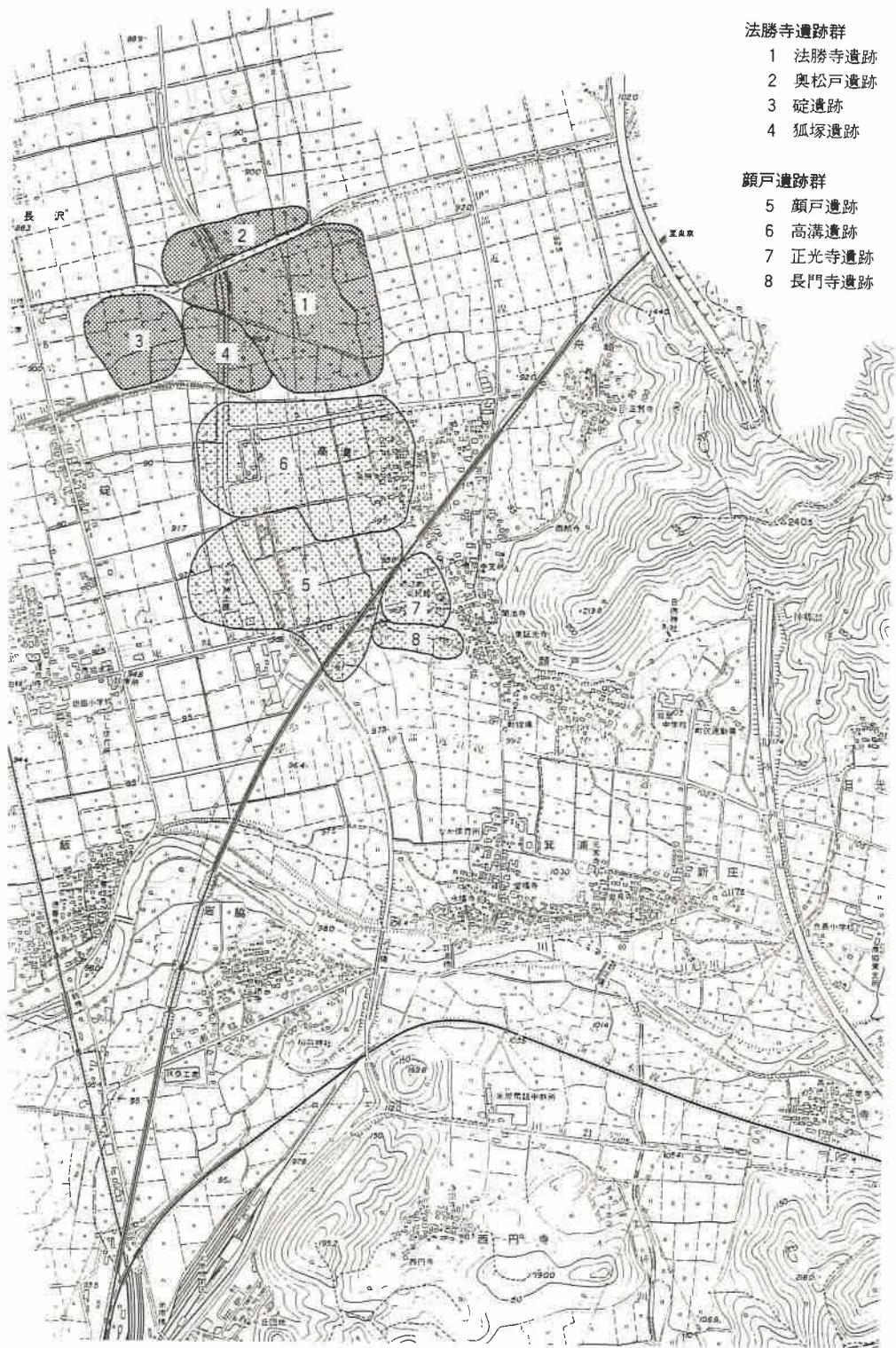
滋賀県坂田郡近江町高溝には、周知の遺跡として集落の内部から西側に及ぶ範囲に高溝遺跡が所在し、さらにその北側に法勝寺遺跡が隣接している。高溝遺跡は縄文時代から平安時代に至る複合遺跡として周知されており、法勝寺遺跡は弥生時代から奈良・平安時代に至る複合遺跡として周知されてきた。

今般県営ほ場整備事業（天の川東部地区高溝顔戸工区）が計画され、高溝遺跡・顔戸遺跡・法勝寺遺跡の3遺跡に事前の発掘調査の必要が生じた。

調査は滋賀県教育委員会の依頼により、近江町教育委員会が実施することとなった。現地調査は昭和61年度から昭和63年度におよび、整理調査は平成元年度に実施した。



第1図 法勝寺遺跡位置図（S=1:50,000）



- 法勝寺遺跡群
- 1 法勝寺遺跡
  - 2 奥松戸遺跡
  - 3 碓遺跡
  - 4 狐塚遺跡

- 顔戸遺跡群
- 5 顔戸遺跡
  - 6 高溝遺跡
  - 7 正光寺遺跡
  - 8 長門寺遺跡

第2図 法勝寺遺跡群と顔戸遺跡群 (S=1:20,000)

## 第2章 遺跡の位置と環境

法勝寺遺跡は、近江町内の北西部に位置し、東西約400m、南北800mに広がる複合遺跡で、周知範囲の南部には白鳳時代の寺院が存在し、北部に弥生時代方形周溝墓群が存在し、西部には「狐塚古墳群」と呼ばれる後期古墳が存在する。同遺跡の存在する一帯は遺跡密度の高いところで、日無山丘陵と西の琵琶湖にはさまれた平野部に2つの遺跡群が南北に並ぶ。ここでは、北側の遺跡群を「法勝寺遺跡群」と呼び、南側の遺跡群を「顔戸遺跡群」と呼ぶこととする。

「法勝寺遺跡群」は、現在の国道8号線バイパスと土川の交点を中心に所在し、法勝寺遺跡、狐塚遺跡、奥松戸遺跡、碓遺跡の4つの遺跡がこれに含まれる。この遺跡群は土川の形成する未発達な扇状地に立地しており、縄文時代早期に高山寺式土器をもつ遺跡が初見し、弥生時代中期から後期にかけ低墳丘墓群で構成される広大な墓域をもつ。墓域の多くは方形の低墳丘墓で占められるが、今回の調査中では前方後方形を呈する低墳丘墓が出現するなど、弥生時代中後期の墓制を捉える良好な資料となっている。古墳時代にはいると南北に2つの小規模古墳群が出現する。そのうち南側の狐塚古墳群は帆立貝形古墳1基と円墳4基で構成され、埴輪をもつ中期の小規模古墳群を形成する。続く飛鳥・奈良時代には2時期に及ぶ寺院の造営、平安時代には南北地割をもった荘園遺構の出現など、連続と遺跡は継続している。

もう一方の「顔戸遺跡群」は、「法勝寺遺跡群」の南側に隣接しており、条里景観の残る水田地帯に所在し、顔戸遺跡、高溝遺跡、長門寺遺跡、正光寺遺跡の4つの遺跡がこれに含まれる。この遺跡群は「法勝寺遺跡群」において空白となる縄文時代の前期から晩期にかけての遺物を多く出土することを第一の特徴とし、次いで弥生時代後期から古墳時代中期にかけての大規模な集落が営まれることを第二の特徴とする。この集落遺構が「法勝寺遺跡群」の低墳丘墓群に付帯するものにあたるか否かは、現在までのところ不明であるが、この集落遺構の特徴は、遺構群の中に「環濠」と解釈される大溝遺構が所在することであり、大規模な遺跡群であることが知られる。

「顔戸遺跡群」が「法勝寺遺跡群」と最も異なるのは、前者が条里景観下に所在するのに対し、後者が別の地割景観下に所在することにある。このことは、顔戸遺跡を含む「顔戸遺跡群」が9世紀前半よりの活発な条里開発を受けたことを物語っており、同遺跡群において先行した縄文時代から奈良時代に至る多くの遺構が、開発の影響により消失あるいは埋設されていることが想定されている。



第3図 調査地区位置図 (S=1:5,000)

### 第3章 調査の経過

調査は、ほ場整備事業によって切土工事と排水路工事の計画される個所を対象として、試掘調査を実施し、その結果に伴い計画変更等の協議をし、工事によって影響の残る個所を発掘調査し、資料の記録保存化を図った。

現地における調査の方法は、0,4m<sup>2</sup>級バックホーを用いた表土掘削の後、人力による遺構検出、遺構内掘削を行い、航空写真測量による遺構実測をおこなった。

### 第4章 調査の結果

法勝寺遺跡における発掘調査は、これまでに計5回を数えており、当該調査は第3次調査にあたる。昭和50年度に実施された第1次調査では約四町四方の範囲に遺跡の拡がりが見認められ、その南部に寺院の「南大門跡」と考えられる遺構が確認され、北部に掘立柱建物の遺構群が確認された。昭和59年度に実施された調査は国道8号線バイパス建設工事に先立つもので、近江町内では北部より長沢遺跡・西火打遺跡・奥松戸遺跡・法勝寺遺跡・狐塚遺跡の順に隣接する遺跡が調査されたが、このうちの法勝寺遺跡に関連する調査が第2次調査にあたる。この調査は遺跡周知範囲の北西端部にあたり、弥生時代の方形周溝墓5基、古墳1基、古墳時代後期の竪穴住居跡3棟、奈良・平安時代の掘立柱建物19棟等の遺構が確認され、複合遺跡としての当遺跡の実態が初めて明らかにされた。

ここに報告する第3次調査は、国道8号線バイパスの東側で、「土川」と呼ばれる河川の南側に位置しており、ほ場整備事業によって藪地を水田化する箇所を対象としており、約10,000m<sup>2</sup>の調査地より、多時期におよぶ遺物が出土し、多様な遺構が確認された。当該調査の時点では、遺跡の複合する時期区分があいまいであったが、この後に2度にわたる発掘調査（第4次調査・第5次調査）が実施され、遺跡の時期区分が明確になったため、ここでは法勝寺遺跡全体の変遷時期区分を先に定義し、当該遺跡の検出遺構の説明を加えることとする。

#### 法勝寺遺跡第I期

当遺跡に生活の痕跡が認められる初限は、縄文時代早期である。第1次調査において「高山寺式土器」が発見されたのに続き、第3次調査と第4次調査においても同時期の遺物が確認された。これまでに出土した遺物は、いずれも小破片であり、全体を復元できるもの

は遺物は少ない。同遺跡の南方約6 kmには、同時期の遺物を多量に出土する米原町磯山城遺跡の存在が知られており、交易距離を保った遺跡の分布と考えられる。法勝寺遺跡では、同時期に該当する遺構の所在が明らかでなく、遺物の多くは別時期の遺構から出土しており、後世の開削によって消失したものと考えられる。

#### 法勝寺遺跡第Ⅱ期

弥生時代中期初頭にあたる。第Ⅰ期から第Ⅱ期への移行は隔絶されたものではなく、南側に隣接する顔戸遺跡群のなかで、縄文時代前期から縄文時代晩期末葉までの変遷が確認されており、生活地点の南下として理解されよう。また、弥生時代前期の資料については、これまでも紹介されているが、南西約2 kmに位置する宇賀野遺跡の出土遺物ほど明確なものではなく、法勝寺遺跡における弥生時代の開始は中期の初頭を待たなければならない。第5次調査において出土した土壌内一活遺物では、貼付突帯の壺が、条痕文系土器や櫛描文の土器と共出しており、中期初頭と判断されるが、同時期の遺構と遺物は稀薄であり、遺跡範囲の北東端部に集中している。

#### 法勝寺遺跡第Ⅲ期

弥生時代中期中葉にあたる。この時期に法勝寺遺跡では低墳丘墓（方形周溝墓）の構築が開始される。同遺構は幅の狭い周溝によって構成され、線的な分布を示す。この時期に構築された低墳丘墓の一部は、中期後葉に自然災害により埋設される傾向にある。

#### 法勝寺遺跡第Ⅳ期

弥生時代後期になると、再び低墳丘墓の構築が活発化し、第Ⅲ期の遺構よりも規模の大きい墳丘墓が面的に分布する。弥生時代中期後葉に埋設された第Ⅲ期の遺構は、この時点で上層から第Ⅳ期の遺構に切られる。また、埋設されなかった箇所については、遺構の存在が明白であるため、第Ⅲ期の遺構と第Ⅳ期の遺構が独立して分布する。前者の傾向は、東隣する第4次調査区に認められ、後者の傾向は、西隣する第2次調査区に認められる。当該調査区は、その中間の位置を占めるが、やはり自然埋設による周溝墓の切りあい関係が認められる。

#### 法勝寺遺跡第Ⅴ期

古墳時代前期にあたる。低墳丘墓の構築が減少するものの、大溝等の集落に付随する遺構が出現しはじめる。また同時期は南隣する顔戸遺跡群（高溝遺跡・顔戸遺跡）の最も発

展する時期に該当する。

#### 法勝寺遺跡第Ⅵ期

古墳時代後期にあたる。同時期は「狐塚古墳群」の築造時期に該当する。遺跡の分布図上では、法勝寺遺跡と狐塚古墳群（狐塚遺跡）とは隣接する2つの遺跡として周知されているが、複合する「法勝寺遺跡」の一時期の遺構群として理解されよう。これまでに帆立貝形古墳1基と円墳4基の計5基から構成される古墳群として知られるが、法勝寺遺跡内での同時期の出土遺物は多く、消失した古墳も多いと考えられる。近江町内における同古墳群の位置は、「塚の越古墳」より後出し、「山津照神社古墳」に先行するものである。

#### 法勝寺遺跡第Ⅶ期

遺跡の名前にみられる寺院の造営時期にあたる。寺院は同遺跡周知範囲の南部に位置し、出土遺物から7世紀末葉の造営と理解されている。寺院の北側にあたる第2次調査区と第4次調査区では、同時期に該当する竪穴住居跡が検出されており、寺院に関連した集落の構成が予想される。

#### 法勝寺遺跡第Ⅷ期

坂田郡条里の普及時期にあたり、平安時代前期である。法勝寺遺跡内には坂田郡条里の普及は認められないが、遺跡の東端と南端には同条里の普及が認められる。この時期には小規模の河川や沼沢地が盛んに埋設されている。

#### 法勝寺遺跡第Ⅸ期

寺院の再建・修復時期で、その出土瓦等の形式年代から平安時代中期と判断される。寺院出土の遺物は、大別して、第Ⅶ期（寺院造営期）のものと、第Ⅸ期（寺院修復期）のものがあり、寺院部分の発掘調査がなされていない現在、2時期の寺院が、同位置に所在するものか否か定かでない。

#### 法勝寺遺跡第Ⅹ期

坂田郡条里の普及しない法勝寺遺跡の一带に独自の「南北地割」が普及する時期で、平安時代後期にあたる。この南北地割の主軸方位は、寺院の主軸方位とは異なり、遺跡の周知範囲内において、区画地割と規制建物を検出している。第Ⅹ期に先行する時期の遺構の多くは、この開発によって破壊されている。

Y=27.100

Y=27.150



第4図 調査地区全体図

第3次調査において検出した遺構は、第4図に示すとおりである。遺構は、低墳丘墓約59基、竪穴住居跡約7棟をはじめ、溝状遺構、掘立柱建物跡、井戸跡等によって構成される。これら検出遺構の多くは、第X期の開発行為によって旧来の形を大きく変えており、その堆積埋土内の遺物には、多時期のものが含まれている。

調査区のほぼ中央部を南北に伸びる溝状遺構SD4・SD8・SD9とこれに直交して東西に伸びるSD1は、共に第X期の遺構である。SD1の東端では、南北に伸びる溝状遺構SD2と直交する。SD2の中心は、SD4の中心から東へ約55mに位置する。この調査の翌年に実施された第4次調査の第4トレンチでは、SD1の東延長部とSD2の北延長部が検出されている。この調査結果を合わせて両遺構の状況を説明すると、同遺跡はSD2を境にして、東側が一段高い状況を呈していることが知られ、その境界は一部に柵列を伴った畦畔遺構によって仕切られる。この畦畔遺構の西側の溝がSD2に該当する。またSD1の東延長部にも小規模の畦畔遺構が存在し、SD2との交点を境に地形が下がり、SD1へと続く。第4次調査では、SD2の東側に大形の掘立柱建物や倉庫等が建ち並んでおり、水田区画（西側）と管理建物区画（東側）の存在が明らかになっている。

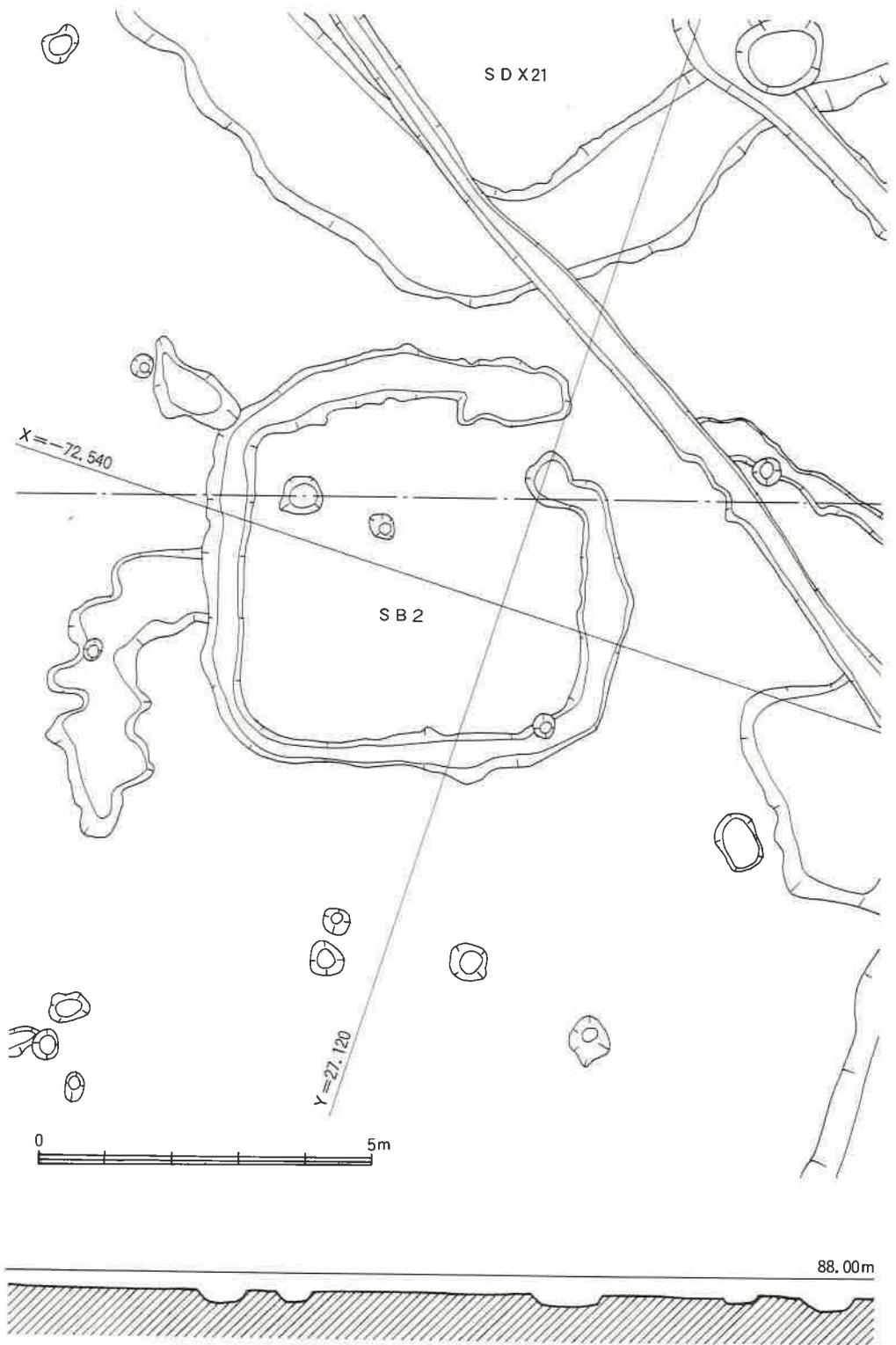
SD4の北端部は西側に屈折してSD7に続くが、SD7の南端は直交するSD6とも接している。このSD6とSD7は第VIII期の坂田郡統一条里に向きを揃えており、この地点が、坂田郡統一条里と法勝寺遺跡南北地割の接点にあたる。このことから、第3次調査区の大部分は、第VIII期ないし第X期の開発によって水田化されたことが理解される。この開発は、先行する時期の遺構を多く破壊しているが、低墳丘墓や竪穴住居跡は基底部を既存しており、分布傾向を知ることができる。

#### 竪穴住居跡

調査区からは、約7棟の竪穴式住居跡が確認されているが、その構成年代は定かではなく、第IV期から第VII期にいたる時期に該当する。当調査区に西隣する第2次調査区と東隣する第4次調査区では同様に竪穴住居跡が数棟ずつ検出されているが、これらはいずれも第VII期に該当するもので、カマドを備えているが、この7棟の遺構にはカマドの痕跡がなく、同時期のものとは判断し難い。以上7棟の竪穴住居跡（SB1～SB7）の詳細は以下のとおりである。

#### SB1

調査区の西端中央部に位置する方形プランの住居跡で、南北7m20cm・東西5m20cm以上を測る。遺構に上層部は既に削平されており、支柱穴の一部と壁溝のみを残している。東辺の壁溝は中央部が隔絶されており、入口の可能性をもつ。



第 5 図 SB 2 遺構平面図

## SB2

調査区の中央北に位置する方形の竪穴住居。南北6m10cm・東西6m10cmを測り、ほぼ正方形を呈する。遺構の外周には幅20cm40cmの壁溝が回り、北東隅の一面のみが開いている。柱穴は平面の北西に2つのみ確認されており、その他の柱穴は不明である。

住居の床面と外方には、標高上の差異がなく、既に削平を受けていることが予測されるが、支柱穴の不明な点については、他の理由があると判断される。

## SB3

SB2の北東約5mに位置する方形の竪穴住居で、廃絶後にその埋土上からSD7が掘り込まれている。SB3は南北6m50cm・東西6m以上を測り、正方形に近い平面形を呈している。遺構の東部は、後出する別の遺構によって破壊されており、不明な部分多い。遺構の西部には柱穴が確認されている。この住居跡もSB2同様に、住居の内外面の標高差が認められず、遺構面の削平行為が認められる。

## SB4

調査区の中央西寄りにおいて、SB4とSB5の2棟の竪穴住居が東西方向に並んで確認された。このうち東側の住居がSB4である。この遺構はSB5に後出する。南北5m50cm以上・東西4m50cm以上を測る。遺構は北西隅部のみを残し、依存状態が極めて悪く、検出された柱穴が、この住居に伴うものかどうか不明である。

## SB5

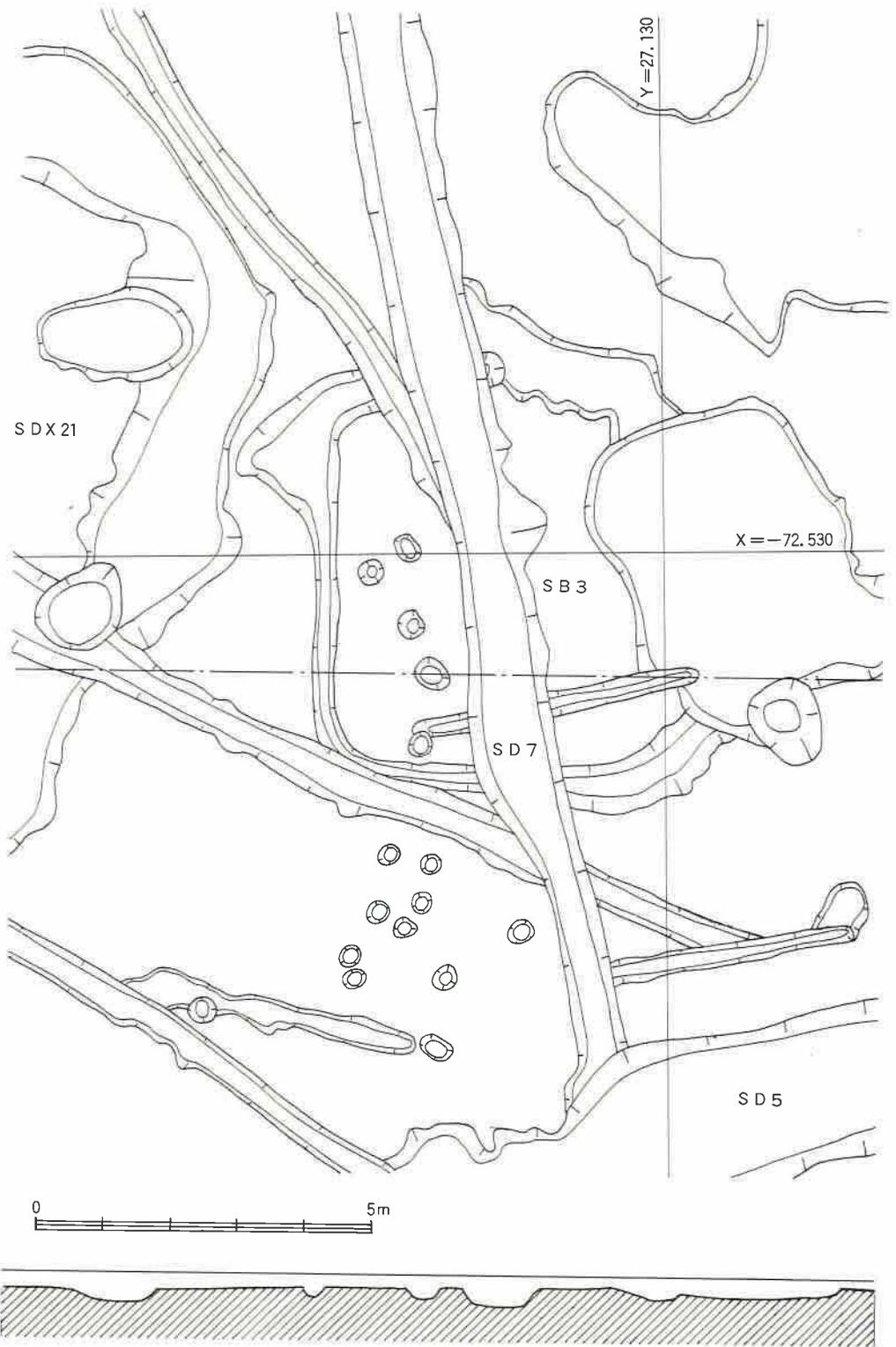
SB4と西側のSX3に先行する方形の竪穴住居である。南北7m50cm・東西7mを測る異整形の住居跡で、床面上には柱穴が存在しない。

## SB6

調査区の南西隅においてSB6とSB7の2棟の竪穴住居が確認された。このうち北側の住居跡がSB6である。SB6は南北6m・東西3m50cmを測るほぼ方形の竪穴住居跡である。住居跡の床面は、遺構面よりも約30cm低くなっており、ここでは遺構面の削平行為は認められない。遺構の西半部は調査区外にのびており不明であるが、東半部には2つの柱穴が残されている。

## SB7

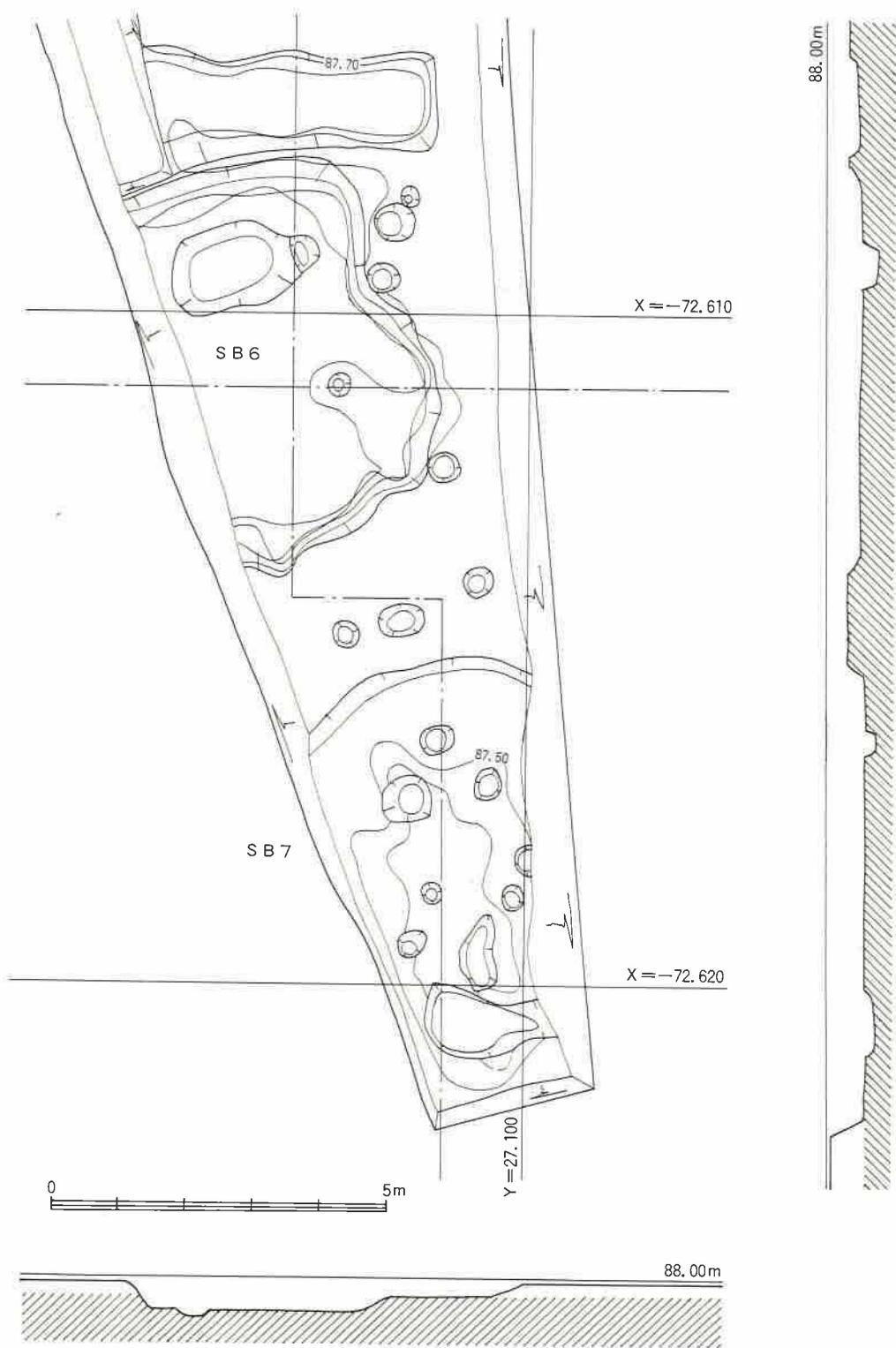
SB6の南隣に位置する竪穴住居跡。一部の検出であるため全容は不明であるが、平面形は円形を呈するものと考えられる。住居の規模は、直径6m50cm以上である。SB6と同様に床面と外方の遺構面との標高差が認められ、この一帯においては遺構面の削平が少なかつたと考えられる。



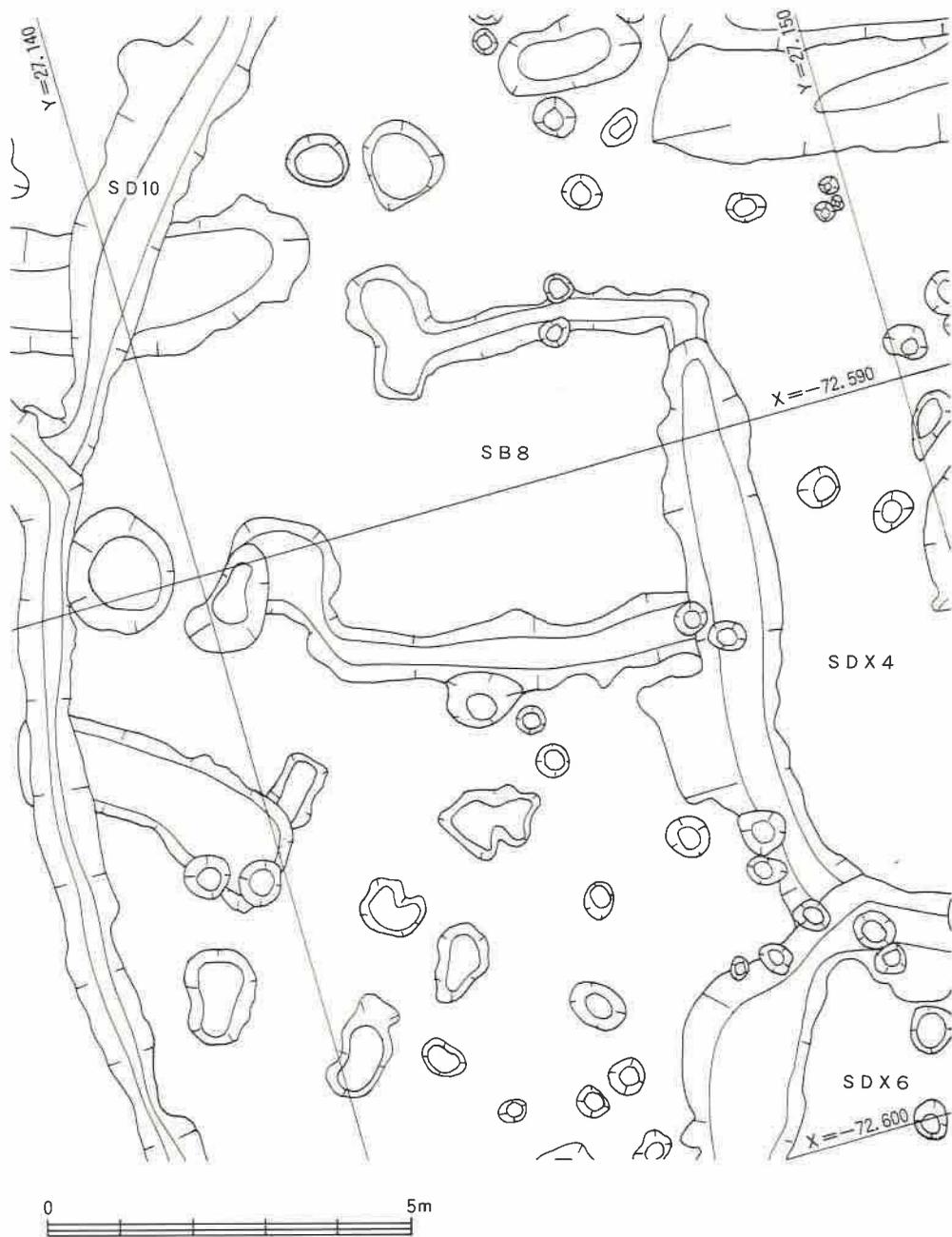
第6図 SB3遺構平面図



第7図 SX3・SB5遺構平面図



第8図 SB6・SB7遺構平面図



第9図 SB8遺構平面図

## 低墳丘墓

第4図（調査地区全体図）に示されるように当該調査では数多くの低墳丘墓が確認された。これらの遺構の中には通常「方形周溝墓」と呼ばれるものが約55基、「埋没古墳」の可能性をもつ規模の大きなものが約3基、さらに「前方後方形周溝墓」と呼ばれるものが1基あり、総数約59基の低墳丘墓が確認されている。これらの遺構は第Ⅲ期と第Ⅳ期を中心としたものである。各遺構の詳細な内容については以下に説明を加える。

### SDX 1

通常「方形周溝墓」と呼ばれるものについては、SDXの記号を用いている。SDX 1は調査区の南端中央部に位置しており、周辺遺構との新旧関係から、南北地割を構成するSD4・SD8に先行し、東隣の低墳丘墓SDX 2に後出することが明らかである。

SDX 1はSX 1の北部周溝に平行して構築されており、南側の周溝を持たない。また北西隣のSDX 8とも存在を意識した周溝の構築がなされている。この遺構の規模は南北9m・東西8m20cmを測り、幅70～1m20cmの周溝が回る。

### SDX 2

SDX 1の東隣に位置しており、東側の周溝をSD10に破壊されている他、西側の周溝埋土を上部からSDX 1に掘り込まれている。これは、SDX 1の構築時にSDX 2の存在が無視されていたことを示し、周溝の共有形態とは異なる。

この遺構の規模は南北8m80cm・東西8m40cmを測り、幅1m20cm前後の周溝が回る。また遺構の平面形は正四辺形ではなく、東辺の広い台形を呈している。

### SDX 3

SDX 2の南東隣に位置しており、南側と西側の周溝の一部のみを残すもので、全容は不明である。南側の周溝は約5m以上、西側の周溝は約3m以上を測る。この遺構の埋土は、南隣に位置するSDX 40の東側の周溝に掘り込まれており、周辺遺構の前後関係では古い時期に遺構に含まれる。

### SDX 4

SDX 3の北約15mに位置している。北隣のSDX 9や東隣のSDX 5とは平行した関係にあるが、SDX 56よりも後出しており、SDX 6に先行する。西隣の竪穴住居跡SB 8の東側壁溝とSDX 4西側周溝の前後関係には不明な点が多く、SB 8との新旧関係は不明である。

この遺構の規模は南北10m20cm・東西10mを測り、幅1m～1m20cmの周溝が回る。また周溝は、北西・北東・南東の各コーナーで隔絶しており、南西のコーナーのみが継続している。

## SDX 5

SDX 4の東隣に位置している。北隣のSDX10や東隣のSDX46とは平行した関係にある。この遺構の規模は南北7m30cm・東西8m50cmを測る平面長方形の低墳丘墓である。周溝部の北東コーナーと南西コーナーは隔絶しており、北西・南東の各コーナーが継続する。北東コーナーには、「井戸跡」の可能性をもつSK2が所在する。

## SDX 6

SDX 4の南隣に位置している。SDX 4や南隣のSDX 3に後出する遺構である。この遺溝は北側の周溝6m以上・西側の周溝9m20cmを測るが、全体規模は不明である。西側の周溝は西方のSDX 1の傾きに近似するが、北側の周溝との傾きが鋭角的であり、その平面形と配置が明瞭でない。

## SDX 7

SDX 1の北側約20mに位置する大規模な遺構である。この遺構はSD 4・SD 9に先行する以外に、他の墳丘墓との重複関係が無い。遺構の規模は、南北14m60cm・東西13mを測り、幾分南北に長い長方形の平面形を呈している。この遺構には、最高幅3m前後の大きな周溝が伴うが、その周溝は各コーナーともに隔絶しており、周溝は中央部の深いものとなる。

## SDX 8

SDX 1の北西隣に位置している。この遺構の規模は、南北6m60cm・東西8m50cmを測り、東西方向に長い長方形を呈している。遺構の周囲には、幅80cm～1m50cmの周溝が回っているが、各コーナーは隔絶しておらず全周する。また、このうち西側の周溝は中央部が外側に張り出た形状を示している。この遺構上には、弥生式土器を一括出土した遺構SK1が含まれる。

## SDX 9

調査区の中央南東寄りで、SDX 4の北隣に位置する。この遺構の規模は、南北8m30cm・東西8mを測り、幅80cm～1m80cmの周溝が回る。遺構面は、本来北側が高く、南側が低い地形であり、北側の削平によって遺構の北半部が消失したものと予測され、北半部の依存状況は極めて悪い。なお、北西と南東のコーナーは継続した状況を示している。

この遺構の南側にはSDX 4が所在するが、互いに別の周溝を平行させて共存した状態を呈している。

## SDX 10

SDX 9の東隣に位置する。この遺構は、SDX 4・SDX 5・SDX 9・SDX 46と共存しており、他の墳丘墓との重複関係が無い。この遺構の規模は南北8m20cm・東西7m

を測り、幅約1mの周溝を伴う。周溝は、北西と南東のコーナーが隔絶しており、西側の周溝の北半部が消失している。

上に記した共存する5つの墳丘墓の特徴は、互いの墓域を独立させ、周溝を共有しないことと、直線的で幅の狭い周溝を回らせることであり、このため、各墳丘墓は正形プランを呈することとなる。

#### **SDX11**

SDX10の北東約10mに位置する墳丘墓である。この遺溝は円形に近い、不正形な平面形を呈しており、その規模は、南北10m・東西6m80cm以上を測る。遺溝の周囲には、幅1m10cm～1m40cmの周溝が回る。この周溝は西隣のSDX12の周溝と一部が共有関係にある。

#### **SDX12**

SDX11の西隣に位置する墳丘墓である。SDX11と同様に円形に近い不正形な平面形を呈している。その規模は、南北10m・東西9m60cmを測り、幅1m20cm前後の周溝が回る。周溝は北西コーナーのみが隔絶しており、その他は継続した状況を示している。

#### **SDX13**

SDX12の西隣に位置しており、南北9m・東西8m20cmの規模を測る。この墳丘墓には、幅60cm～1m20cmの周溝が回る。周溝は北西・南東コーナーが隔絶する他、東西の各周溝の中央部も隔絶される。

この墳丘墓は、幅の狭い直線的な周溝を回らせており、南側に位置するSDX4・SDX9に形態が類似する。

#### **SDX14**

調査区の中央西寄りに位置するSDX14は、SDX8の北方約15kmに所在する。この遺構の南西には、埋没古墳の可能性をもつ大形の低墳丘墓SX2が隣接する。この遺構の規模は、南北11m30cm・東西10mを測り、幾分南北に長い長方形の平面形を呈している。この遺構の周囲には、幅80cm～2m60cmの周溝が回っている。この周溝は、各コーナー部で浅くなるが、隔絶することは無く、継続して全周する。周溝は、それぞれ中央部が幅広になり、各コーナーで狭くなる。

#### **SDX15**

SDX14の東隣に位置する。この遺構の規模は、南北9m・東西9m60cmを測り、幅1m～2mの周溝を回らせる。周溝は各コーナーで浅くなるが、継続して全周しており、先のSDX14と同じ傾向を示している。この遺構の周辺では、SX3・SDX14・SDX15・SDX16が遺構主軸の傾きと、周溝形態、分布状況さらに墳丘規模に類似点が多い。

### SDX16

調査区の中央東寄りに位置し、SDX15の東方24mに所在する。この遺構の規模は、南北9m・東西8m20cmを測り、幅80cm～2m20cmの周溝が回る。周溝は、北東・北西の各コーナーで浅くなるものの隔絶することは無く、全周する。

### SDX17

調査区の東端中央で検出された墳丘墓。SDX16の東側8mに位置する。遺構の大半を調査区外に拡げるが、方形プランを呈しており、南西隣のSDX11・SDX12とは傾向を異にする。

### SDX18

調査区東端北寄りに位置する。西側の周溝のみを留め、遺構の大半を調査区外方に拡げるため、全容は不明である。また、SD4・SD6の遺構構築時に破壊されている箇所が多い。

### SDX19

SDX16の北隣に位置する。この遺構の規模は、南北8m20cm・東西8m40cmを測り、幅80cm～1m80cmの周溝が回る。周溝の各コーナーは隔絶せず、継続して全周している。この遺構から北に拡がるSDX19・SDX20・SDX23・SDX24は、遺構の主軸方位を西傾させ、連続した状態で共存している。

### SDX20

調査区の中央北寄りに位置するSDX20は、SDX15の北東側、SDX19の西側に隣接する。この遺構の規模は、南北8m60cm・東西9m60cmを測り、幾分東西方向に長い長方形の平面形を呈している。遺構の周囲には、幅90cm～1m60cmの周溝が回る。周溝は、各コーナーが隔絶せず、継続して全周している。

この遺構は、北側の周溝埋土がSD4に掘り込まれており、南側の周溝が、先行するSDX54を破壊している。SDX54は、調査区の南部より分布を拡げている幅の狭い直線的な周溝をもつ低墳丘墓である。

### SDX21

調査区の中央北寄りに位置し、竪穴住居SB2の北隣に接する。この遺構は西側の周溝を削平行為によって欠損しており、南北10m・東西10m以上の規模を測り、周囲に幅1m20cm～2mの周溝が回る。

この遺構の主軸の傾きは、北東隣に分布するSDX23・SDX24・SDX32に類似しており、北端部が西傾する。また周溝部の各コーナーが隔絶せずに、継続して全周する傾向も同一である。

## SDX22

SDX21の東側20mに位置する。この遺構は周溝の北東部を、後出するSDX23破壊されており、前方後方形周溝墓SDX23に先行する低墳丘墓と理解される。

この遺構の規模は、南北7m10cm・東西8mを測り、周囲に幅90cm～2mの周溝を回らせる。周溝は、コーナー部が継続して全周しており、南側に隣接するSDX19に規模と形状が類似する。

## SDX23

調査区北東部で確認された「前方後方形周溝墓」である。遺構は西傾した主軸を持ち、北西に前方部、南東に後方部を持つ。この遺構の規模は、全長20m40cm・前方部の裾幅約6m・後円部最大幅12m30cmを測る。遺構の周囲には、幅60cm～3m20cmを測る周溝が回っており、後方部北西の一画で幅が狭くなる。

この前方後方形周溝墓SDX23の特徴をあげると以下のとおりとなる。

- ①SDX22が完全に埋設された状態で構築されている。
- ②後方部の平面形が、幾分縦長の長方形を呈している。
- ③台形の平面形を呈する前方部が伴う。
- ④前方部正面の周溝が、隣接するSDX24と共有形態にある。
- ⑤前方部側面での周溝の遺存状況が悪い。
- ⑥周辺の低墳丘墓と規則正しい配列をなす。

## SDX24

SDX23の北西側に隣接する遺構。この遺構の規模は、南北9m20cm・東西9m20cmを測り、ほぼ正方形の平面形を呈する。遺構の周囲には、幅60cm～3m80cmを測る周溝が回る。周溝の各コーナーは幅狭になるが、隔絶せずに全周する。

この遺構の一番の特徴は、北西部と南西部の周溝の幅の広いのに対し、南東部のSDX23と共有する周溝の幅が狭いことである。

## SDX25

SDX24の東隣に確認された遺構である。遺存状態が極めて悪く、図上での復元は困難である。

## SDX26

調査区の北東部で、SDX23の東側に隣接する遺構である。南東部と南西部の周溝のみを残し、北半部を消失する。この遺構の規模は、南北8m以上・東西8m40cm以上を測り、コーナー部の隔絶しない周溝をもつ。遺構の主軸方位は、西側に隣接するSDX23・SDX24に共通する。

### SDX27

SDX26の南側に確認された遺構である。遺存状態は極めて悪い。

### SDX28

SDX26の南側で、SDX27の東側に確認された遺構である。SDX27同様に遺存状態は極めて悪い。

### SDX29

調査区の南西部に位置する遺構。SX1の西隣、SDX8の南隣、SDX38の東隣に位置する。北部と西部の周溝のみを残す。南北2m以上・東西4m50cm以上を測り、幅1m前後の周溝を回らせる。

### SDX30

調査区の北東端部に位置する。南部と西部の周溝のみを遺存する。この遺構の規模は、南北8m80cm以上・東西5m40cm以上を測る。遺構の大半が調査区外に拡がるため、全容は不明である。

### SDX31

調査区の北東部で、SDX30の西側に隣接する。SDX30と同様に遺構の大半を調査区外方に拡げており、南側の周溝のみを留める。周溝の幅は2m以上を測るが、遺構の全容は不明である。

### SDX32

調査区の北端中央に位置し、SDX24の北側に所在する。SDX24の北部の周溝を共有して、北部に立地するが、規模は不明。西部の周溝のみが良好な状態で遺存しており、幅2m30cmを測る。

### SDX33

SDX24の西隣で確認された遺構である。SDX24の西部の周溝を共有して構築されると判断されたが、遺構の遺存状態が悪く全容は不明である。

### SDX34

調査区の北西部で確認された遺構で、SX3の北東側に隣接する。周溝の北東部のみを残す。周溝の幅は1m80cmを測り、隔絶せずに南側に屈折して継続する。全容は不明であるが、残された周溝の傾きは、東側に隣接するSDX21に最も類似する。

### SDX35

調査区の北東部で、SX3の北側に隣接する。この遺構は東部の周溝のみを遺存しており、幅1m80cmを測る。遺構の規模は南北8m10cm以上を測ること以外は不明である。南側のSX3の北部の周溝と重複関係にあり、先行して存在する。

### SDX36

調査区の中央西寄りに位置し、竪穴住居SB5の北東側に隣接する遺構である。既に東部の周溝中央部のみを残して、ほぼ全壊している。遺構の全容は不明であるが、周溝部の残存状況から北東側に隣接するSDX21に傾向を寄せるかと思われる。

### SDX37

SDX36の東側で、SDX15の北隣に位置する遺構である。竪穴住居SB2と遺構の北部の周溝が重なって確認されたが、その全容は不明である。

### SDX38

調査区の南西端部に位置し、SX2南側に隣接する。この遺構の規模は、南北6m60cm・東西6m80cmを測り、その周囲に幅80cm前後の周溝を回らせる。周溝の状況は、直線的に伸びるもので、各コーナー部が継続して全周している。この遺構は、北隣のSDX49によって破壊されている。

### SDX39

調査区の中央西寄りにおいて確認された遺構。SDX14の北西部に重複して所在する。この遺構は、南部と東部の周溝のみが既存しており、南北6m・東西8m60cm以上を測る。残された周溝の南東コーナーは、隔絶せず継続した状態を示している。また、この遺構はSDX14に先行して構築されているが、この際SDX39は埋没していると考えられる。

### SDX40

調査区の南端中央部で確認された遺構である。遺溝はSX1の東隣に位置し、SD1の南側に所在する。南北7m以上・東西5m80cm以上を測るが、南部と東部の周溝を残すだけで、全容は不明である。なおこの遺構は、先行する別の低墳丘墓SDX41を破壊して構築されている。

### SDX41

調査の南端中央部で確認された。さきのSDX40に先行して構築されている。遺構は東西8m以上の規模をもつが、南側の周溝を残すだけであり、全容は不明である。この遺構のあとには、SDX41とSDX53が構築されるが、これはSDX41の埋没後に連立して2基の低墳丘墓が構築されたことを示しており、SDX41とSDX53は周溝を共有せずに隣接して存在する。

### SDX42

SDX41の東方15mに隣接して所在する。この遺構は東傾した主軸をもち、その規模は南北8m・東西8m50cmを測り、幅1m20cmの周溝が回る。遺構の南半部は調査区外に広がっているが、北半部の状態から全容を復元することは容易である。

周溝は、直線的な伸びを示し、北西コーナーは継続する。この傾向は、北側に隣接するSDX5に類似する。

#### SDX43

調査区の中央南寄りで、SDX2の北側に隣接する。この遺構の規模は、南北2m20cm以上・東西5m20cm以上を測る。北部と西部の周溝が残るだけで、全容は不明であるが、周溝の北西コーナーは継続した状態を示している。

#### SDX44

SDX43の北側に位置する。この遺構の規模は、南北8m40cm・東西7m20cm以上を測る。遺構の周囲には、幅1m60cm～2mの周溝が回る。東側にはSDX9が隣接して所在するが、2基の遺構の接点付近では、遺構の削平行為が盛んであり、遺構の残存状態が極めて悪い。

#### SDX45

調査区の南東端部に所在する。遺構の東半部のみを残しており、南北5m60cm・東西2m30cm以上の規模をもつ。遺構の周囲には、幅80cm～2mの周溝が回る。この周溝のコーナーは、継続して全周している。

#### SDX46

調査区の南東端に位置する遺構で、SDX5の東側に隣接する。この遺構の規模は、南北6m10cm・東西6m30cmを測る。遺構の周囲には、幅80cm前後の周溝が回る。周溝は、北東部と北西部のコーナーが隔絶しており、他の2箇所は継続して回る。周溝の形状は、幅が狭く、直線的に伸びるものである。

#### SDX47

SDX46の北側に隣接して位置する。この遺構の規模は、南北5m40cm以上・東西4m60cm以上を測るが、北東部と北西部の周溝を残す他が全壊しており、全体規模については不明である。

#### SDX48

調査区の南西端部に位置する遺構で、SDX38の南側で、竪穴住居SB6の北隣に位置する。この遺構については、北部と南部の周溝のみが明らかであり、南北4m40cmの規模のみが知られる。周溝の規模が、南北で大きく異なるため、別の遺構の組合せによる可能性を残す。

#### SDX49

調査区の南西部に位置する遺構である。この遺構は、南側に隣接するSDX38よりも後出し、北側に隣接するSX2に先行して存在する。この遺構の規模は、南北8m・東西8m

以上を測り、その周囲に幅80cm～1 m20cmの周溝が回る。周溝の形状は、幅が狭く、直線的な伸びを示す。

#### **S D X 50**

調査区の南東端部に位置する。北部の周溝と考えられる幅1 m80cmの溝だけが残されており、南北6 m以上の規模をもつと考えられるが、詳細は不明である。

#### **S D X 51**

調査区の西端中央南よりで確認された遺構で、S X 2の西側に隣接する。S D X 51はS X 2に先行して構築されているが、北隣に位置する竪穴住居S B 1との重複関係は定かでない。この遺構の規模は、南北5 m40cm以上を測るが、東西については不明である。周溝については、幅80cm前後の幅の狭い、直線的に伸びるものが伴うが、この傾向は南側に隣接するS D X 49に類似する。また、周溝は北西部のコーナーが隔絶している。

#### **S D X 52**

調査区の南西部に位置する。この遺構は、北隣のS X 2・北東隣のS D X 8・南東隣のS D X 6のいずれにも先行して構築されている。遺構の規模は、南北8 m以上・東西5 m20cm以上を測る。遺構の周囲には、幅90cm前後の周溝が回る。周溝の北東コーナーは、継続する傾向を示す。

#### **S D X 53**

調査区の南端中央に位置する。この遺構は北部と東部の周溝のみが明らかであり、南北3 m以上・東西5 m40cm以上の規模を測る。

S D X 53は、S D X 41の埋没後に構築されており、北隣のS D X 40に後出して出現する。この際にS D X 41の南部の周溝は共有されることなく、S D X 53の北部の周溝が構築される。

#### **S D X 54**

調査区中央部の北東寄りに位置する。この遺構は、北西側に隣接するS D X 20に先行して構築されている。S D X 54の規模は、南北5 m20cm・7 m70cmを測り、その周囲に幅60cm～1 mを測る周溝が回る。周溝の形態は、幅が狭く直線的に伸びる。また各コーナーは隔絶している。

#### **S D X 55**

調査区の西端中央部に位置し、S X 3の南側に隣接する。この遺構は、南部と西部の周溝のみを残しており、南北2 m60cm以上・東西5 mの規模をもつ。周溝は、幅60cm前後を測るが、南東コーナー部分で幅広になる。これは、周溝本来の形状ではなく、他の遺構との重複関係にあるものと思われる。

## SDX56

調査区の南東部に位置する。この遺構はSDX4と重複関係にあり、先行して構築される。遺構の規模は、南北4m以上・東西3m60cm以上を測る。北部と西部の周溝のみを残し、幅50cm～1mを測る直線的な溝が回る。周溝の北西コーナー部は隔絶している。

## SX1

埋没古墳の可能性をもつ大形の低墳丘墓が3基確認されており、SX1～SX3と呼称する。このうちSX1は、調査区の南端中央に位置し、遺構の南半部を調査区外に広げる。この遺構の規模は、南北6m以上・東西12m20cmを測り、その周囲に幅4m60cm前後の周溝を回らせる。

発掘調査の時点では、この遺構が他の遺構より卓越して大きいこと、周溝埋土に須恵器が含まれること、狐塚古墳群と隣接すること等から、埋没古墳の可能性を考慮してきたが、周辺のSDX1・SDX8・SX2との分布形態から、十分に低墳丘墓として理解できるものであろう。

## SX2

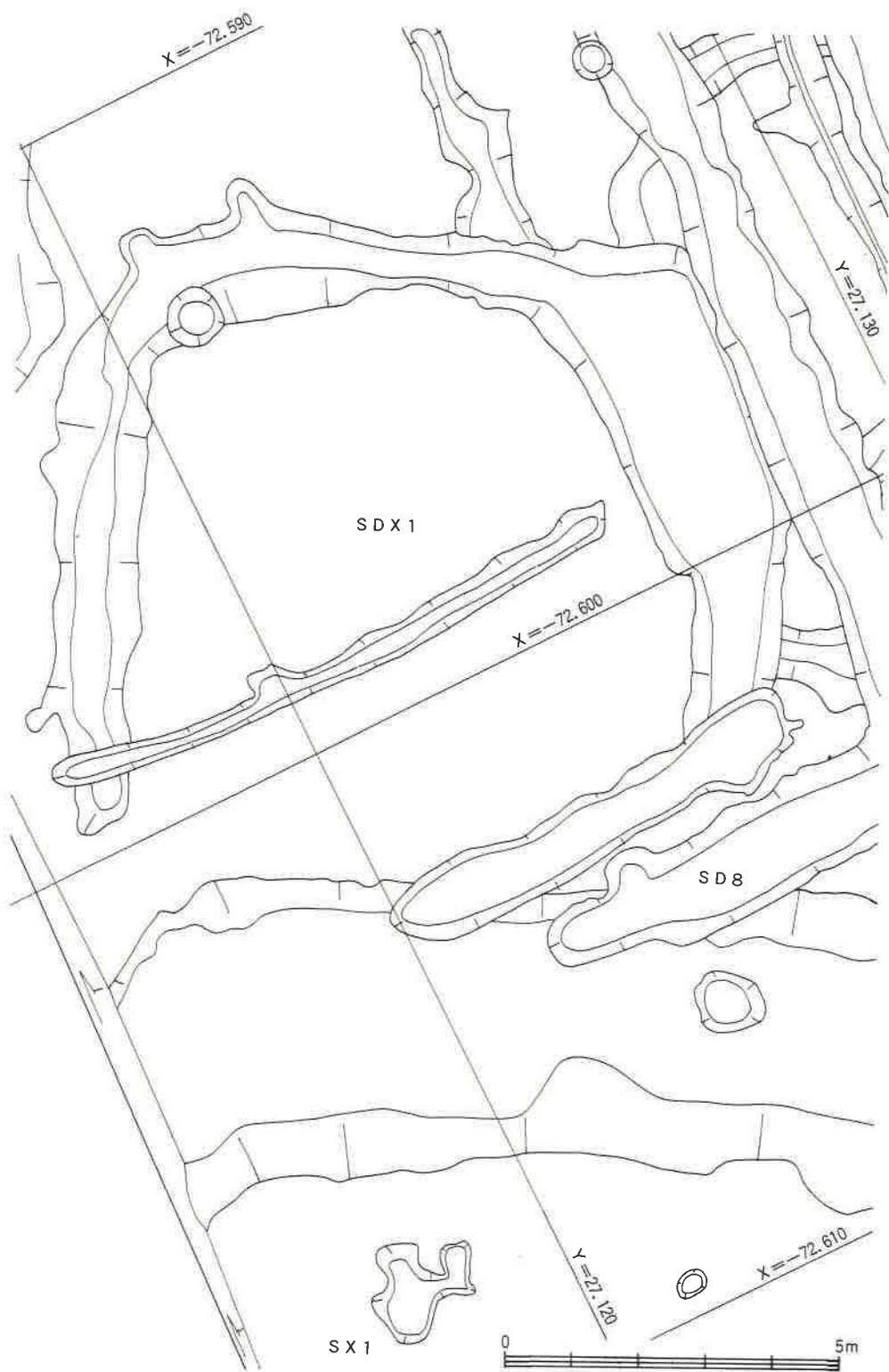
調査区の南西に位置する。南北11m30cm・東西11m20cmを測り、ほぼ正方形の平面を呈する。遺構の周囲には幅2m～5m20cmに及ぶ周溝が回る。周溝の各コーナーは、浅くなるものの隔絶せず、継続して全周する。

SX2の傾向については先のSX1で述べたほか、先行するSDX49・SDX51・SDX52の埋没後に構築されたことが伺える。

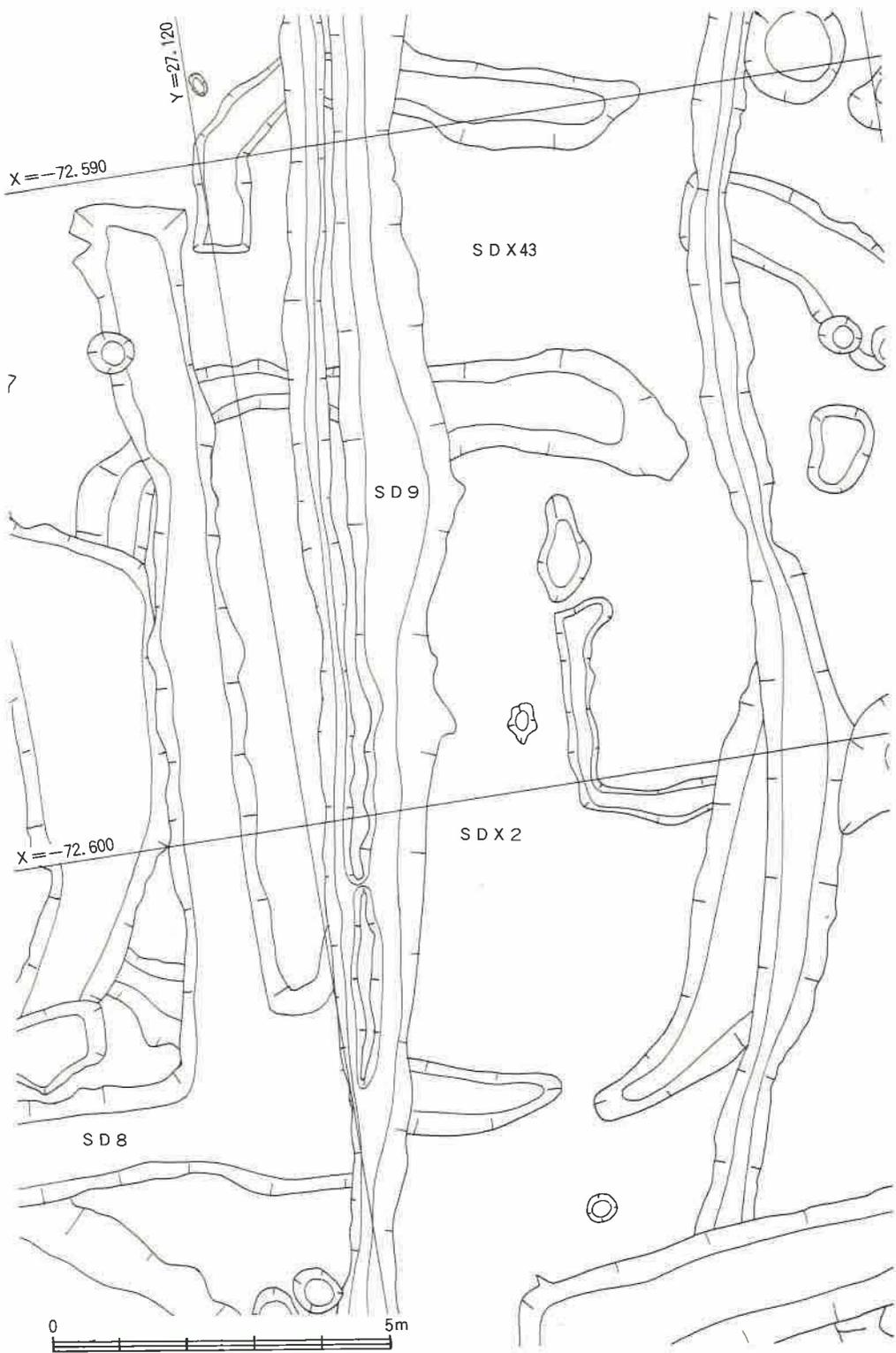
## SX3

調査区の西端中央部に位置する。この遺構は、西部が調査区の外方に伸びており、南北10m80cm・東西8m60cm以上を測り、その周囲に幅1m20cm～2m60cmの周溝が回る。この遺構は、北隣に位置するSDX35に後出するが、南隣に位置するSDX55とは共存する可能性を残す。

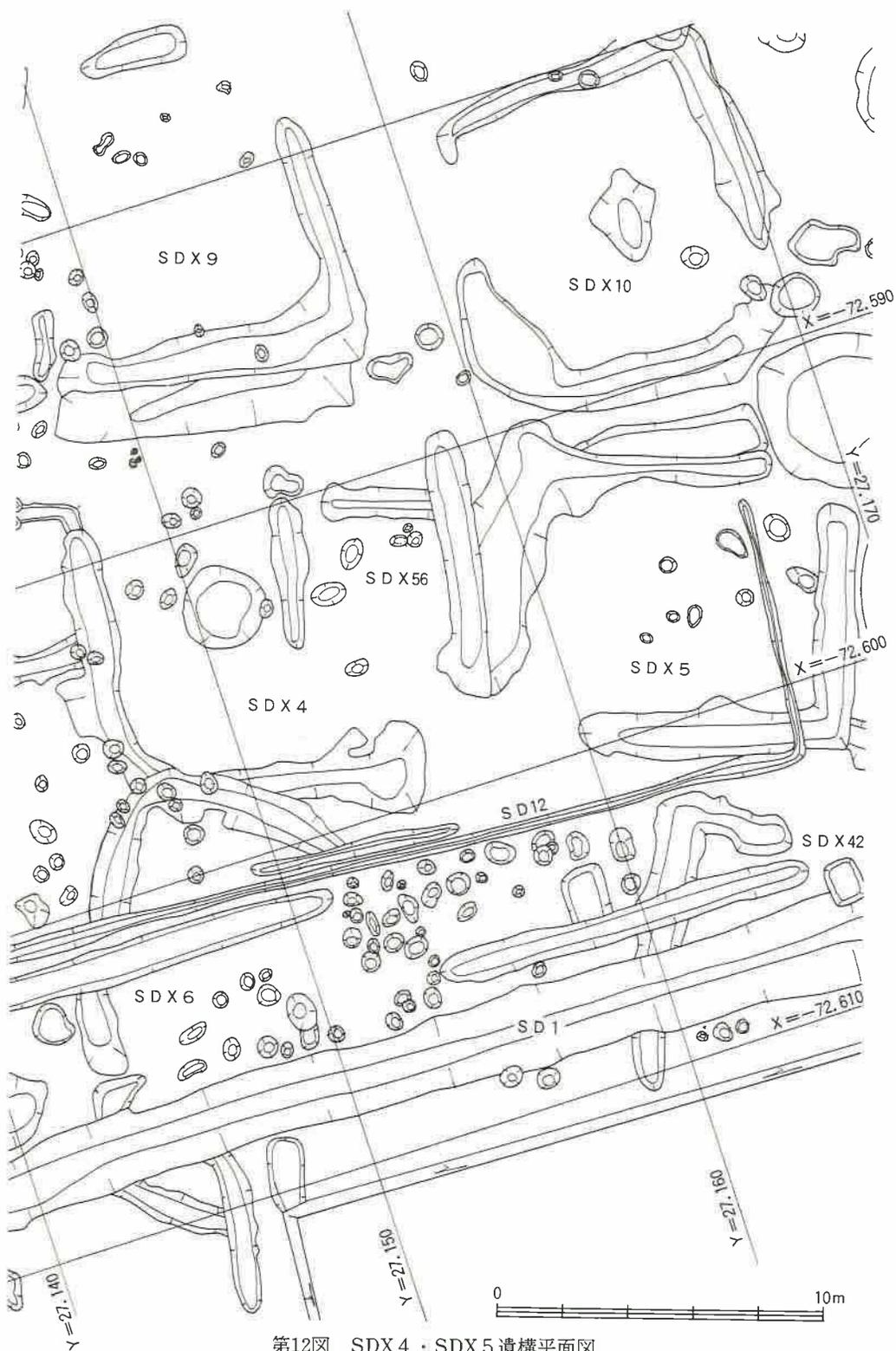
以上が今回の調査で検出した遺構の概略である。遺構は第Ⅲ期から第Ⅳ期を中心とした低墳丘墓、第Ⅳ期から第Ⅶ期を中心とした竪穴住居、さらにこれらの遺構を全壊させる第Ⅹ期の南北地割の遺構に大別される。



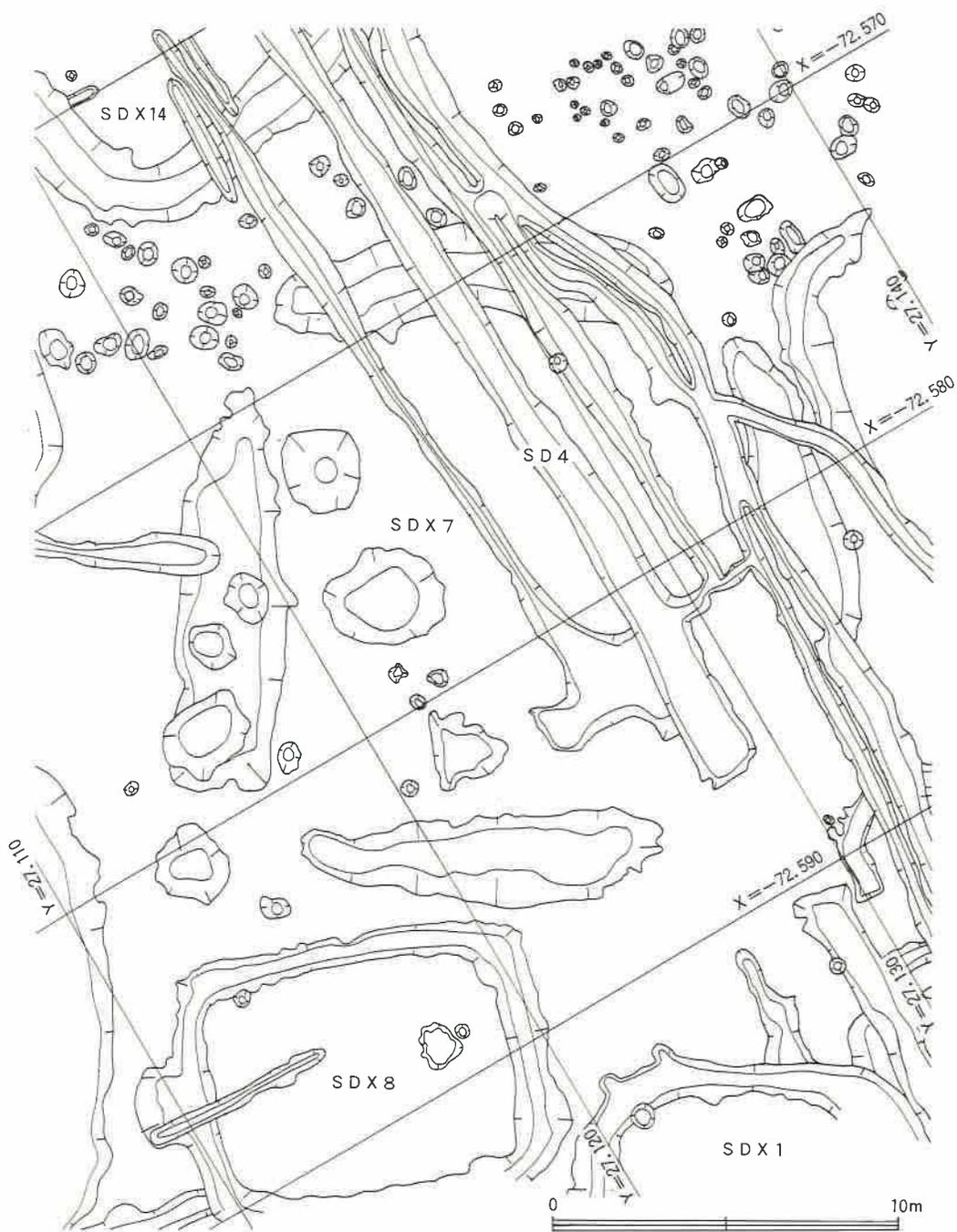
第10図 SDX1遺構平面図



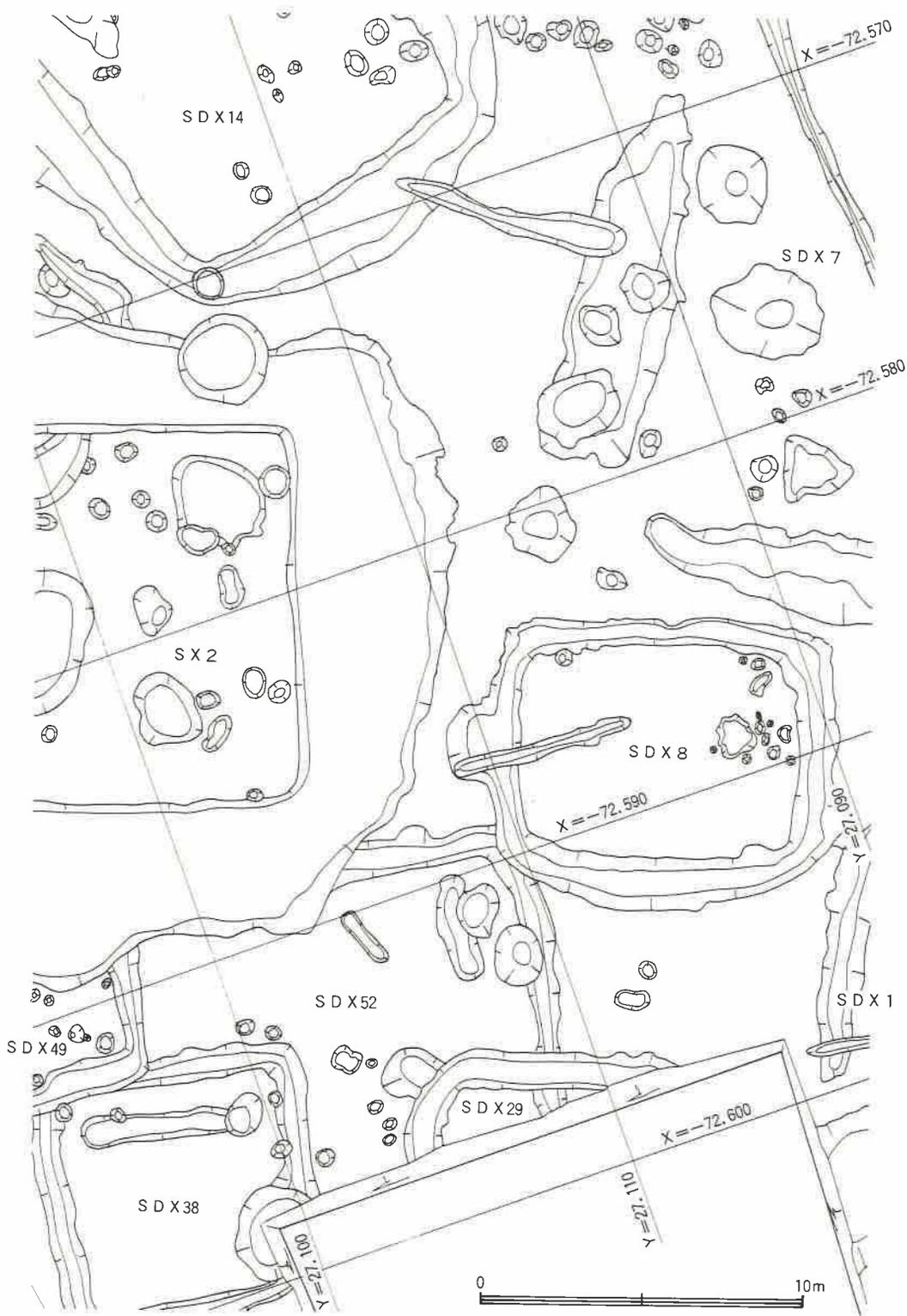
第11図 SDX 2 遺構平面図



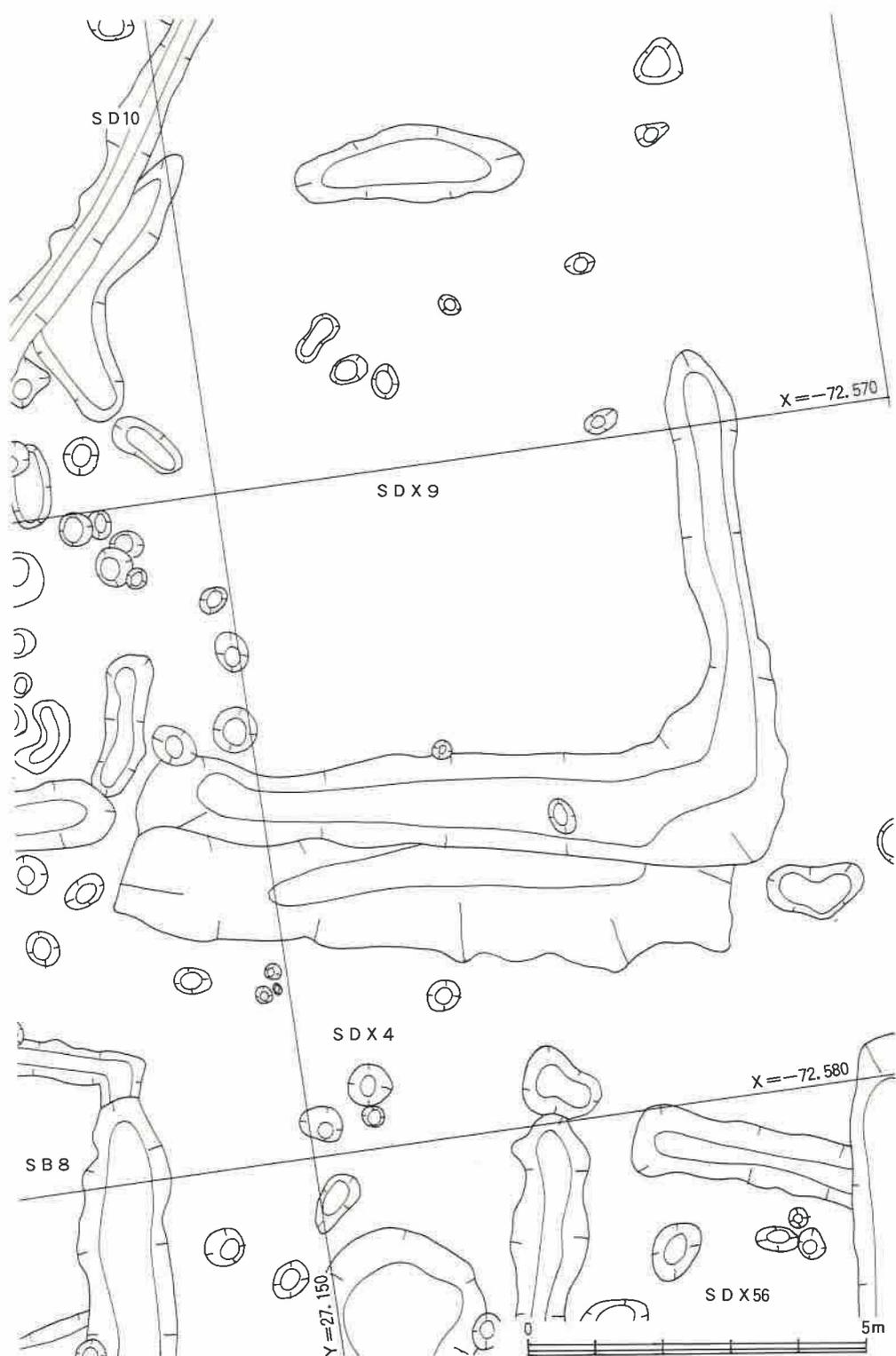
第12図 SDX 4・SDX 5 遺構平面図



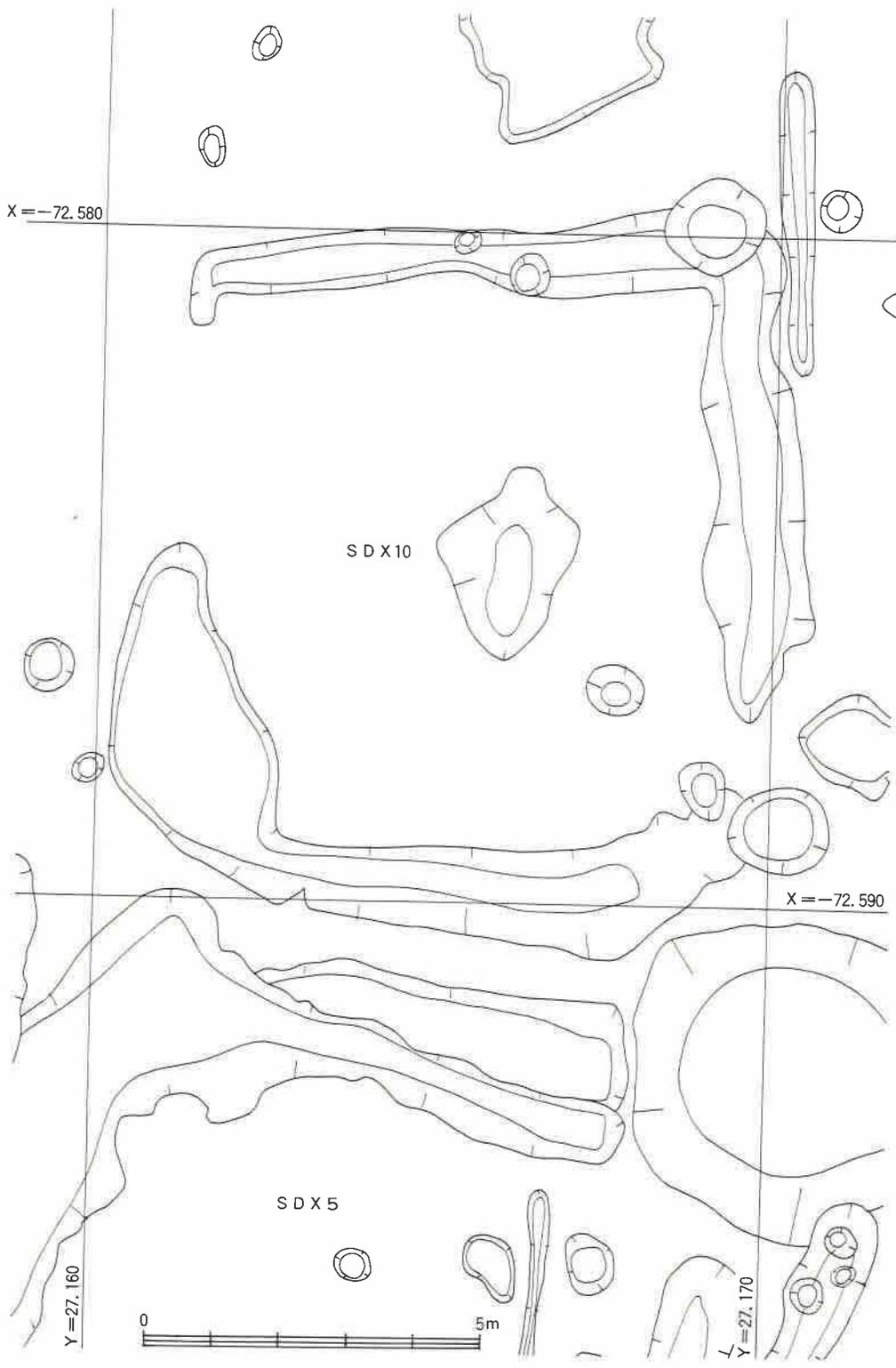
第13図 SDX 7・SDX 8遺構平面図



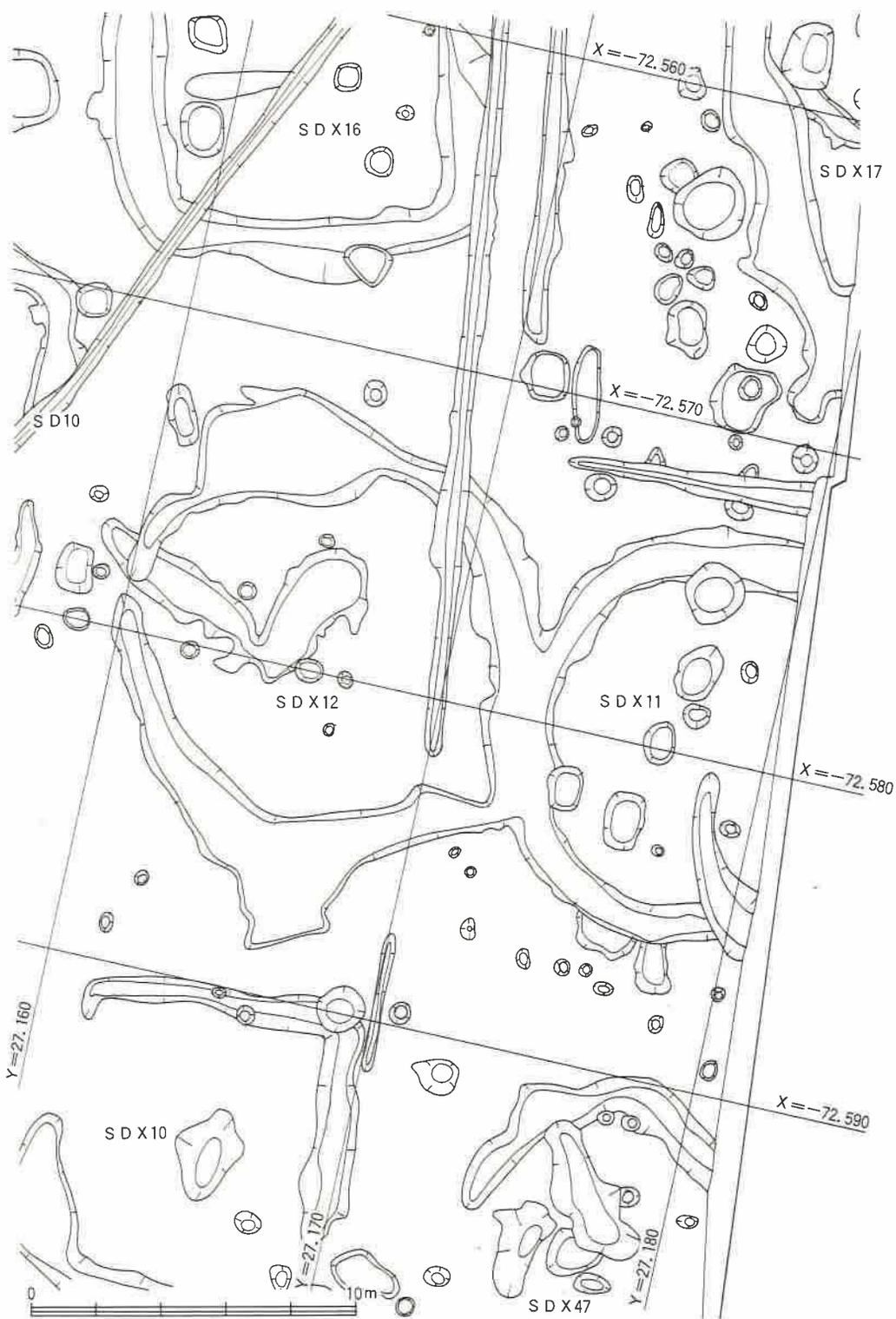
第14図 SDX8遺構平面図



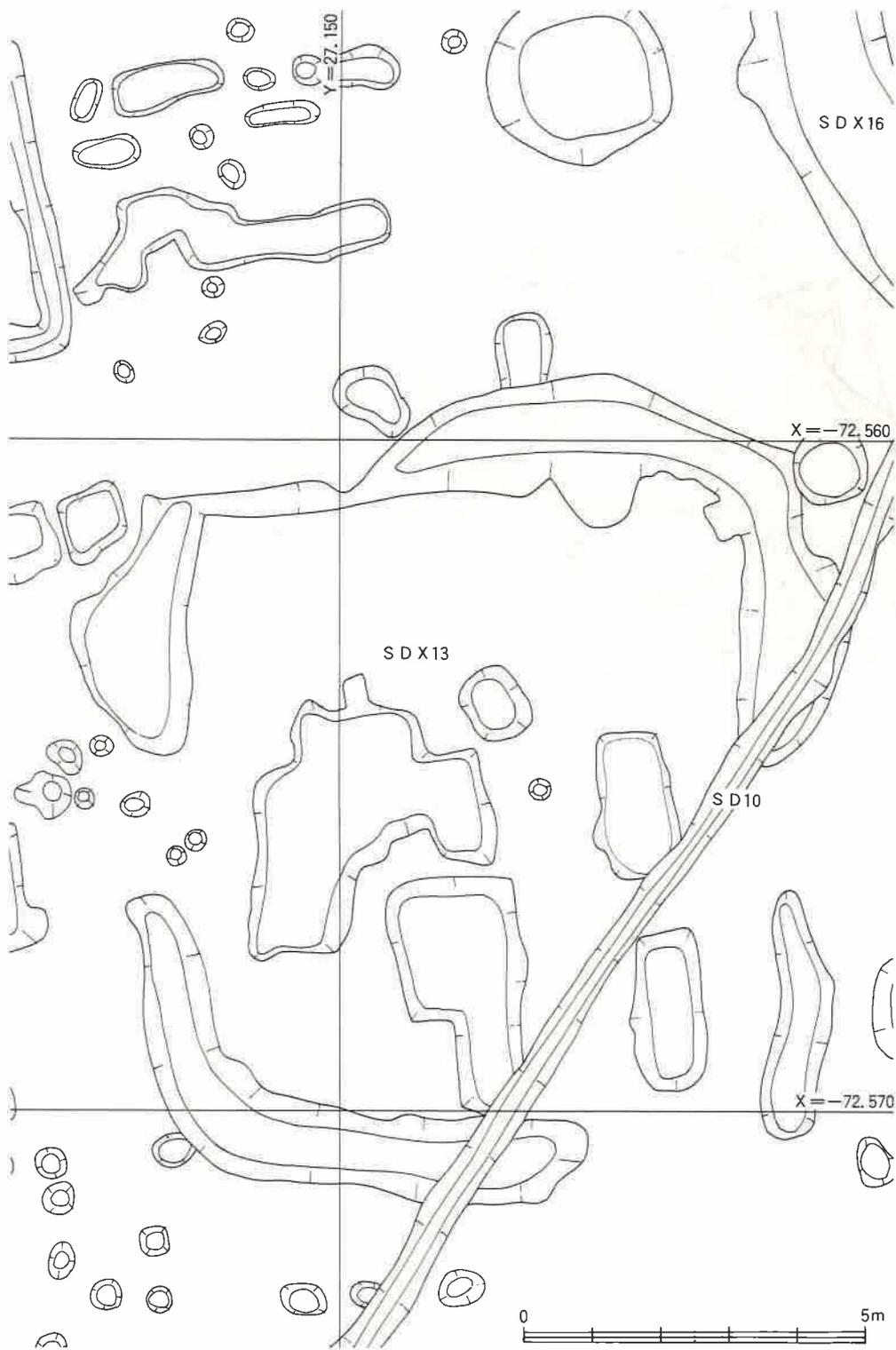
第15图 SDX 9 遺構平面図



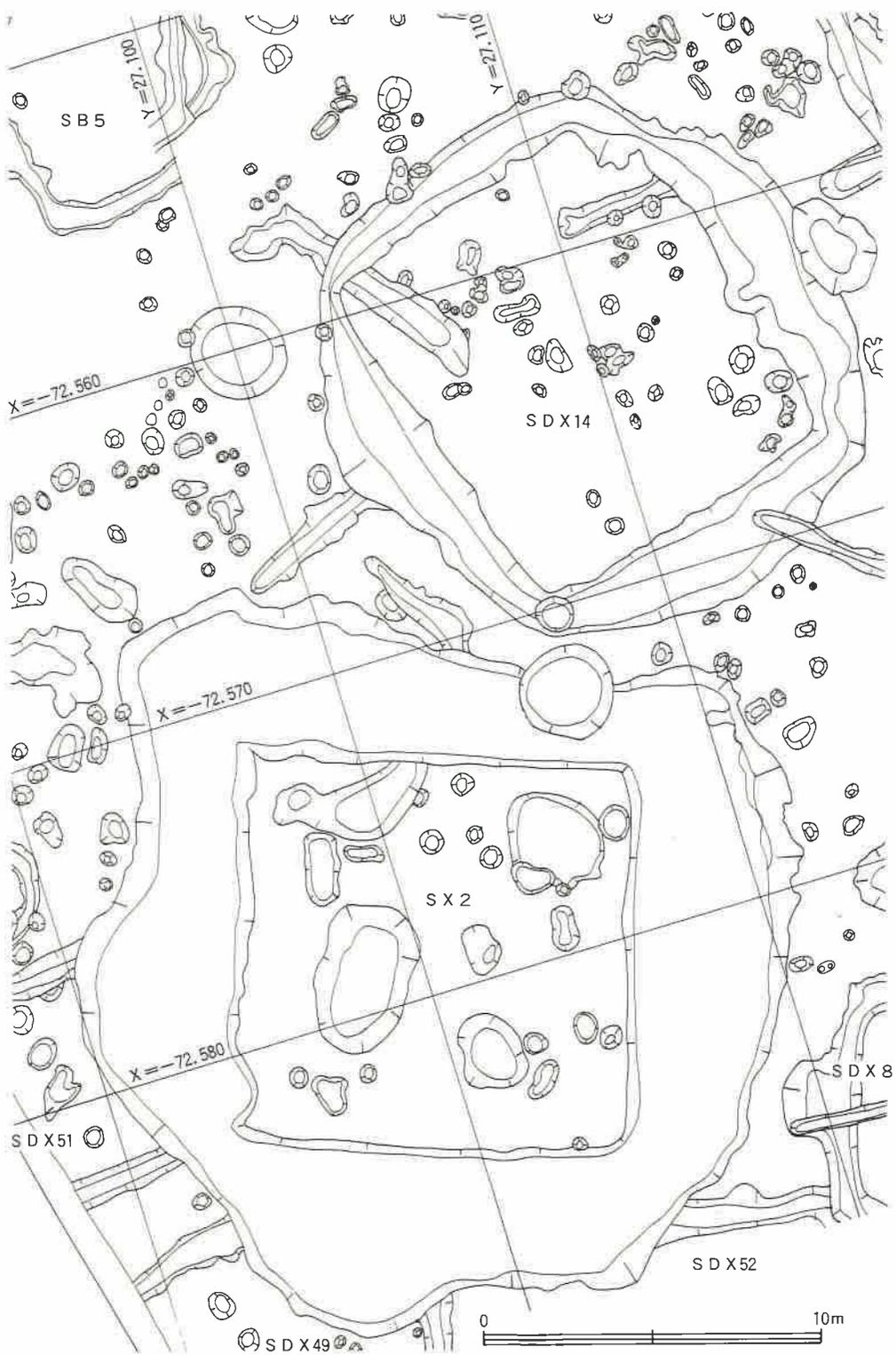
第16図 SDX10遺構平面図



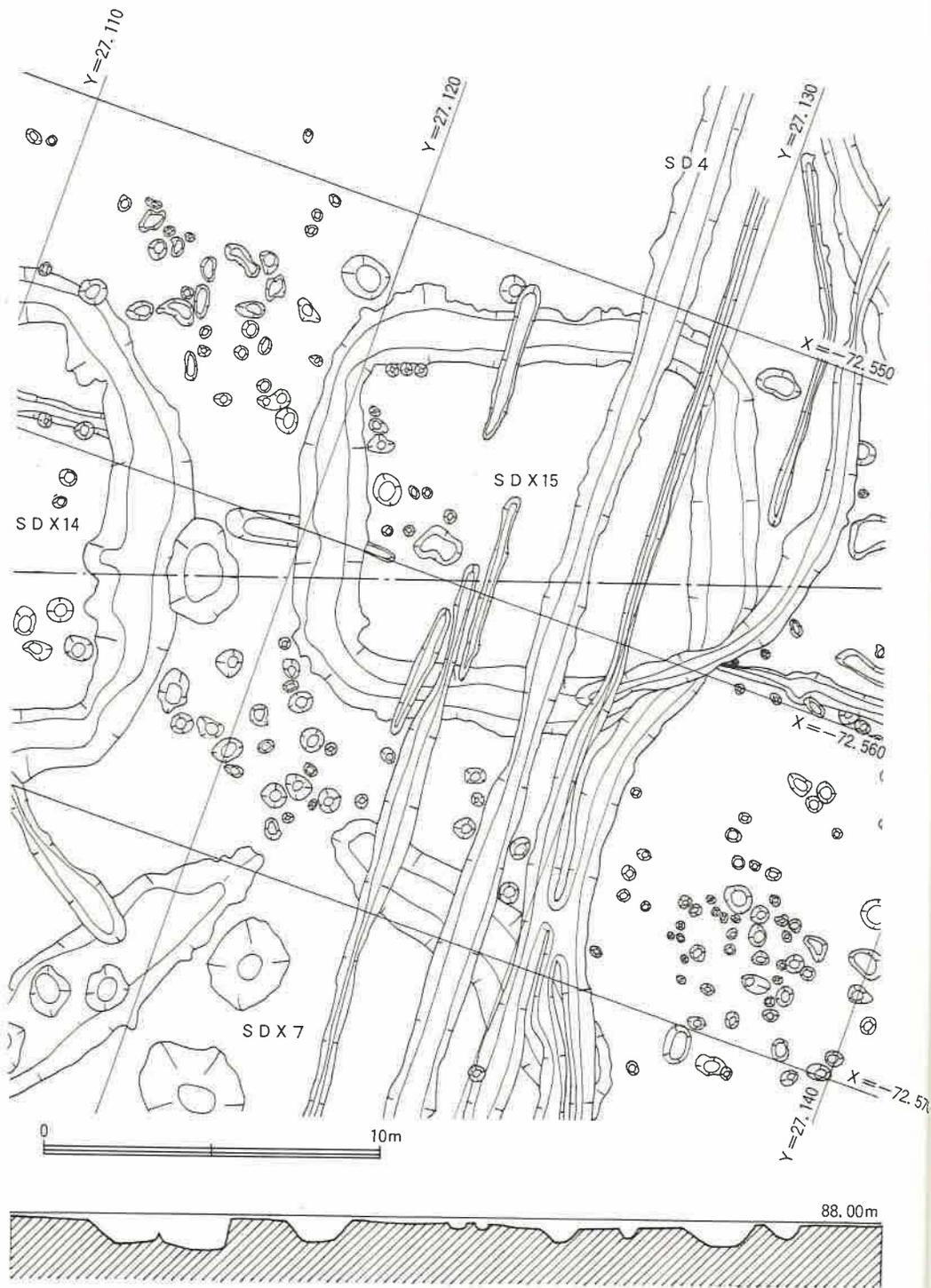
第17图 SDX10·SDX11·SDX12遺構平面図



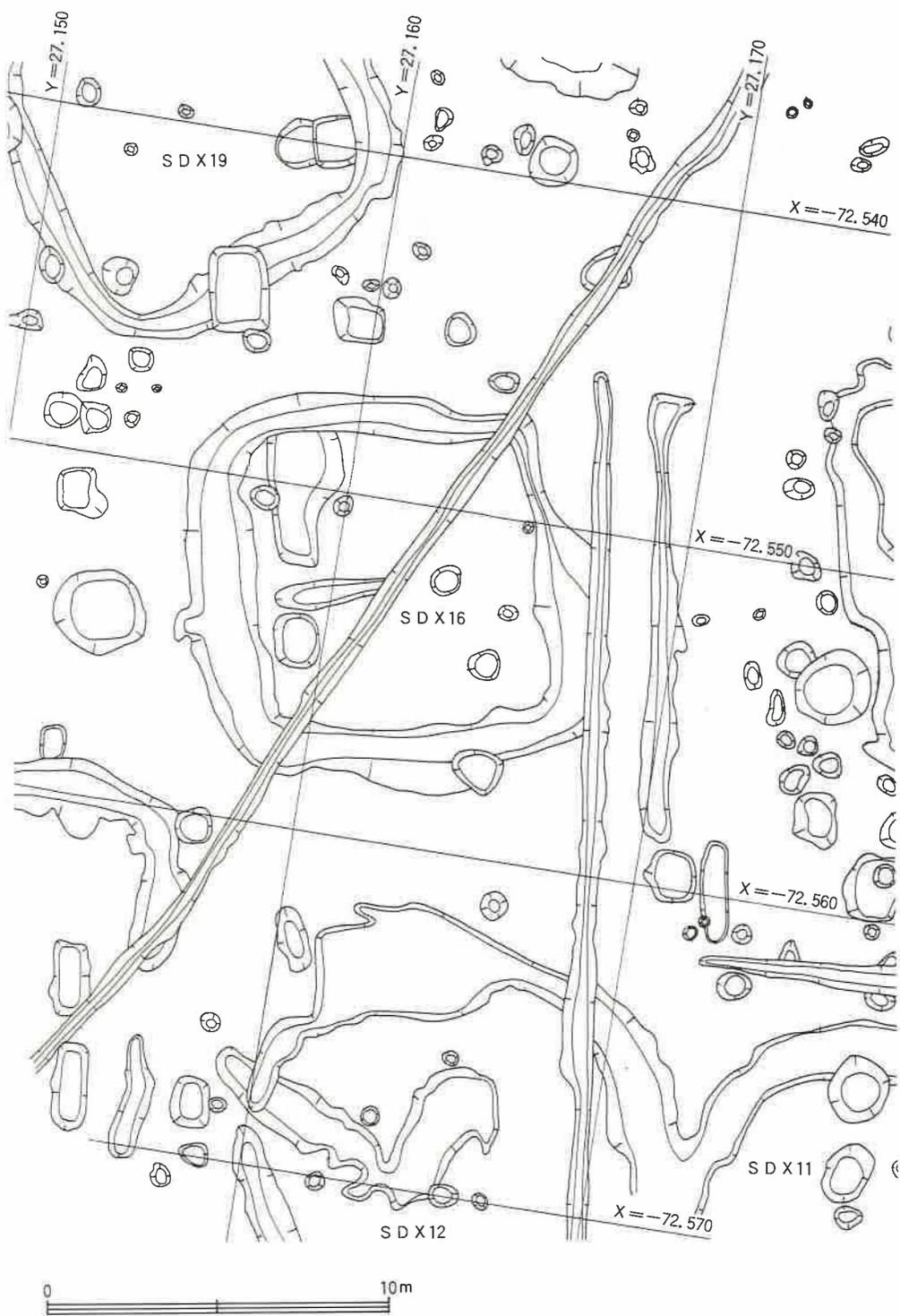
第18図 SDX13遺構平面図



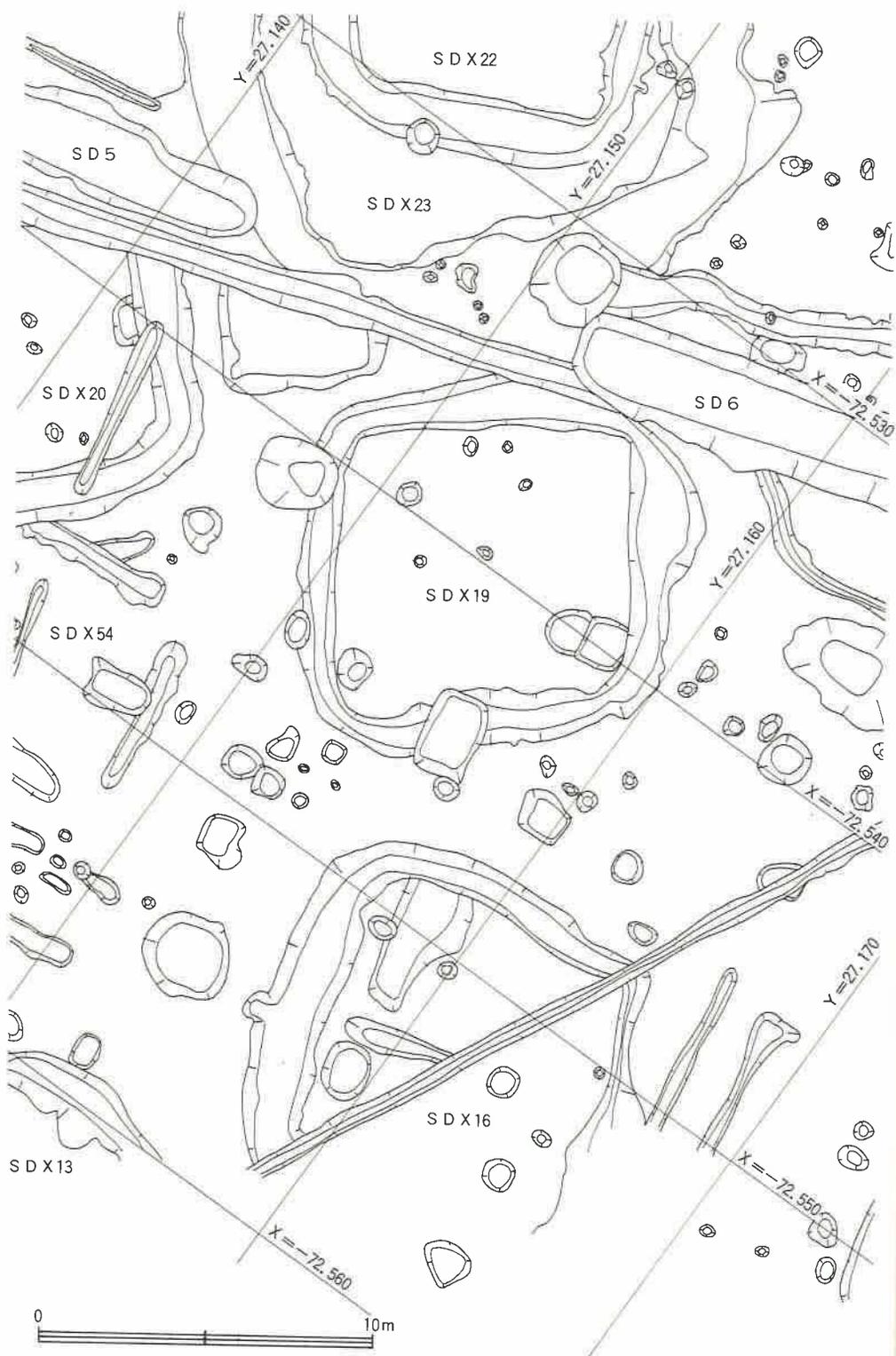
第19図 SX2・SDX14遺構平面図



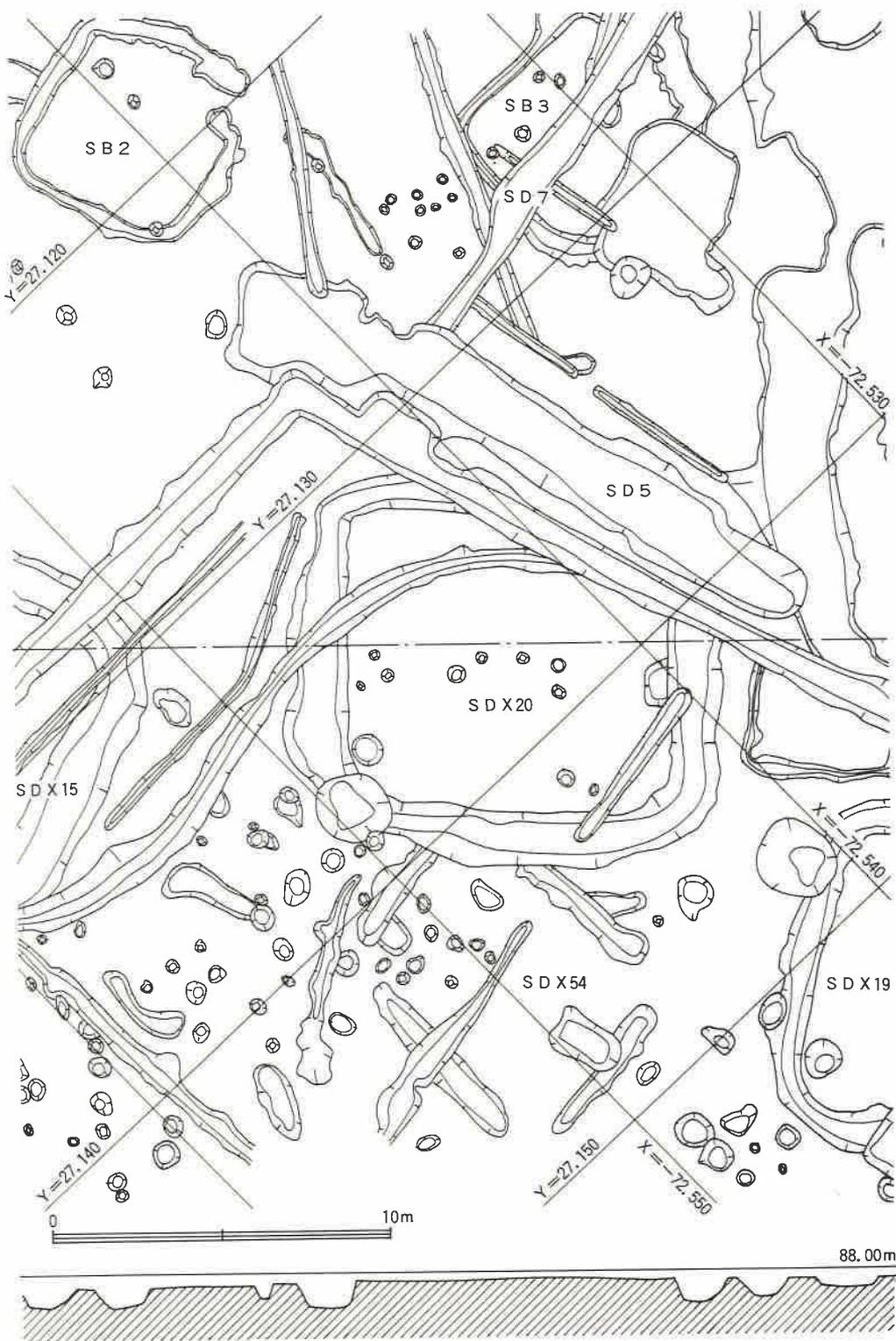
第20図 SDX15遺構平面図



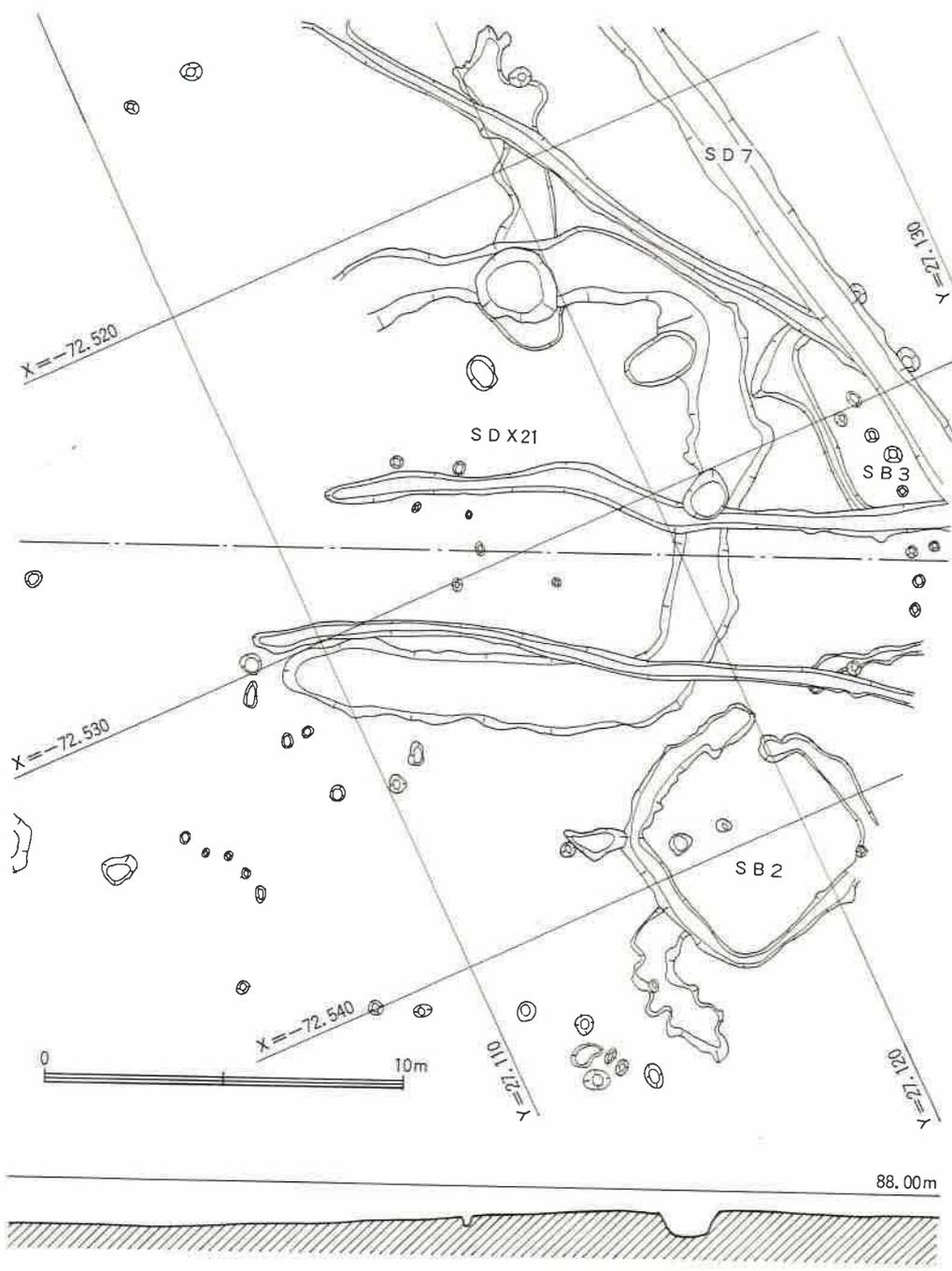
第21图 SDX16遺構平面図



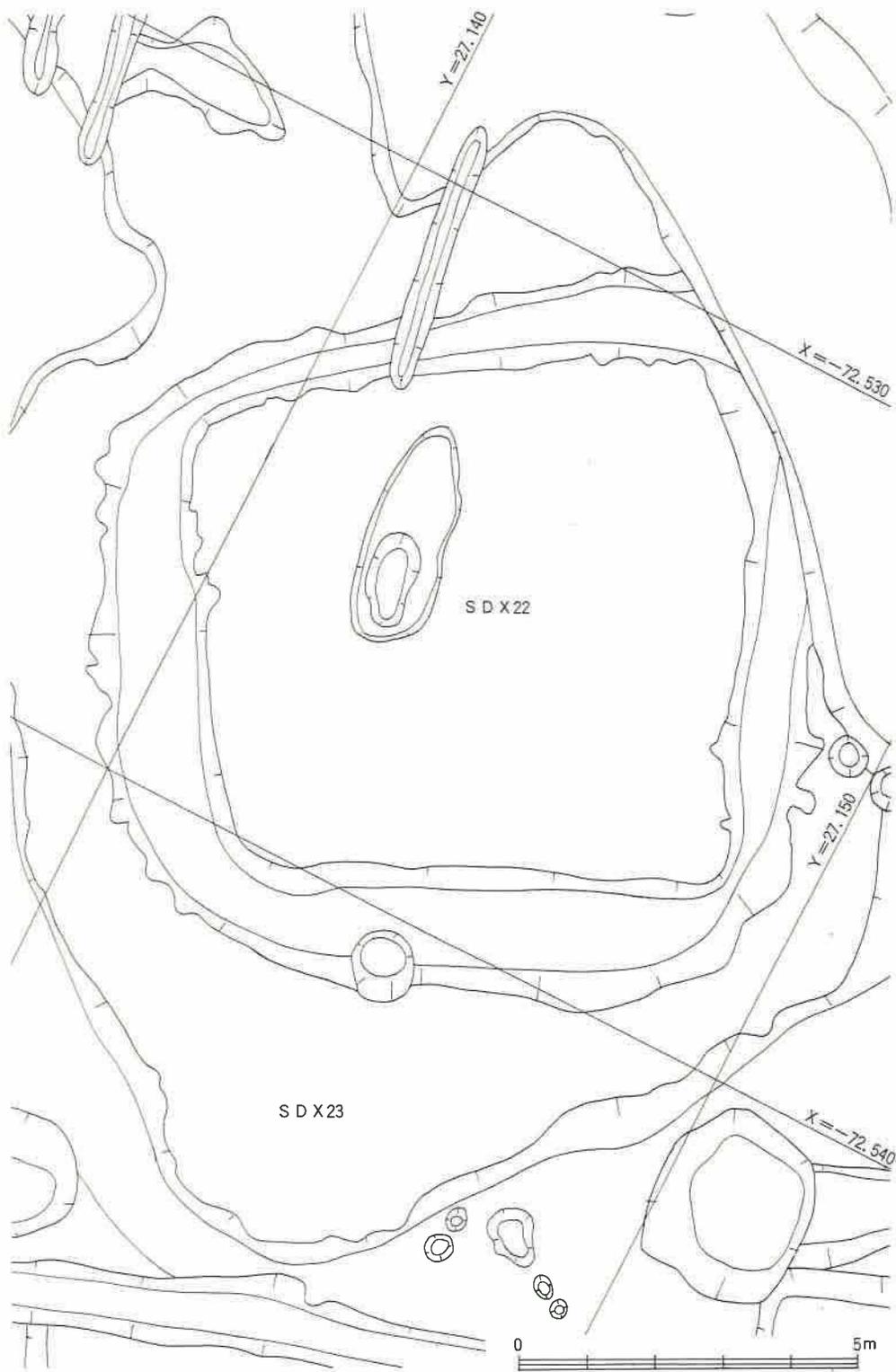
第22図 SDX19遺構平面図



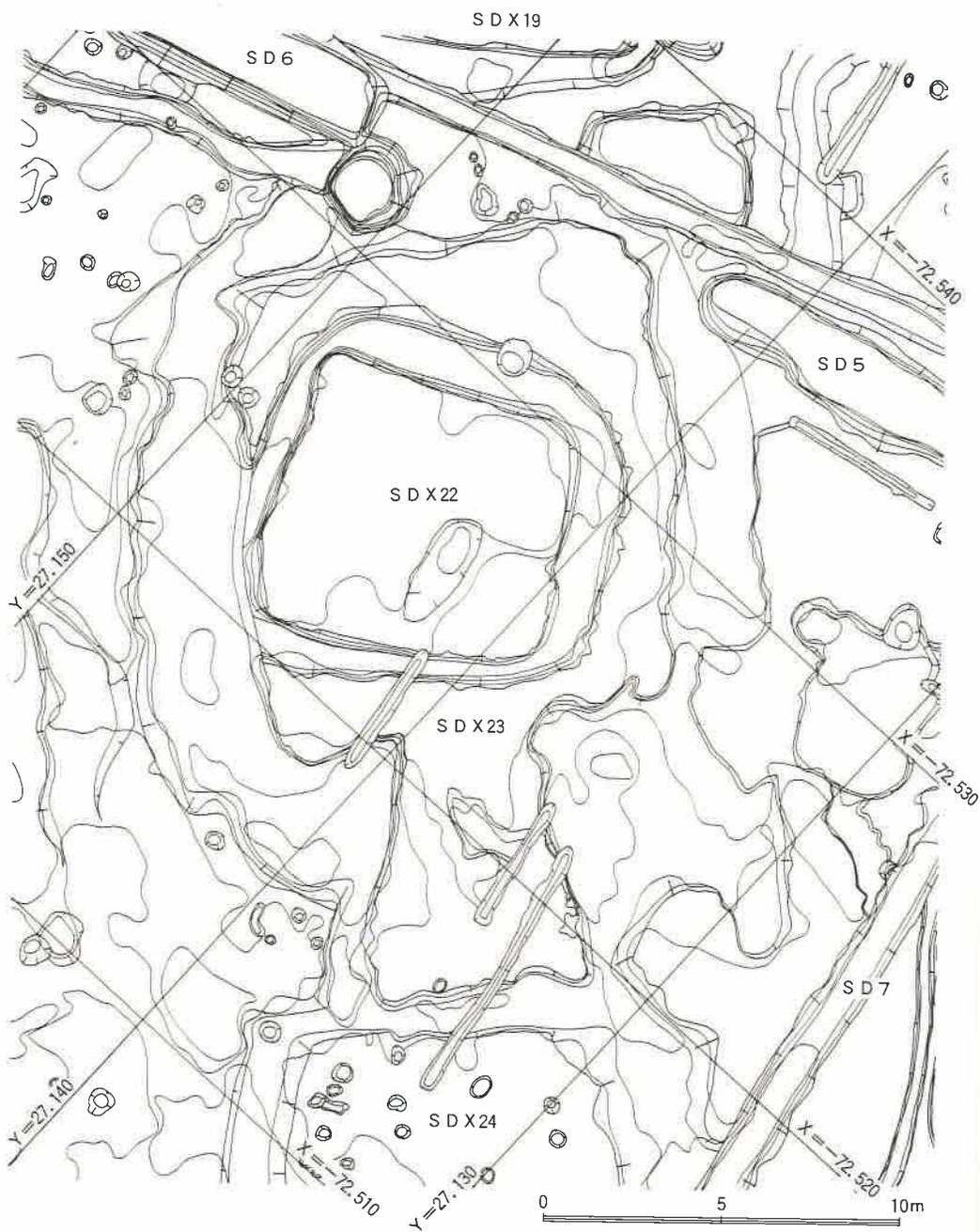
第23図 SDX20遺構平面図



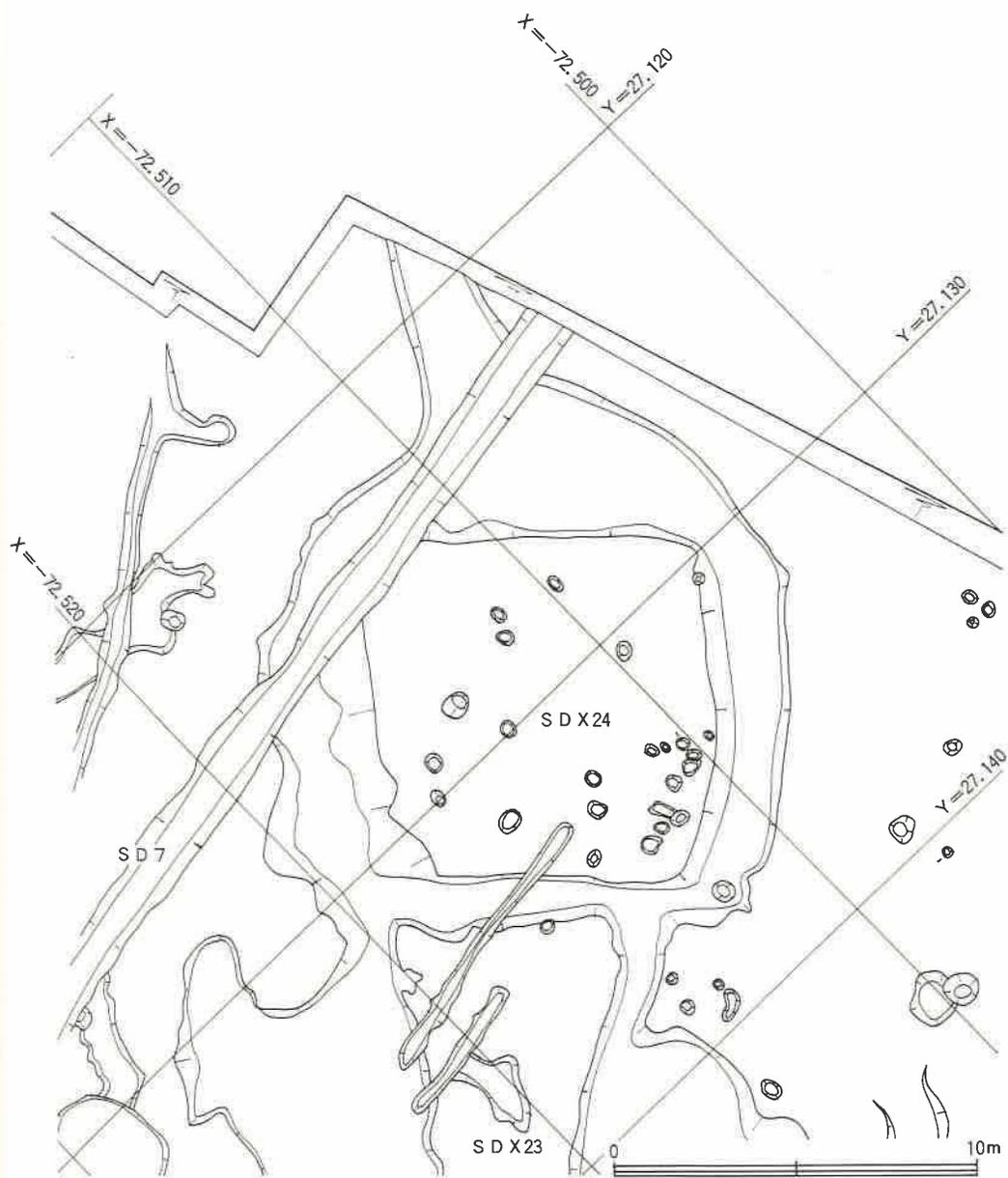
第24図 SDX21遺構平面図



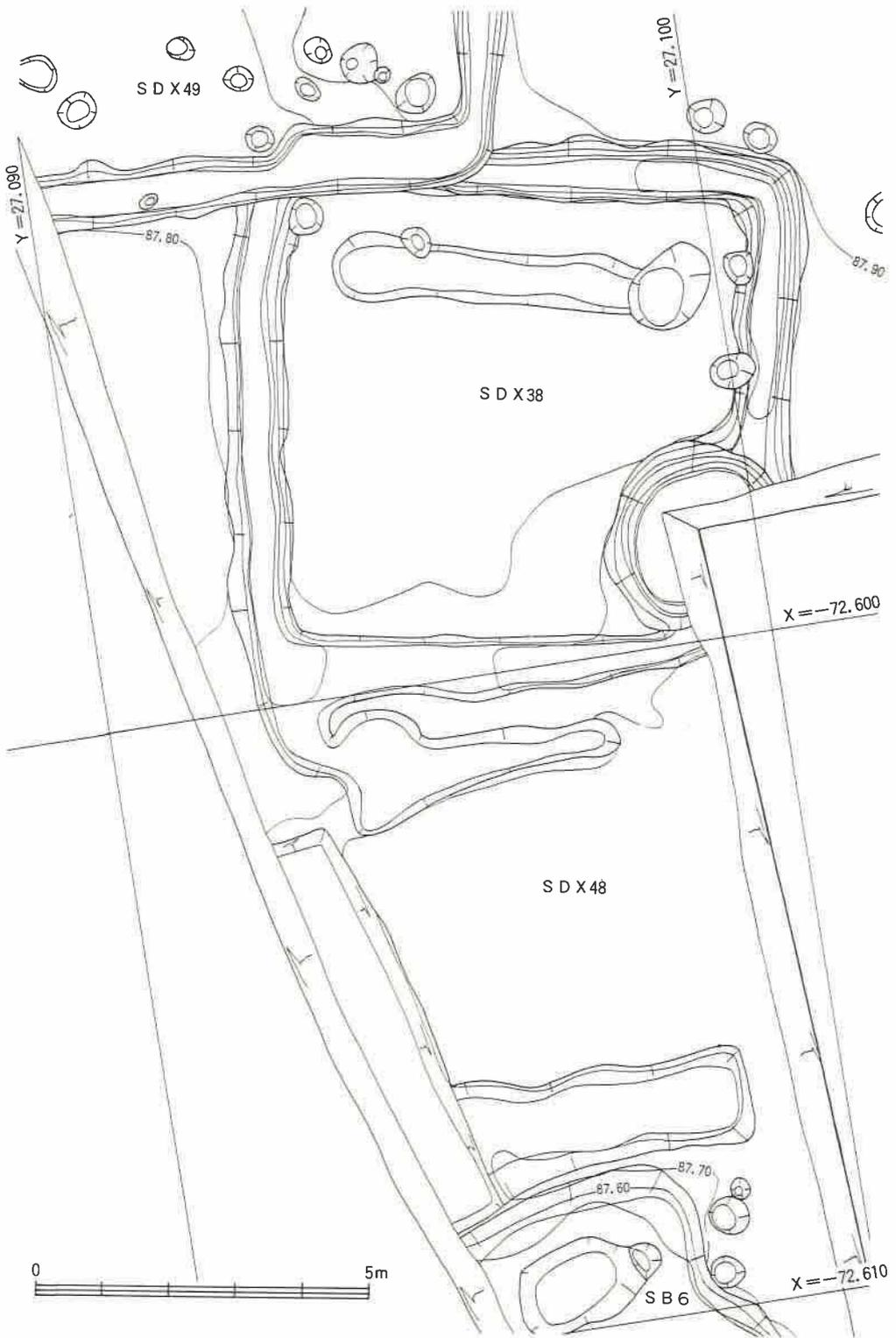
第25図 SDX22遺構平面図



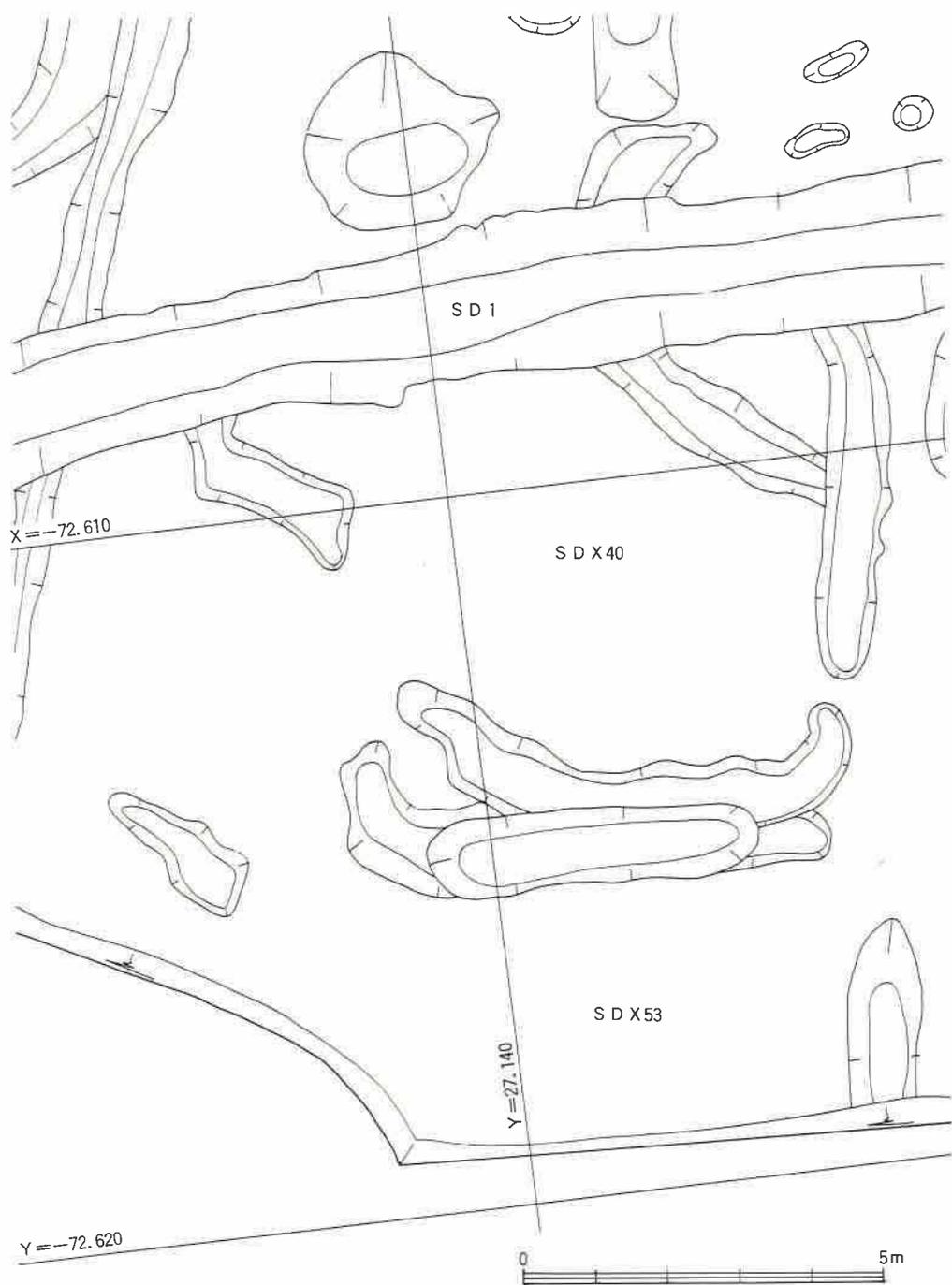
第26图 SDX23遺構平面図



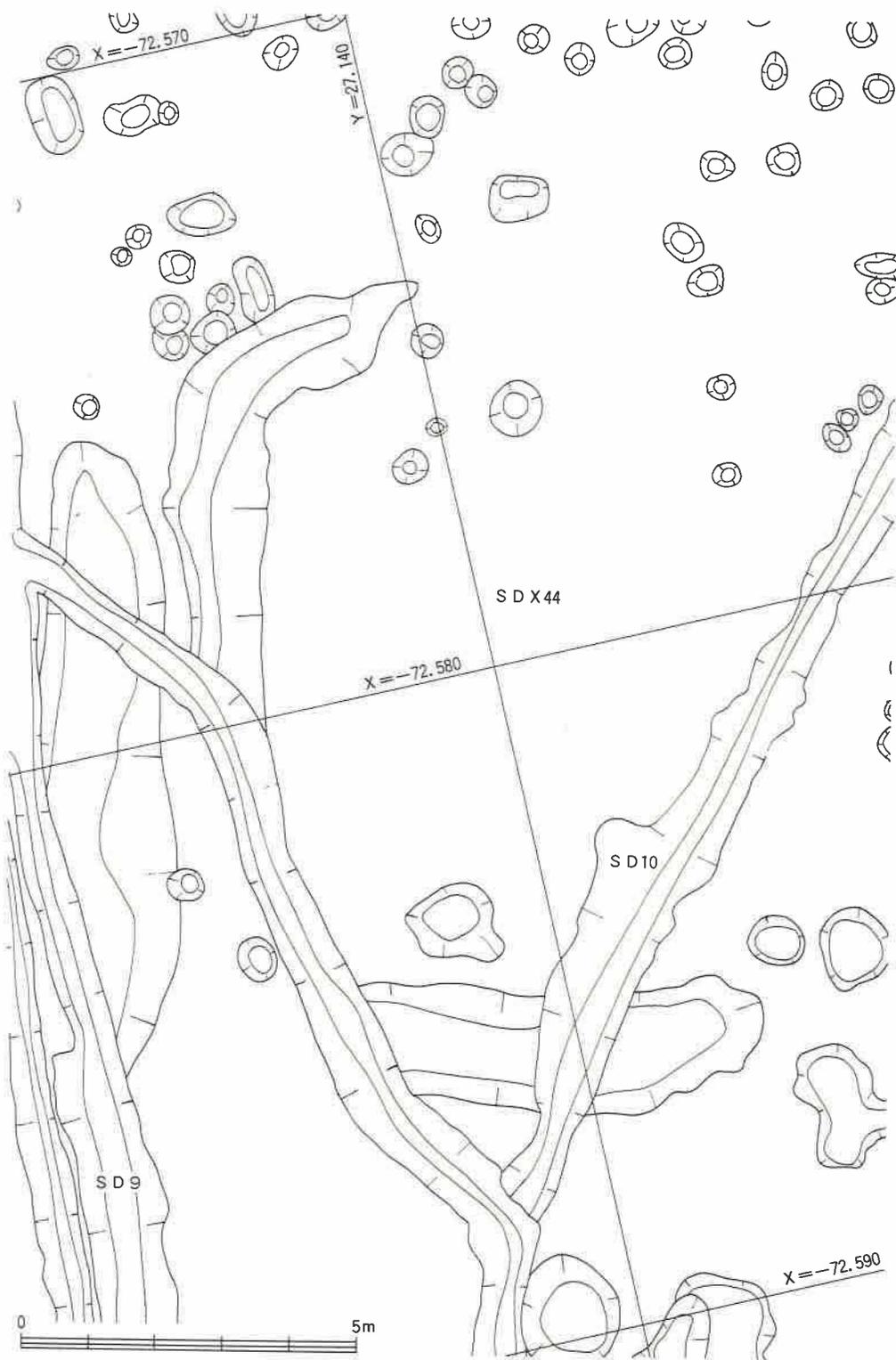
第27図 SDX24遺構平面図



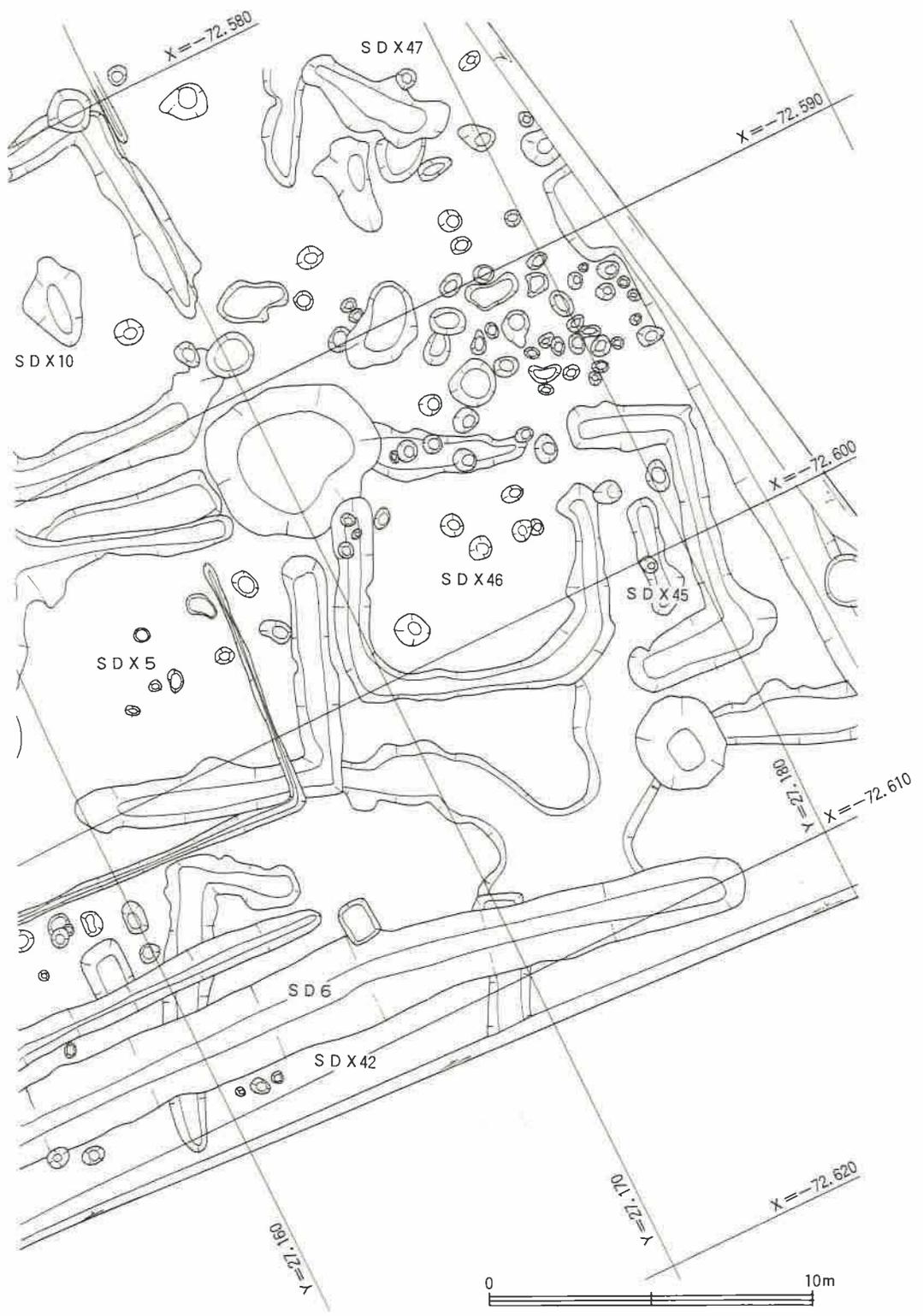
第28図 SDX38・SDX48遺構平面図



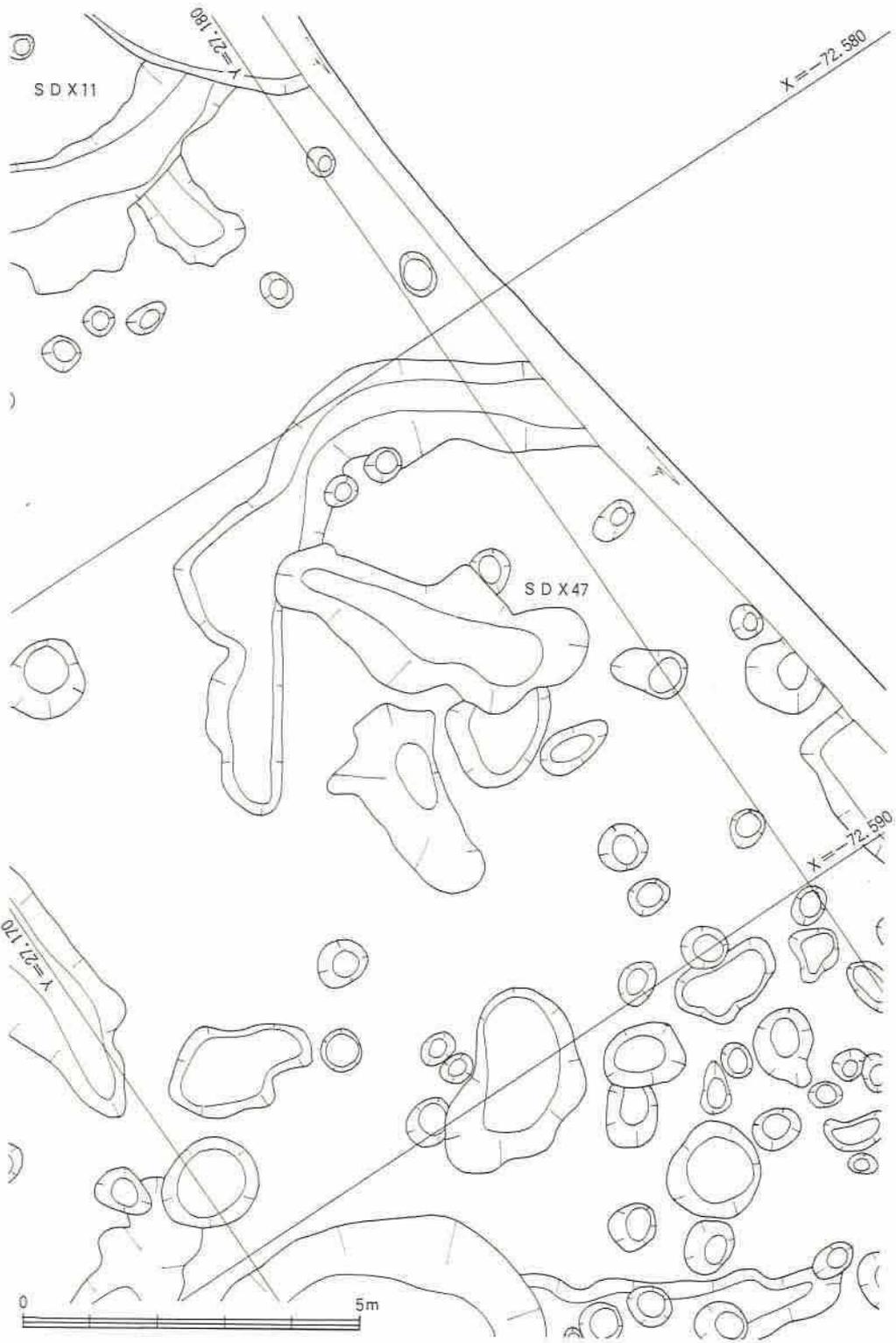
第29図 SDX40・SDX53遺構平面図



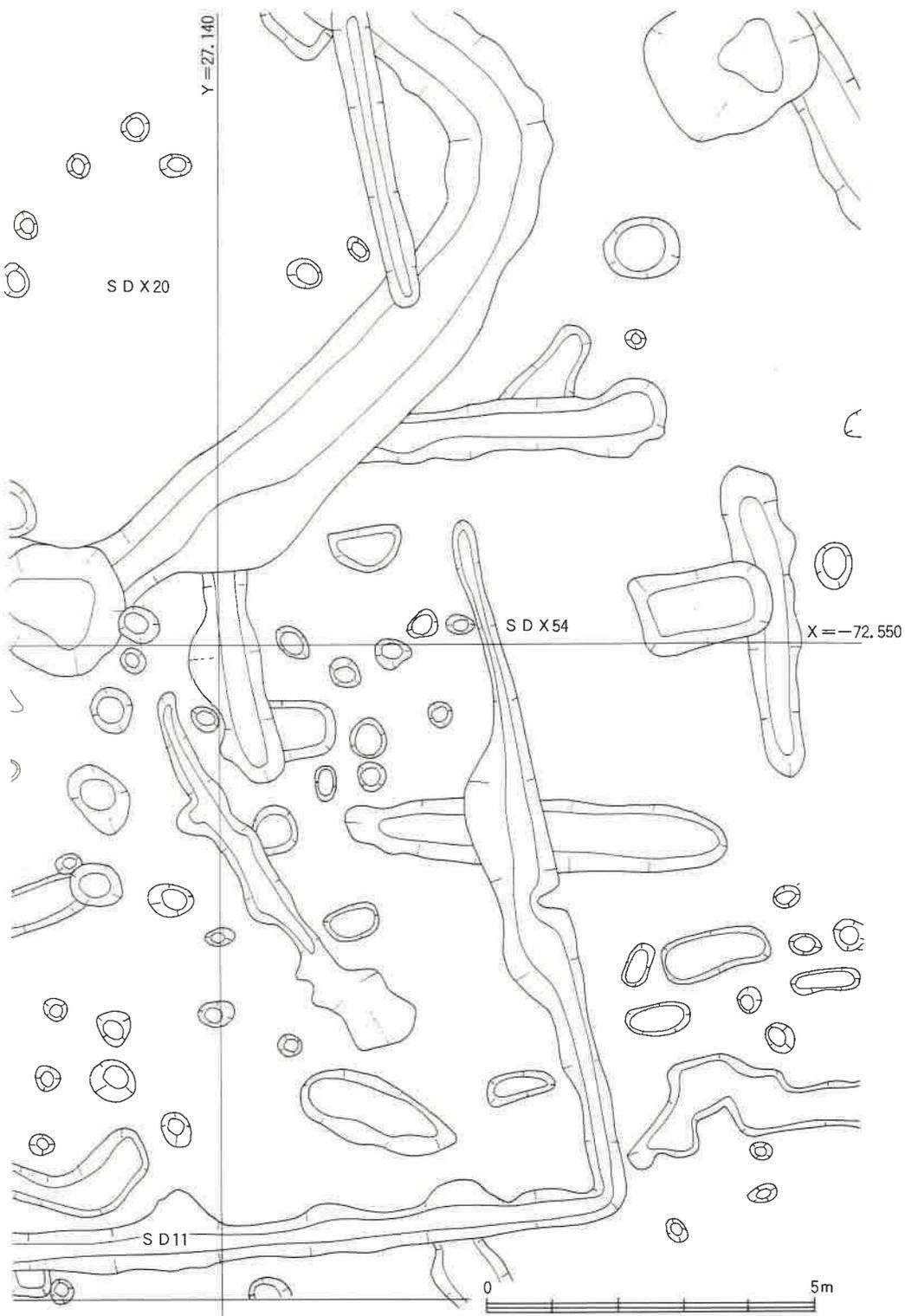
第30図 SDX44遺構平面図



第31图 SDX 5・SDX45遺構平面図



第32图 SDX47遺構平面図



第33图 SDX54遺構平面図

## 第5章 出土遺物

次に当調査で出土した遺物について説明を加える。法勝寺遺跡第3次発掘調査で出土した遺物は、縄文式土器・弥生式土器・須恵器・土師器・灰釉陶器・瓦等であり、その総数は整理用コンテナに約300箱相当量である。今回ここに紹介する土器は、弥生式土器と須恵器であり、先に説明を加えた各遺構の補足資料を中心としている。

### 弥生式土器

(1)～(98)は弥生式土器である。弥生式土器には、壺・甕・高杯・鉢等がある。(1)～(44)・(52)～(54)は壺である。壺には、口縁部の形状が受口になるもの(1・7・20・28・31・32・34・35・36・39・40・41・43)、外反するもの(4～6・8～19・21・22・37・38・44・52)、さらにその他のものがある。

(1)は、SDX 8上のSK1から出土した小形の壺である。体部外面に条痕文を留め、頸部に直線文と波状文を施す。(4・5)は、櫛描直線文を残す中期の壺である。ゆるやかな肩部が器形上の特徴であり、口縁端部の上下に刻目をもつのが手法上の特徴である。櫛描直線文は、頸部から体部上半にかけて広がる。(4)は、SDX 7の周溝から出土した。(6)はSDX 23の南部の周溝から出土した壺。このタイプの壺の当遺跡での出土例は少ない。

(7)は、SDX 1の周溝から出土した壺、受口状になった口縁部の外面に凹線文が回る。

(8)は、竪穴住居SB 8より出土した大形の壺、頸部に刺突された帯状の突帯帯が回り、口縁部は受口状にならず、外反して、その端部に凹線が回る。(14)は、SX 7より出土した壺、口縁端部外面に三条の沈線が回る。(15)は、SDX 3より出土した壺、口縁端部が上下に肥厚し外面に沈線がめぐる。(22)は、幾分扁平気味の体部をもち、口縁端部が下方に肥厚する。体部外面には篋磨きが施されるが、これは出土遺物全体の中でも稀である。

(23)はSDX 7からの出土遺物。(24)は、SDX 17から出土したもので、細頸壺の口縁部である。(26)は、SDX 19から出土した壺で、刺突列点文と直線文が回る。受口状口縁部を有すると考えられる。(28)は、受口状口縁をもつ壺で、SDX 20から出土した。(29)・

(30)は、ともに長頸壺である。(29)は、SD 6より出土した。(32・33)はともに受口状口縁をもつ壺である。(32)はSX 3より出土しており、体部外面にハケを施す。(33)は前方後方形溝墓SDX 23の前方部正面の周溝より出土しており、頸部と体部の外面に篋磨き調製が施される。(33)は底部穿孔の壺である。(34～36)もまた受口状口縁の壺である。(34)は口縁部の外面に凹線が回る。(35・36)は口縁部と頸部の外面に刺突列点文が回る。(35・36)ともにSDX 9から出土した。(38)はSDX 31から出土した。壺で、短

い頸部は外反しして口縁部の先端を上下に肥厚させる。球形の体部を伴う。SDX31から出土した(44)の器形に近いと思われる。(39・40)は縦長の体部を伴う受口状口縁の壺で、ともに口縁部の外面に凹線を回らせる。(39)はSDX14から、(40)はSDX15から出土した。(52)はSDX2から出土した壺。体部は球形を呈し、中央に穿孔を受ける。頸部と体部の境に断面三角形の突帯をもつ。(87)は大形の壺で、頸部の裾に断面三角形を呈する突帯が回る。SDX7からの出土である。

(55)～(77)は甕には口縁部の形状から受口になるもの(55～60)・(63)・(67～77)と、くの字形になるもの(61・64・66)、外反するもの(62・65)に分かれる。(55)はSDX24から出土した甕で、器壁が厚い。(56～60)は所謂「近江形受口状口縁甕」のうち中型のタイプである。(56・57・59・60)は口縁部外面に刺突列点文が施され、(58)は口縁部外面に凹線文が施される。(56)はSDX4、(58・60)はSDX7から出土した。(63)は出土した受口状口縁甕のうち新しい時期に属するもので、既に体部外面に櫛描直線文や波状文がみられなくなる。SDX23の周溝より出土した。(67～75)は「近江形受口状口縁甕」の大型のタイプである。(71)はSDX7、(72)はSDX44、(73)はSDX13、(75)はSX1より、それぞれ出土した。中型タイプと大型タイプの施文傾向は同じであるため、大型タイプの施文が、やや間延びした感を与える。また大型タイプでは(69・70)にみられる様に、受口状口縁の成形アクセントが強く、口縁部内面に稜線をもつ。くの字状口縁をもつ甕では、(61)がSDX7より出土し、(66)がSD1より出土している。(61)が(61)は、肩部がなだらかであるが、(66)は、肩部は張り出しており、口縁部の先端に刺突の施文を伴う。またSX3から出土した(76)は、日本海系の影響を受けた甕である。口縁部の外面に擬凹線の施文は無い。

鉢は、多様なものが出土しているが、その施文には簾状文は用いられず、かわって刺突文の施文が使用される。これは近江に広く認められる特徴の一つである。(47)は、口縁部の上端に2つの孔を穿つ。(49)は脚台を伴う受口状口縁の鉢である。鉢部に対して脚部の器壁が厚い。SDX16より出土した。(51)は受口状口縁をもつ鉢である。口縁部外面と体部外面中程に刺突列点刺突列文刺突列点文が回る。SDX14から出土した。(81)は鉢の脚部。(95)は台付き鉢である。口縁部と脚部の裾の外面に凹線文が回る。SDX7から出土した。

(78)・(82～86)・(88～94)・(98)は高杯である。(82)はSDX7から出土した高杯の脚部で、脚柱部に沈線文を回らせ、脚部の裾に円形の透しを残す。(91・92)の高杯はSDX23より出土した。(93)はSDX1から出土した高杯で、外面にハケが残る。

(96・97)は器台である。(96)は高さが低く、口縁部と脚部が大きく外反する。SDX

31から出土した。(97)は高さが高く、脚部が緩やかに開く。SX2から出土した。

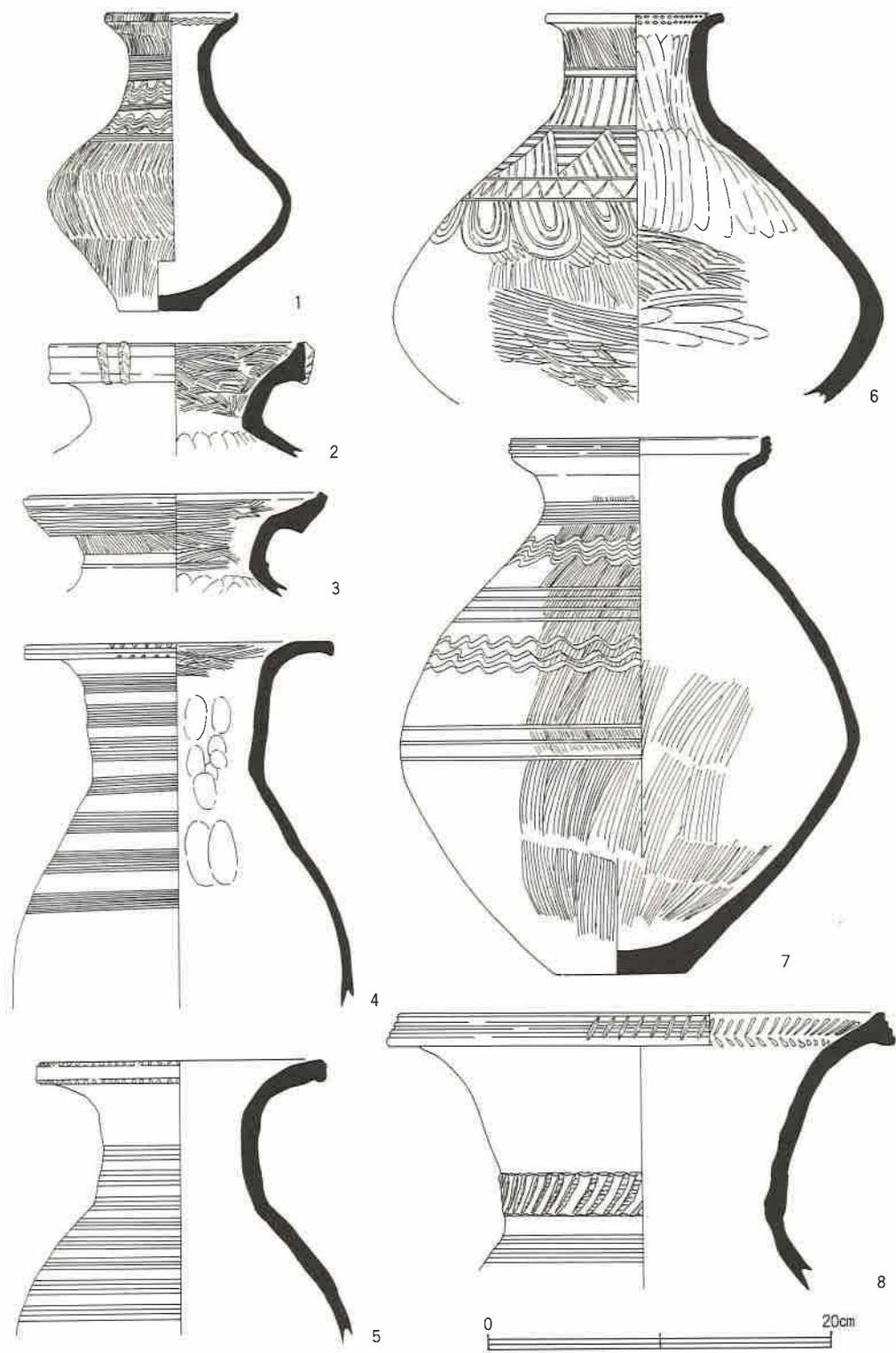
### 須恵器

(99～165)は法勝寺遺跡より出土した須恵器である。須恵器には蓋杯・提瓶・高杯・甕・壺・平瓶等がある。

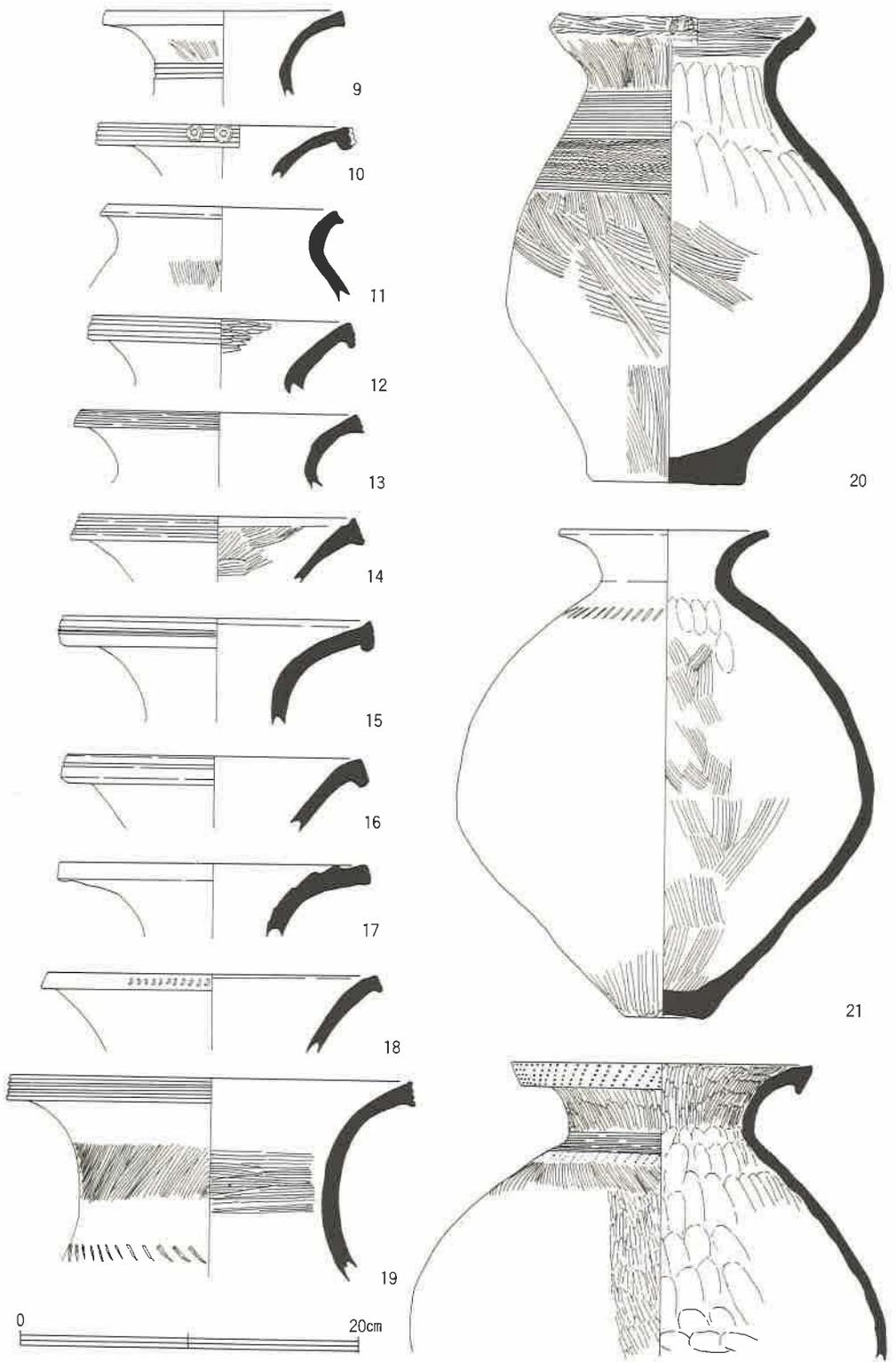
(99～107)は杯蓋、(108～126)はそれぞれはそれに伴う杯身である。(111・126)がSD4より出土しているほか、多くの遺物が包含層から出土しているが、(103・108)はSX2から、(125)はSDX7から、(114)はSDX12から出土しており、低墳丘墓の周溝からの出土も認められる。

(127)は提瓶、(128)は高杯、(129～131)は甕である。(129)はSX1から出土し、(130)はSX2から出土している。(132～138)は7世紀以降の杯蓋、(132)は宝珠形をつまみをもち、蓋の内面縁部に返りを伴う。(133～138)は、(140～142)の高台をもった杯身に伴う。(137)はSDX7の周溝から出土した。(143～154)は高台をもたない杯身である。(145)はSDX7から出土した。(139)は鉢、(155・156)は脚部である。(157)は円孔部の突き出た臑、SDX15から出土した。(158)はミニチュアの平瓶である。(159)は長頸壺の頸部、SX1から出土した。(160)は高杯の脚部、(161)は皿、(162～165)は小形の壺である。(162)はSX1から出土した。

以上が法勝寺遺跡第3次調査において出土した須恵器の一部である。これらの遺物は、6世紀以降の遺物が主流を占めており、弥生式土器・土師器・灰釉陶器・山茶碗等と混在した状態で出土している。

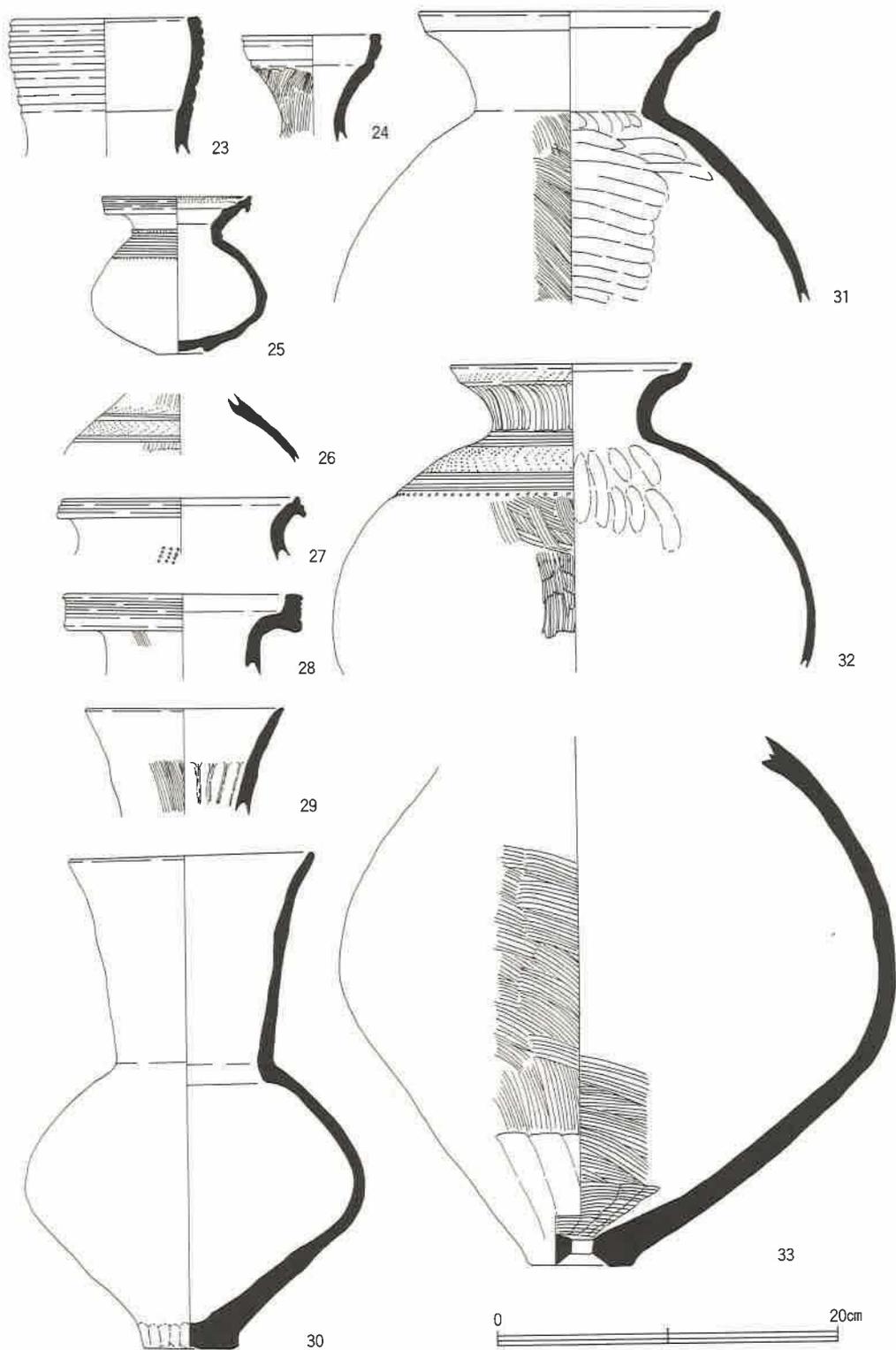


第34图 遗物实测图(1)

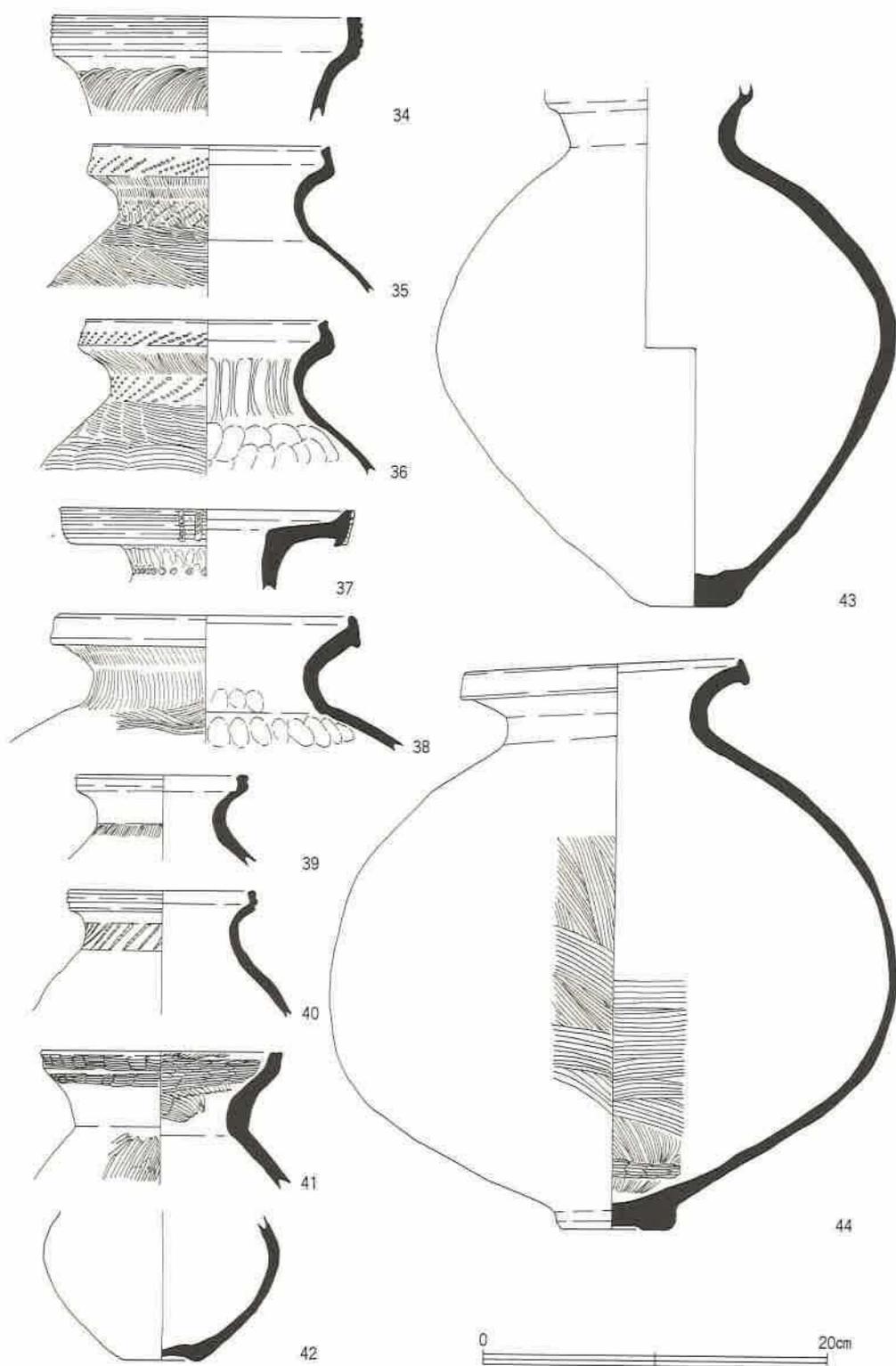


第35图 遺物実測図(2)

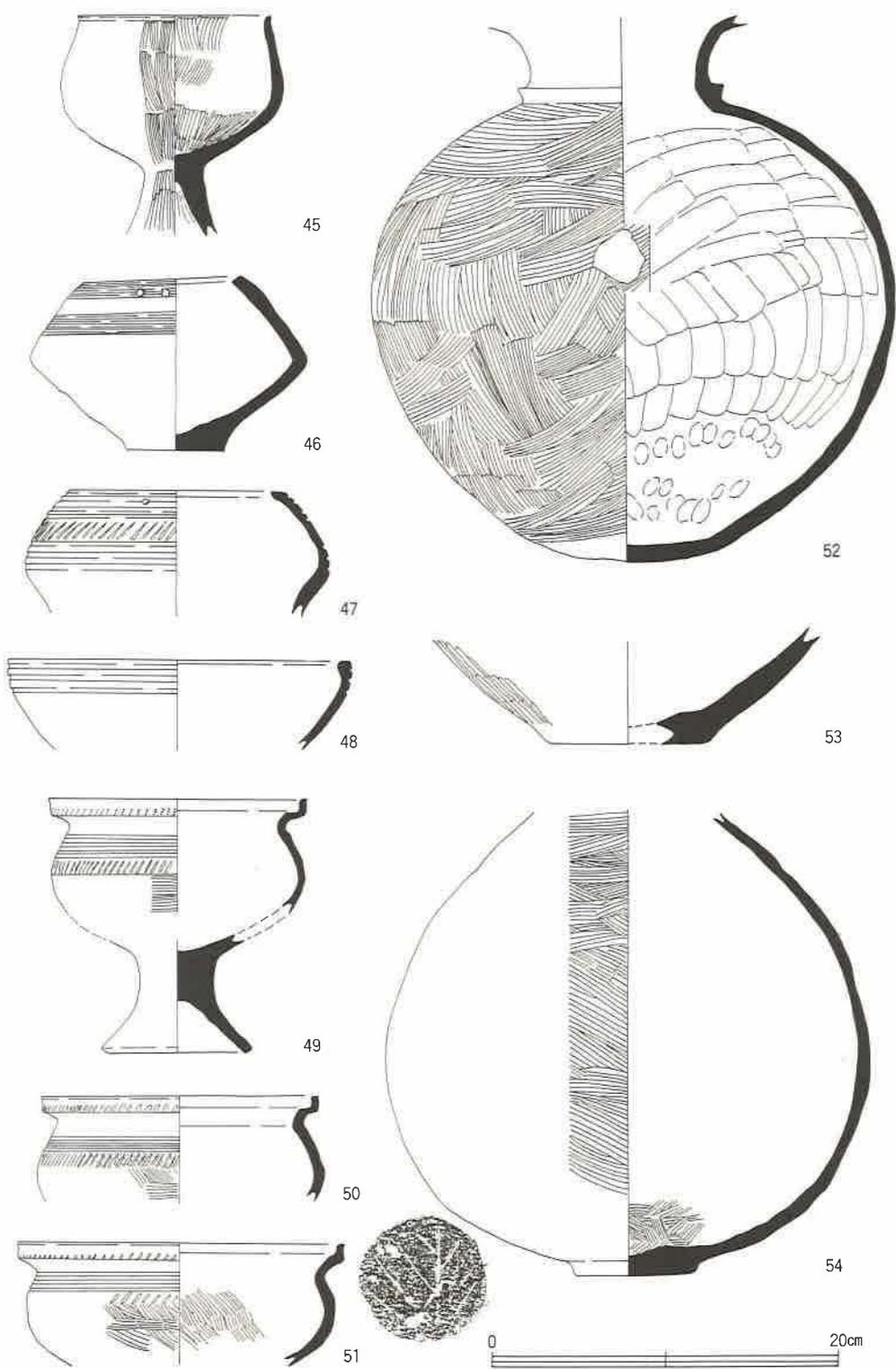
22



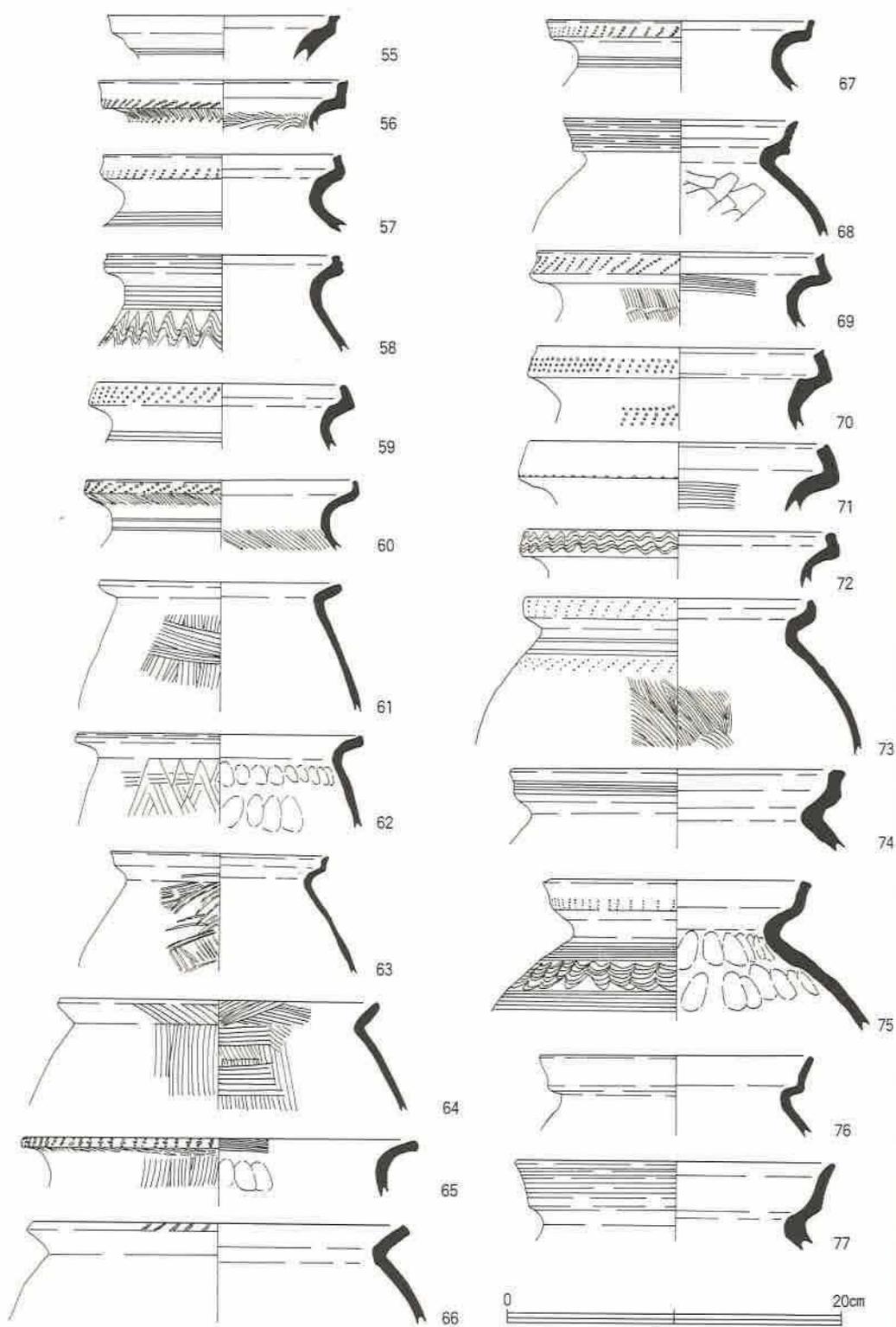
第36图 遗物实测图(3)



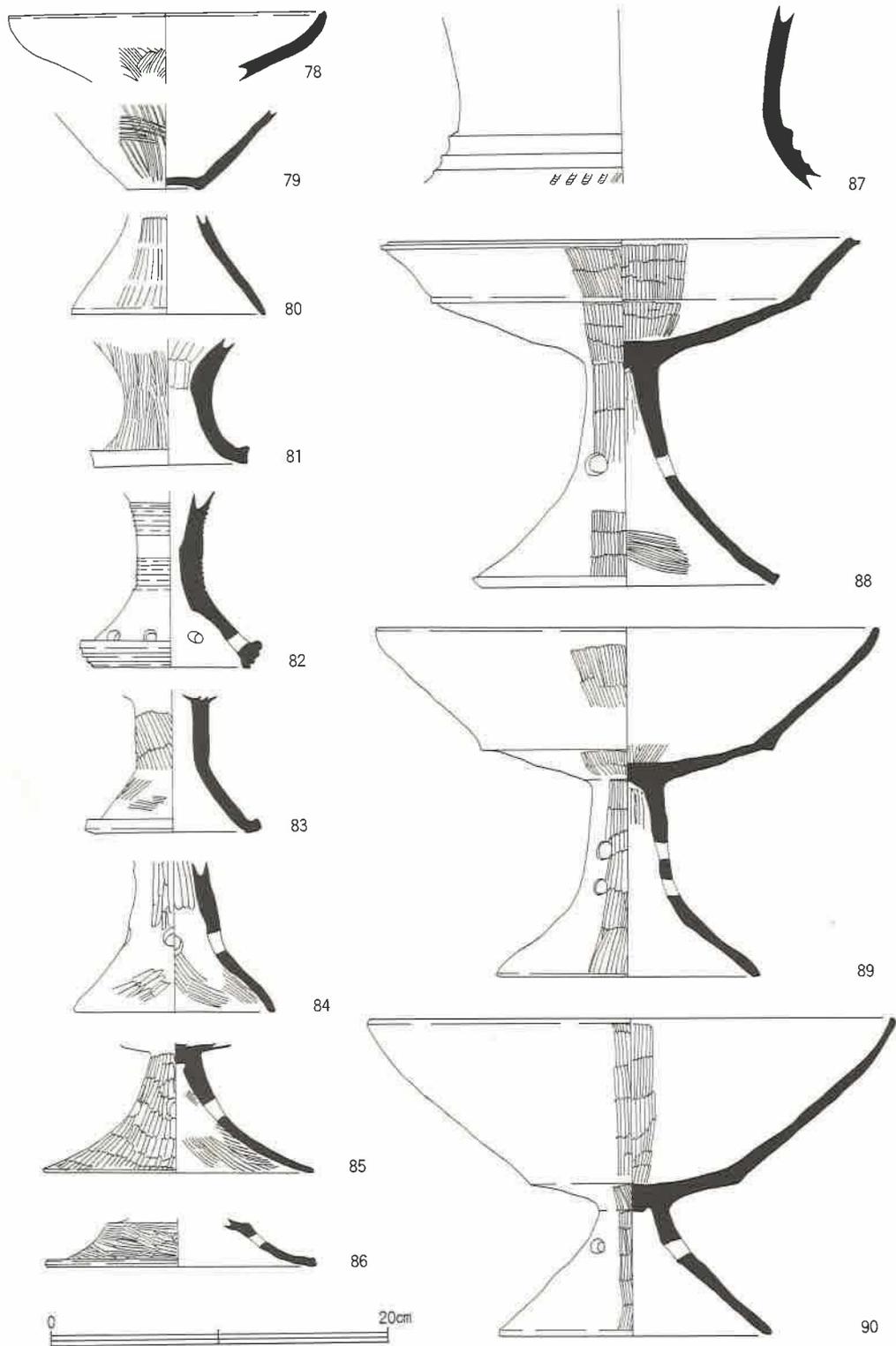
第37图 遗物实测图(4)



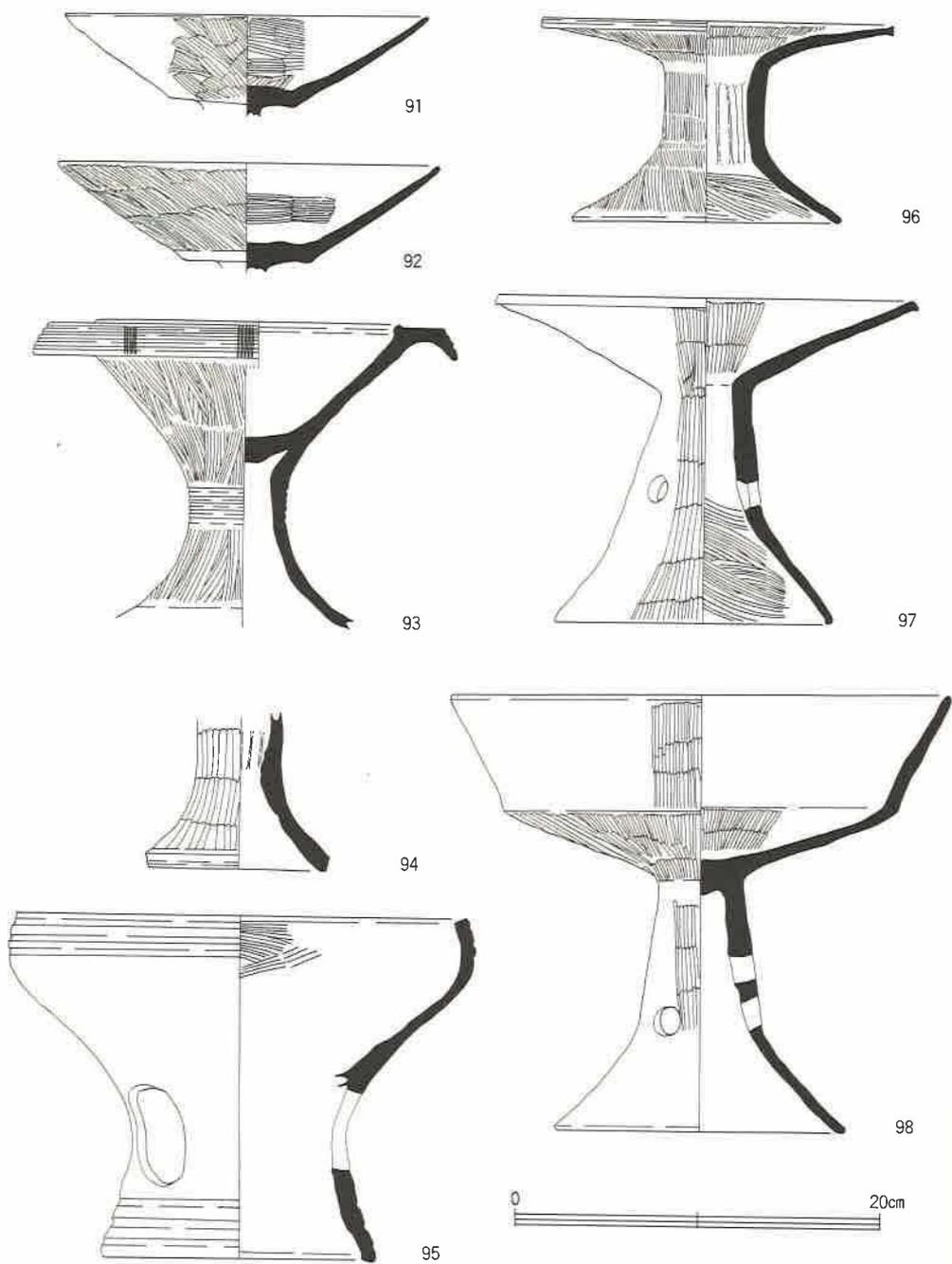
第38图 遺物実測図(5)



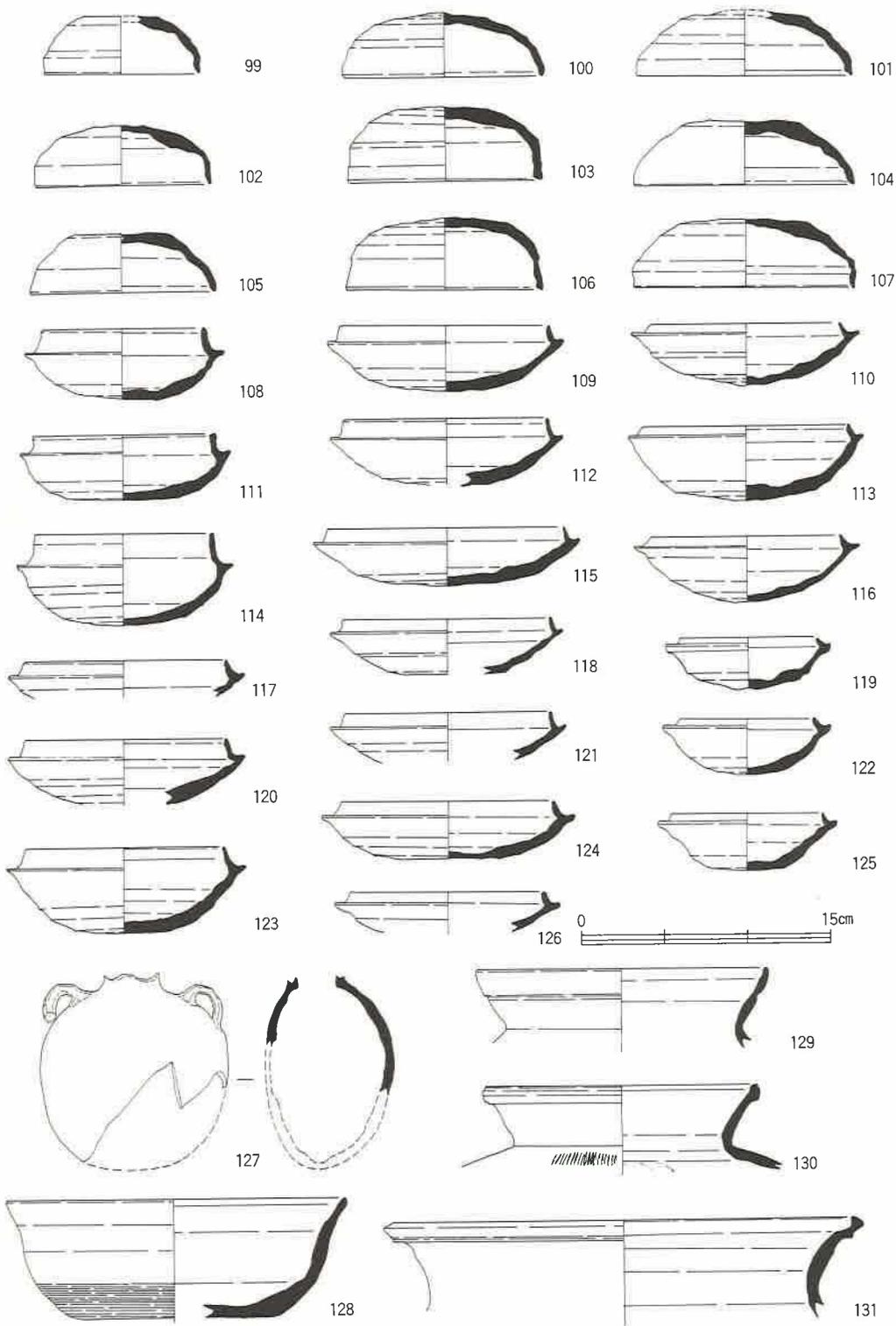
第39图 遗物实测图(6)



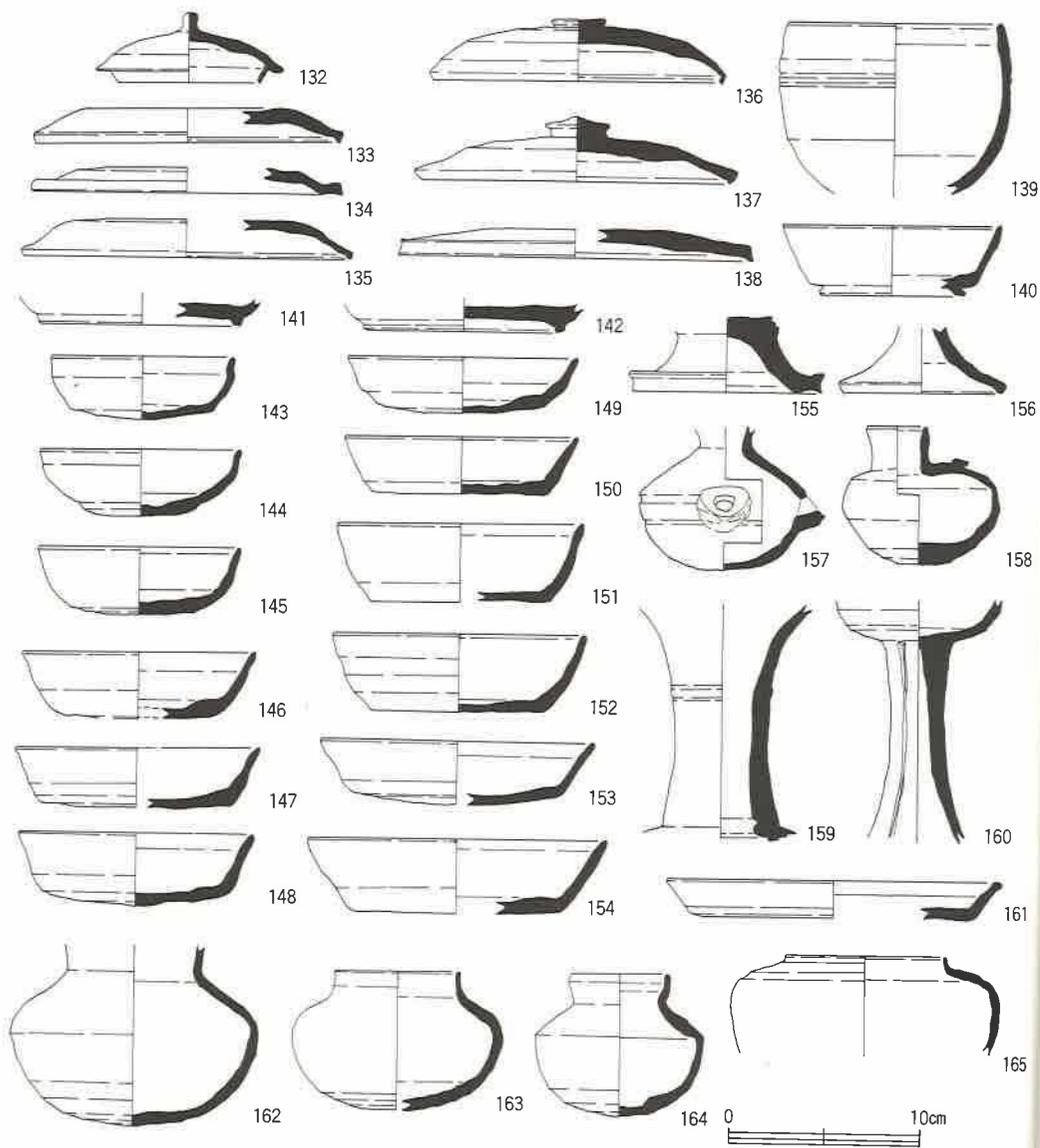
第40图 遗物实测图(7)



第41図 遺物実測図(8)



第42图 遺物実測図(9)



第43图 遺物実測図(10)

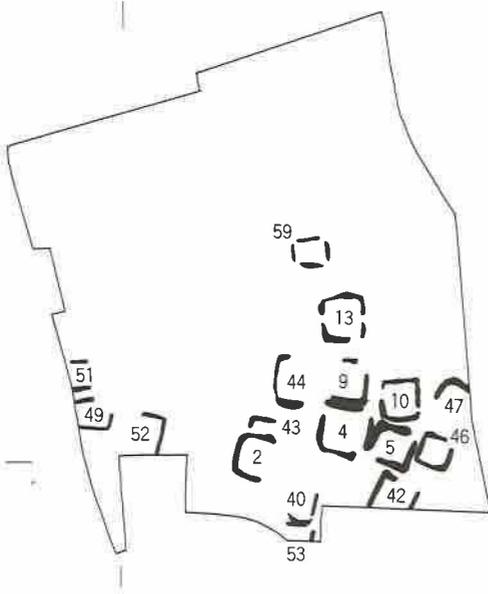
## 第6章 ま と め

ここに報告した法勝寺遺跡第3次調査の発掘調査では、この遺跡についての数多くの問題点を残すこととなった。発掘調査実施時点では、弥生時代の墓制を捉える良好な資料として、低墳丘墓群の調査に主力が注がれた。しかしながら、当遺跡は第X期に分類される平安時代後期に、南北地割の計画的な水田開発を受けており、先行する時代の多くの遺跡が破壊されていることが、あとあと理解されるに至った。この水田開発は、第4次調査や第5次調査の結果から、法勝寺の主軸方位とは異なった別の南北地割を設定し、水田区・管理建物区・大形倉庫区に区分する大がかりな土木事業であったことが明らかとなった。その事業の性格については、第4次調査の報告のなかで提示したとおり「朝妻荘法性寺郷」に残された荘園遺溝と考えている。この開発行為は、周辺の狐塚遺跡・奥松戸遺跡を含んだ範囲におよんでおり、「法勝寺遺跡群」として平安時代後期における共通開発の遺跡と理解される。今回の第3次調査区は、その全体が水田区に属しており、大がかりな土地の削平化が実施されている。調査区の東側には管理建物区が隣接しており、先行する低墳丘墓群の残存状態が良好である。第3次調査区では、この第X期の開発が先行時期の遺物を混在させたため、低墳丘墓の周溝からは縄文式土器・弥生式土器・土師器・須恵器・山茶碗等が数多く出土した。このため、出土した弥生式土器の中にも供献土器とは異なる別の二次堆積遺物が混在している可能性も一部に残されている。そこで、第Ⅲ期～第Ⅴ期に属する低墳丘墓群を出土遺物によって時期決定する一方で、各遺構内の傾向差を分析することとした。

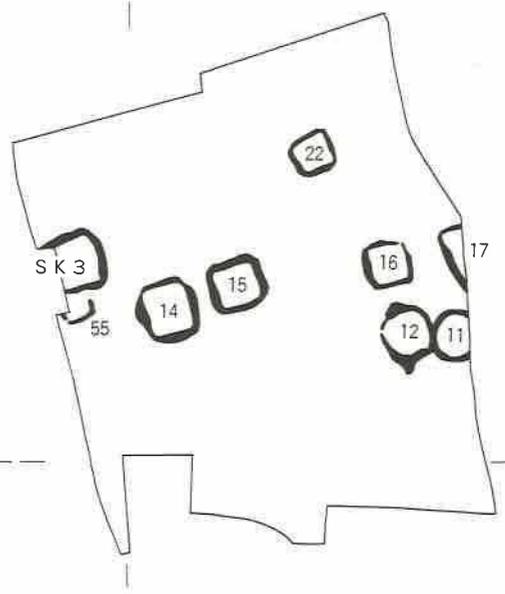
ここに発見された低墳丘墓には大別して4つのグループが指摘される。これらの4グループには、その構造や規模・配列に差が認められ、それぞれ、AグループからDグループとして分類される。

Aグループは調査区の南半部に集中しており、とくに南東部に多く認められる。このグループにはSDX2・SDX4・SDX5・SDX10・SDX13・SDX40・SDX42・SDX43・SDX44・SDX46・SDX49・SDX51・SDX54等が含まれる。これらの遺構は、正方位に近い主軸をとりながら分布しており、規模に差がなく全体に小形で、周溝が直線的で、一部にコーナー部を隔絶するものが含まれる。これらの遺構は、同グループ間での周溝の配置が独立しており、共有形態を示さず、SDX4・SDX5・SDX9・SDX10・SDX46においては、隣接しながらも別の周溝を構築する傾向が認められる。また、これらの遺構は後の自然災害で一部が埋没したと推測され、SDX2・SDX6・S

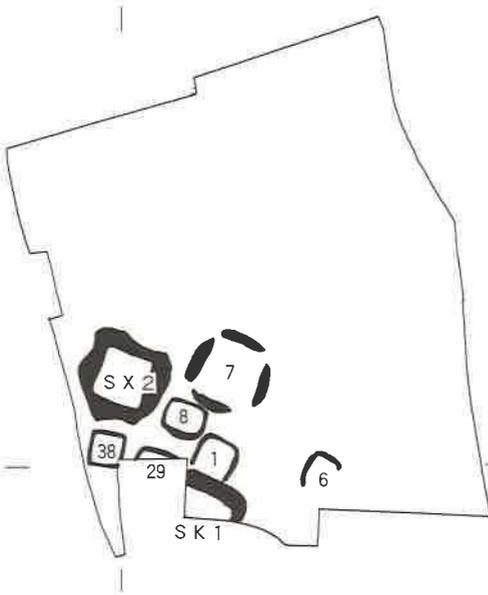
Aグループ



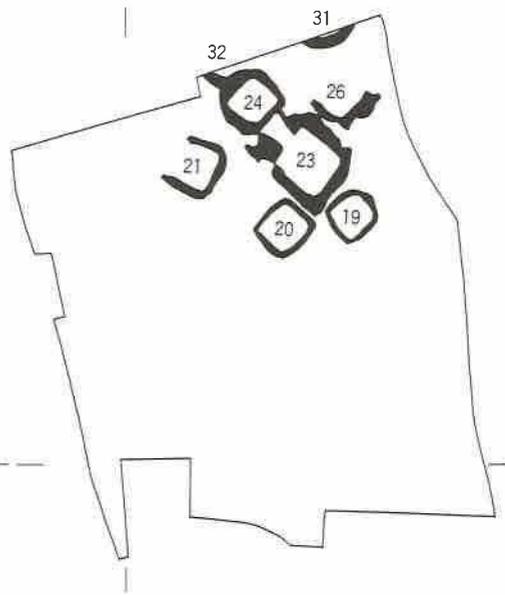
Bグループ



Cグループ



Dグループ



第44図 A~Dグループの低墳丘墓

DX49・SDX51・SDX52・SDX59の周溝は、存在を無視された様に破壊される。

Bグループは、Aグループの北側において東西方向に拡がる。このグループにはSDX11・SDX12・SDX14・SDX15・SDX16・SDX17・SD22SDX22・SD55・SX3等が含まれる。これらの遺構は、やや西傾した主軸をとりながら分布しており、Aグループよりもやや大きめのものが含まれる。Bグループの遺構には、周溝が中程で膨らむものもあり、直線的に伸びる周溝以外にも曲線的な周溝をもつものも含まれる。周溝の構築方法にも変化がみられ、SDX11とSDX12は周溝を共有しており、SDX55はSX3の周溝を利用して三方向の周溝を構築することで構成させる。SX3は発掘調査時において埋没古墳の可能性があると、別記号で分類されてきたが、このBグループ内でみると規模も卓越しておらず、SDX55との並列分布形態からも古墳とは判断しがたい結果となった。Bグループの遺構は、Aグループの遺構を破壊することなく構築されており、両グループが視界的に共存したことが理解される。一方Bグループの遺構のが破壊されている箇所が破壊が一箇所だけ存在する。これはSDX22で、前方後方形周溝墓SDX23によって破壊されている。これは先のAグループに多く認められるもので、存在を無視された状態で別の遺構が構築されており、自然災害によってSDX22が埋没した可能性を残している。

Cグループは、調査区の南西部に分布する。このグループにはSDX1・SDX6・SDX7・SDX8・SDX29・SDX38・SX1・SX2等が含まれる。これらの遺構は、やや東傾した主軸をとりながら分布しており、大小さまざまな低墳丘墓によって構成されている。先のグループ同様に埋没古墳の可能性をもったSX1とSX2が低墳丘墓として含まれる。このグループはAグループの一部が埋没した後に出現しており、Aグループに属するSDX2・SDX49・SDX51・SDX52等の遺構が破壊されて、Cグループの遺構が構築される。CグループによるAグループの遺構破壊が南西部に集中するのは、自然災害による埋没のバランスを示すと考えられ、埋没は南西部を中心として激しく、南西部の遺構は比較的良好に残存したと考えられる。これらの遺構は3基の大形低墳丘墓を中心として、その隙間に小形の低墳丘墓が構築される。SDX1がSX1の周溝を利用して構築される様は、BグループのSDX5とSX3の関係に類似しているが、調査区の東方に位置する第4次調査でも多く確認される一つの傾向である。この構築方法はAグループの周溝を共有しない構築方法とは大きく異なり、構築時期決定の一基準となる。また大形の低墳丘墓の出現も、このグループの特徴であり、幅の広い周溝を伴って構築される。

DグループにはSDX19・SDX20・SDX21・SDX23・SDX24・SDX26・SDX31・SDX32等が含まれる。これらの遺構は西傾した主軸をとりながら分布しており、

中央に前方後方形周溝墓SDX23が立地する。これらの遺構は、その一部で先行するAグループやBグループの遺構を破壊しており、後出した存在である。これらの遺構には隣接しながらも周溝を共有しない箇所と、SDX23・SDX24・SDX32にみられる様に周溝を共有する箇所が認められる。

以上4つのグループの分布状況を説明した。当遺跡における低墳丘墓の出現は、弥生時代中期中葉とされ、以後庄内式土器併行期に至るまで連綿と低墳丘墓の構築が継続する。各グループの年代順序については、その出土遺構の重層関係からAグループ・Bグループ・Cグループ・Dグループと想定される。このことから、周溝の共有形態を示さない小形規模の低墳丘墓から、周溝の共有形態を示すものの出現、大形規模の低墳丘墓の出現を経て、前方後方形周溝墓の出現へと続くことが理解されよう。

当遺跡の遺構群を分析するには、まだ数多くの問題点を残している。その一つは遺構の埋没問題である。AグループとBグループの低墳丘墓の一部には、自然災害による遺構の埋没が認められる。また、これによって視界から消失した箇所には、次のCグループ・Dグループの低墳丘墓が構築される。この埋没時期については、第4次調査と第5次調査の調査結果を合わせ見て弥生時代後期初頭と判断される。この災害を境として法勝寺遺跡第Ⅲ期と第Ⅳ期が分類される。この種の災害による画期は、他の遺跡においても確認されている。まず第1番目に近隣の坂田郡米原町大乾遺跡では、弥生時代中期後葉の低墳丘墓上に厚みのある遺物包含層が堆積し、その上面から6世紀初頭期の古墳が構築されている。第2番目に近江八幡市蛇塚遺跡では、弥生時代中期後葉の集落遺構上に約30cmの遺物包含層が堆積し、その上面から同時代後期中葉の竪穴住居群が構築されており、弥生時代後期前葉の自然災害が予測される。第3番目に同じく近江八幡市浅小井（高木）遺跡では、弥生時代中期後葉にV字溝で区画される低墳丘墓群と土壇墓群が確認されているが、このうちの土壇墓群の上部から弥生時代後期後半の前方後方形周溝墓が構築される。この際においても土壇墓の上部には遺構を覆いつくす堆積土が認められ、自然災害による遺構の埋没が確認されている。以上の3例は、先行する弥生時代中期の遺構が埋設されることで検証が容易であるが、この他にも逆に、同時期の遺構だけが単独で確認されるケースが神崎郡能登川町柿堂遺跡等に認められており、災害による集落遺跡（墓域）の移動が認められる。この様に、弥生時代後期前葉における自然災害による遺構の埋没は、当遺跡のみに限定されたものではなく、県下のかかなり広範囲に及ぶことが予測される。これは出土土器の形式変化の中にも認められ、県下全域において後期前葉の遺物が稀薄であることにも合致する。ここに集落遺跡の変遷画期の要因の一つとして環境の変化を理解することが、今後の課題として加えられよう。

次に第2の問題点として低墳丘墓の構造を理解することである。従来「方形周溝墓」として呼称してきた遺構を本報告では「低墳丘墓」として扱っているが、マウンドの既存しない同種の遺構を調査する場合、その調査の主眼は周溝部が対象となる。周溝を掘削した土はマウンドを構築する素材となるため、周溝の容積の復原はマウンド規模の復原の助力となる。また周溝埋土については、マウンドの築成土をはじめ、数多くの要因のもので構成される。そこで問題となるのは周溝の開口する時間幅である。周溝を共有したり、独立して併列させる場合に、果たして周溝が開口しているか否か重要な問題である。これは共有する周溝の埋土堆積に、重層関係が認められる場合と、認められない場合があり、連続する低墳丘墓の構築順序を捉えることに大きく影響する問題である。本調査においてSX1とSDX1の共存形態には、周溝の開口した状態もしくは意識された墓域範囲が認知されるが、SDX23とSDX24の共有溝には埋設後の二次掘削が確認されており、状況を異にしている。このような各事実を理解しながら、一つの新しい低墳丘墓が構築される際の周辺状況の変化を捉えることが重要であろう。

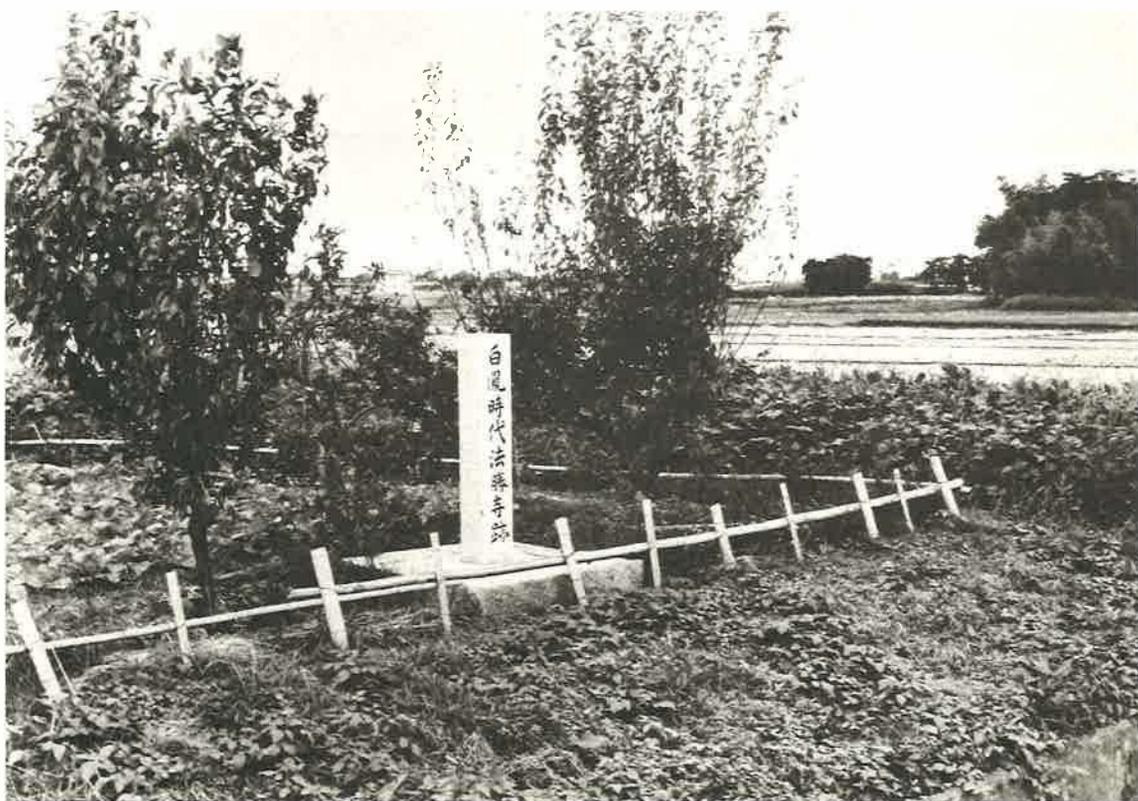
同遺跡を分析する第3の問題点は、近接する「狐塚古墳群」の実態の把握である。同古墳群は当調査区の南西側に隣接しており、これまでの調査によって帆立貝形古墳1基と円墳4基の計5基で構成される低墳丘の古墳として理解されている。しかしながら法勝寺遺跡のほぼ全域からも、同年代の須恵器・埴輪等が出土しており、この古墳群には、さらに規模を拓げる可能性が残されている。今回の調査で検出したSX1・SX2・SX3の遺構を「埋没古墳」と理解せず、「低墳丘墓」として理解したことで、当遺跡出土の6世紀前半代の出土須恵器等をどのように理解するべきか問題とされよう。

同遺跡を分析する第4の問題点は、第X期の開発である。従来、この一帯には坂田郡の統一条里が北部より普及してきたと認識されていたが、実際には、かなり不整形な地割を残存しており、坂田郡の条里普及地帯として認識するには幾分疑問の余地があった。この疑問を解決したのが南北地割の検出である。今回の調査をはじめ過去5回の調査において南北方位の地割畦畔・道路跡・溝・掘立柱建物等が数多く確認されてきた。これらの遺構は当初「法勝寺寺領」に伴うものとして理解されていたが、第4次調査の結果から、この地割が寺院に後出するもので、寺院の地割方位と異なる独自の地割であることが明らかとなった。今回の調査のうちSD1・SD2・SD4に平行する遺構が、南北地割に伴うものである。調査区の南東端で確認されたSD2は、東部の管理建物区と西部の水田区を区分するもので、SD2の東側には1mの比高差をもって幅1m程度の畦状の高まりがあり、その東側の微高地に管理建物区が拓がる。このため今回の調査区一帯は水田区と理解されるが、東半部については、単に水田区と理解できないことも事実である。この区画は、東

# 圖 版



調査前状況



法勝寺跡



遺構検出状況



同上



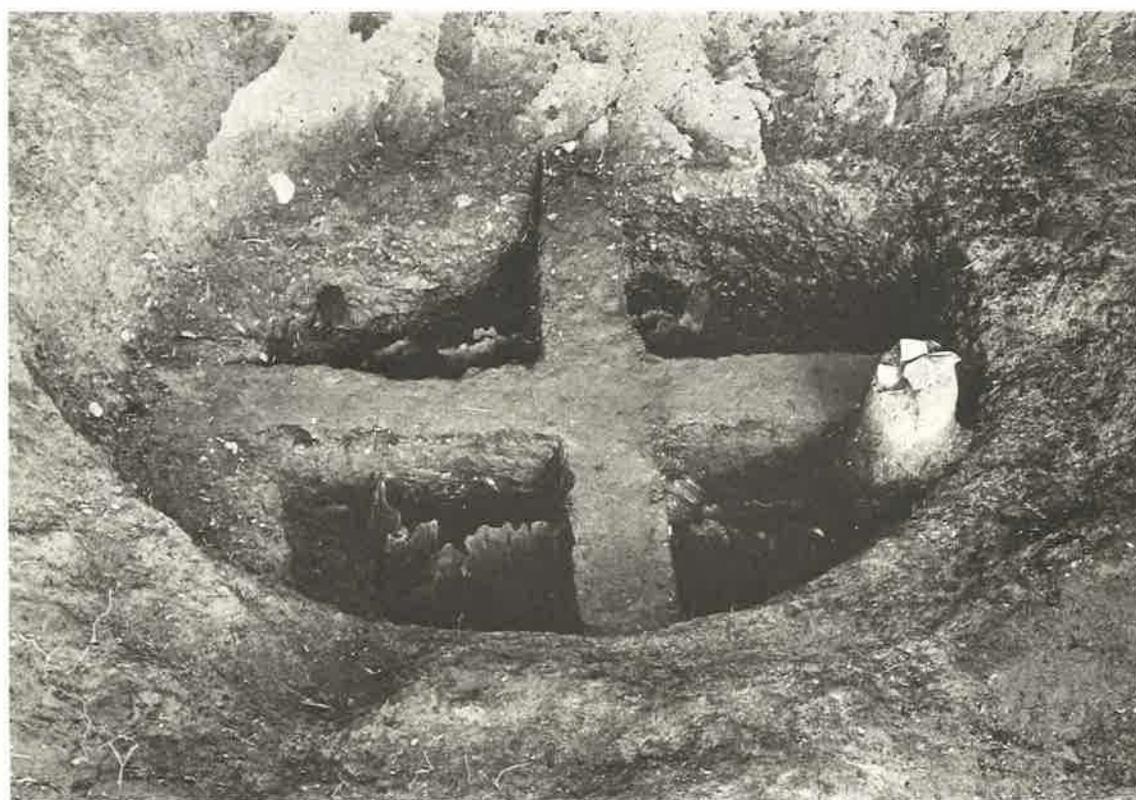
発掘風景



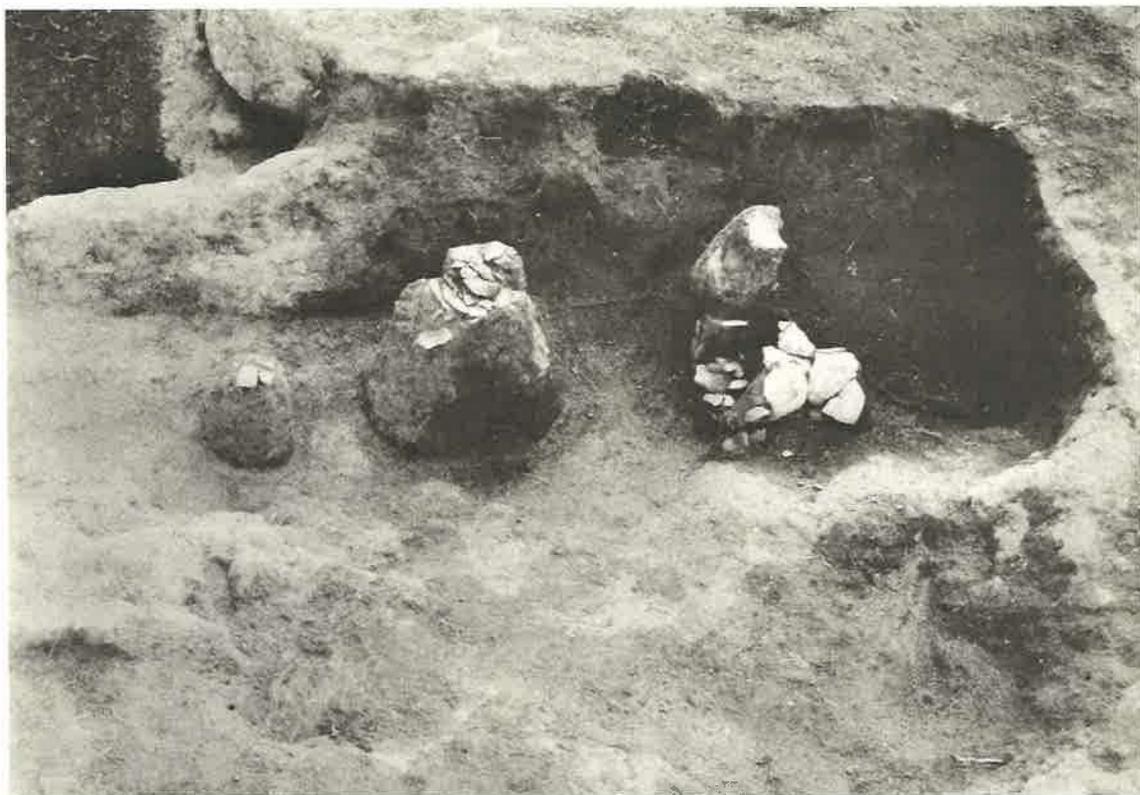
同上



井戸跡 (第Ⅹ期)



同上



遺物出土状況（第Ⅲ期）



同上



遺物出土狀況 (第Ⅲ期)



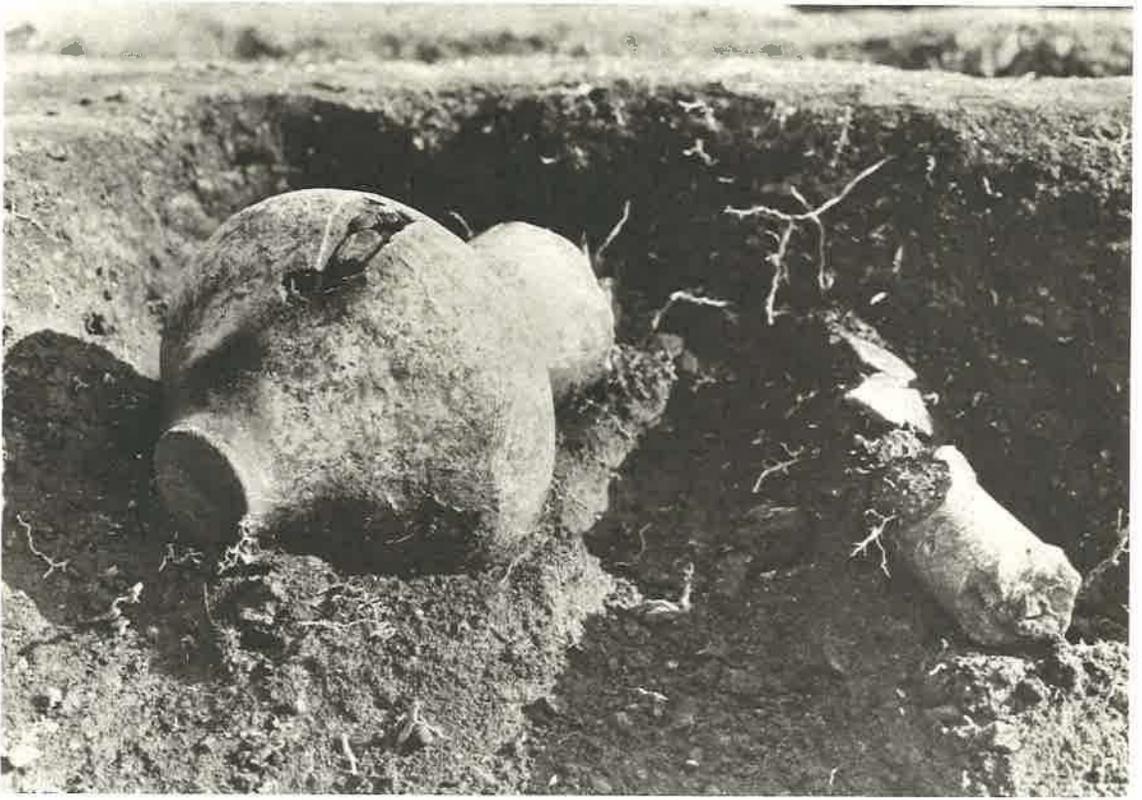
同上



低墳丘墓



周溝状況



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土状況(第Ⅳ期)



同上



遺構調査状況



同上



遺物出土狀況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土狀況（第Ⅳ期）



同上



周溝内土層堆積狀況



同上



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅲ期）



遺物出土状況（第Ⅳ期）



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



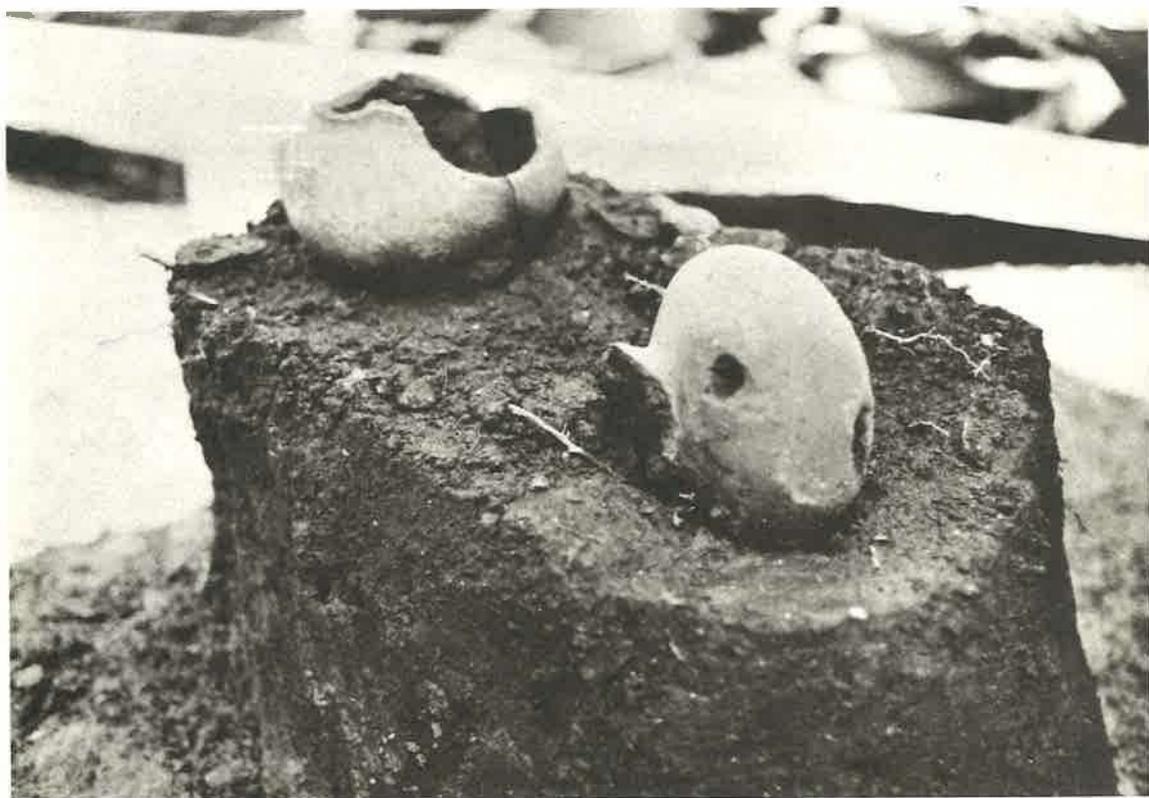
遺物出土状況 (第Ⅳ期)



同上



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



SDX23



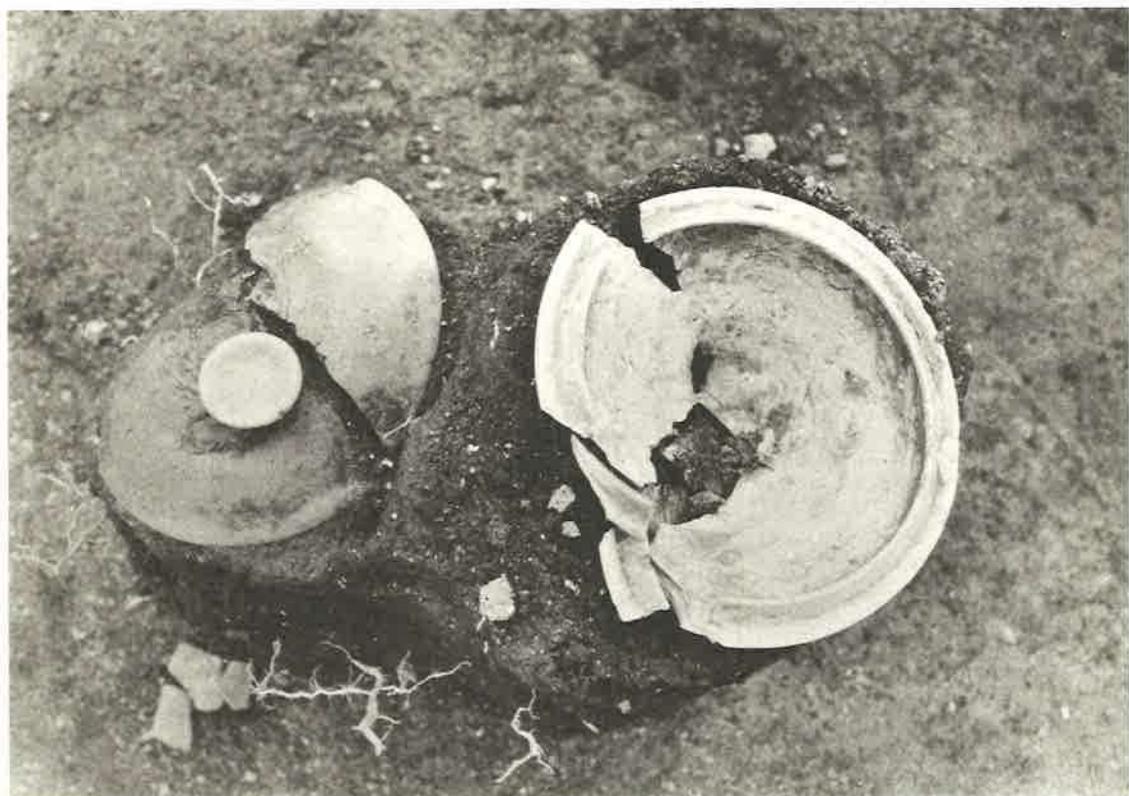
SDX23出土遺物



遺物出土状況（第Ⅳ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅵ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅵ期）



同上



遺物出土状況（第Ⅵ期）



同上



調査説明会風景



同上



遺構検出状況



同上



周溝内出土遺物



同上



SDX23出土遺物



同上



32



22



5



21



20



1



7



89



52



54



157



158



96



97



88



98

出土遺物 (第IV・VI期)



108



119



137



132



164



162

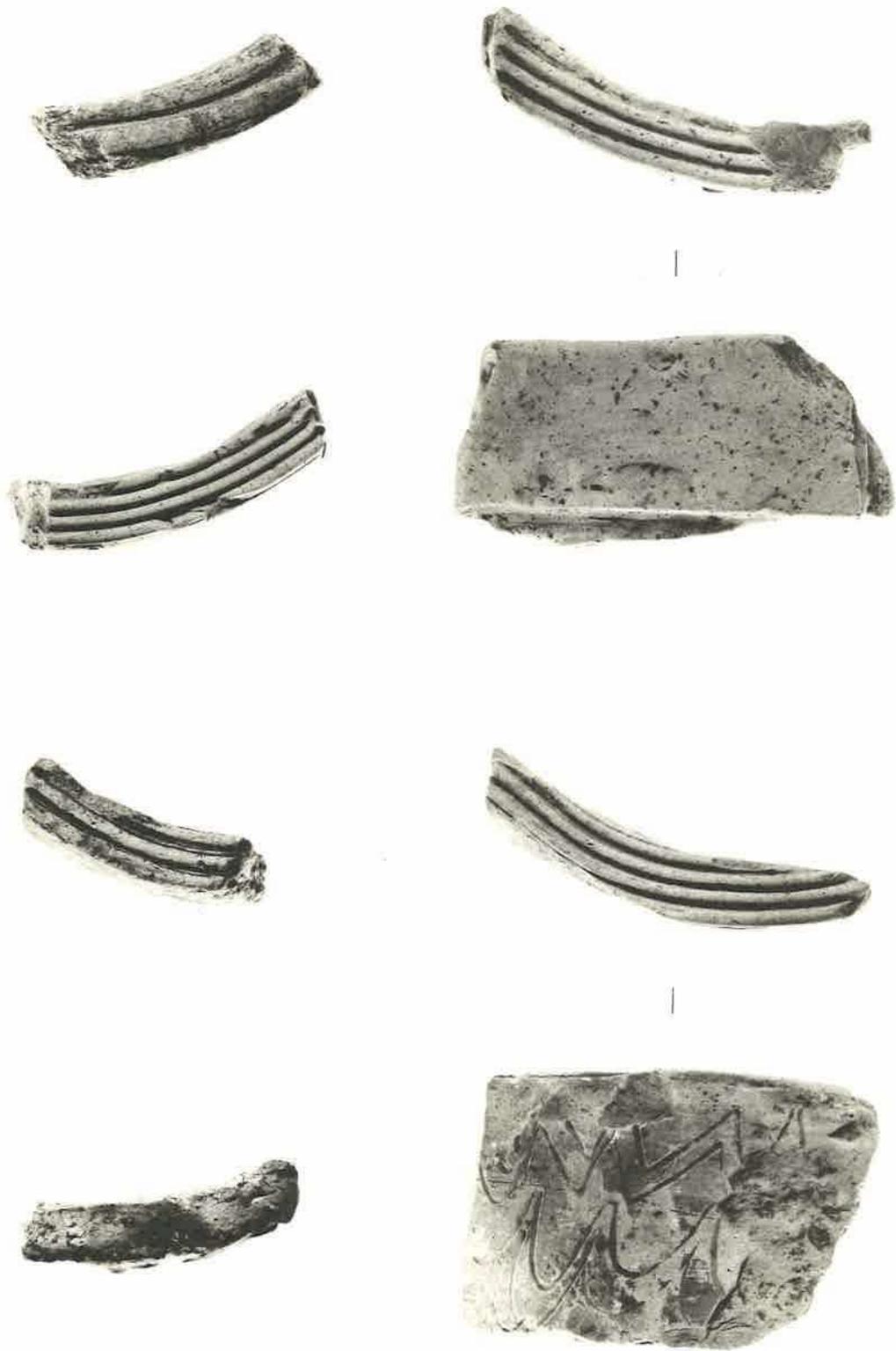




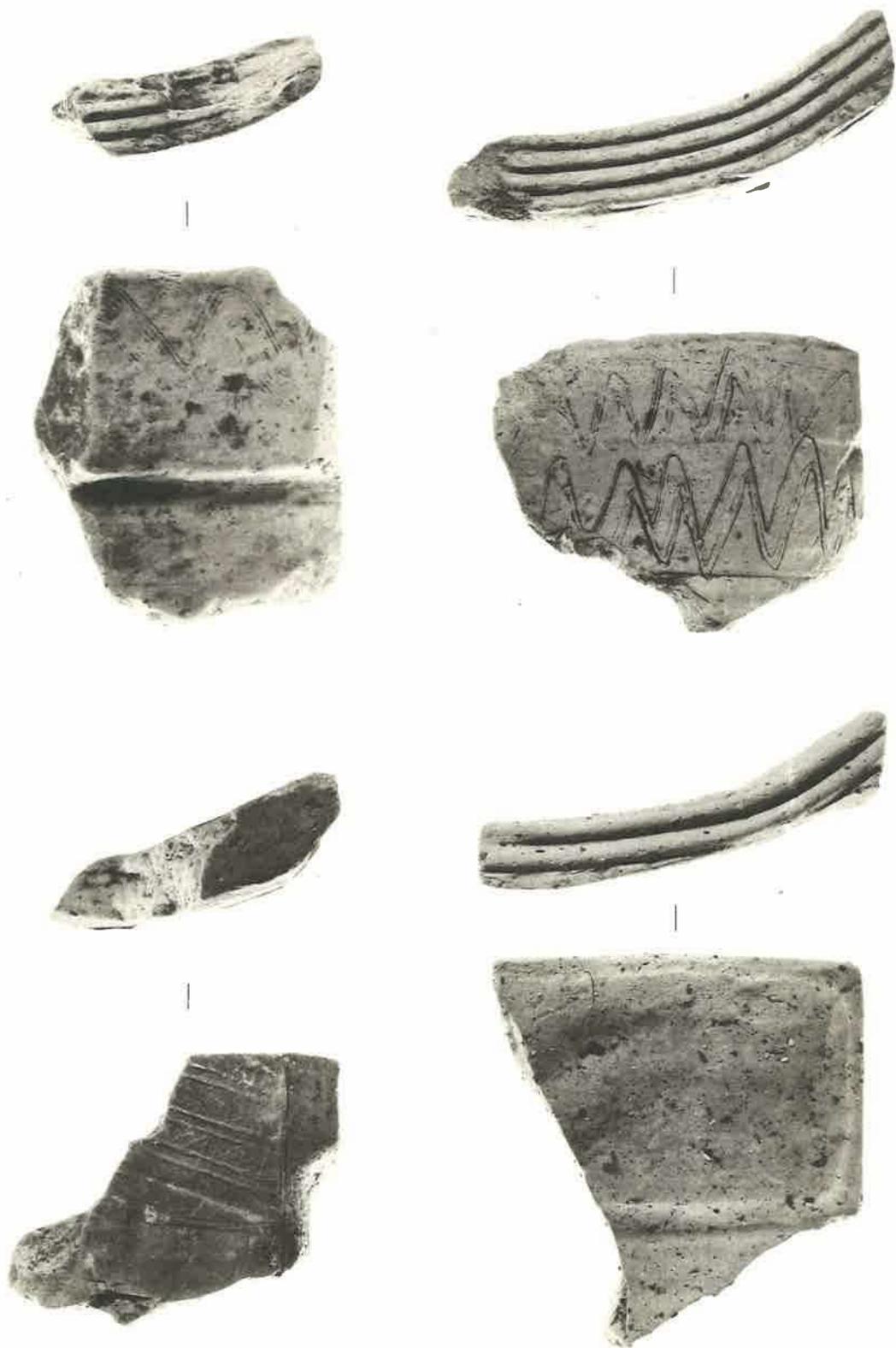
法勝寺出土瓦（軒丸瓦）



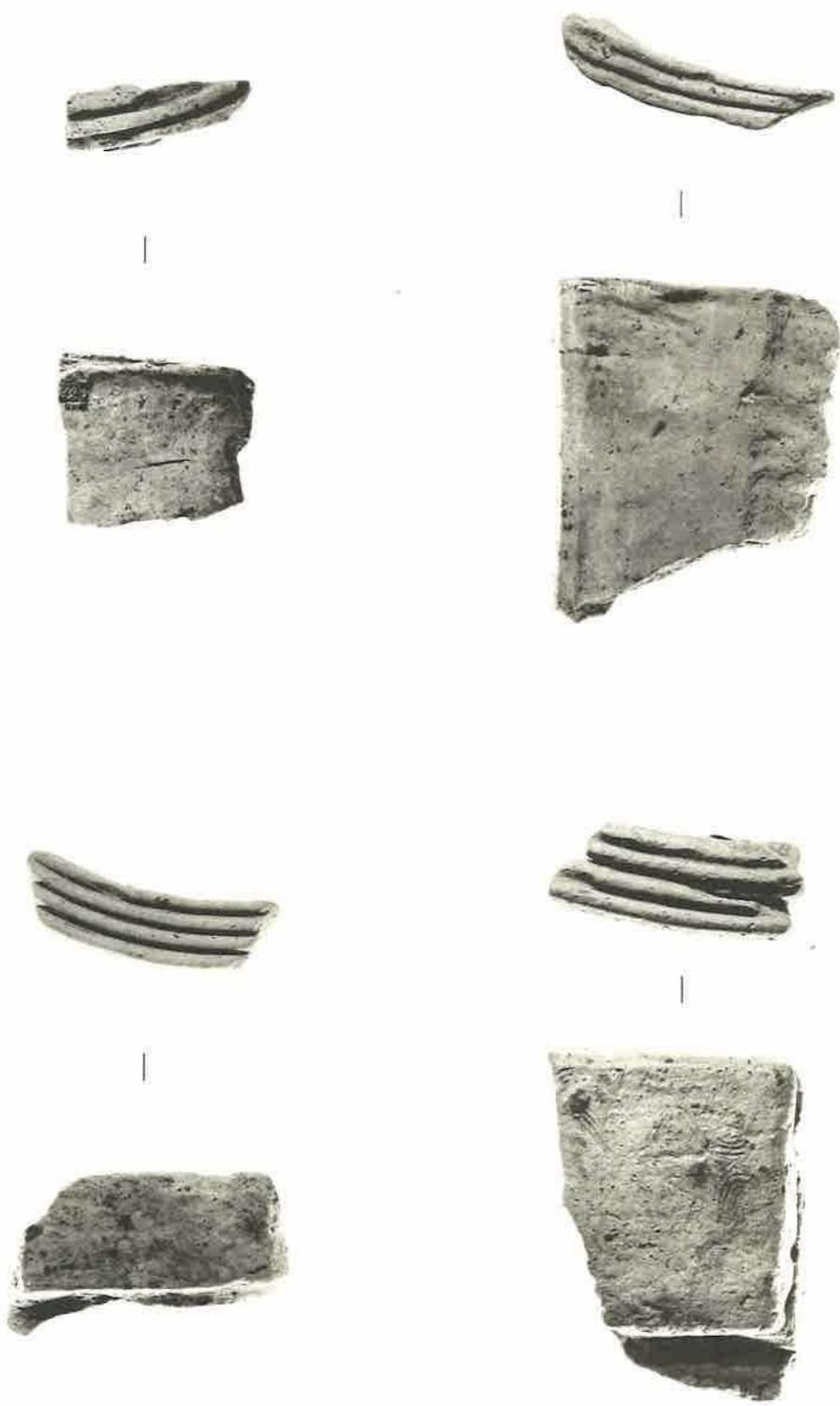
法勝寺出土瓦（軒丸瓦）



法勝寺出土瓦（軒平瓦）



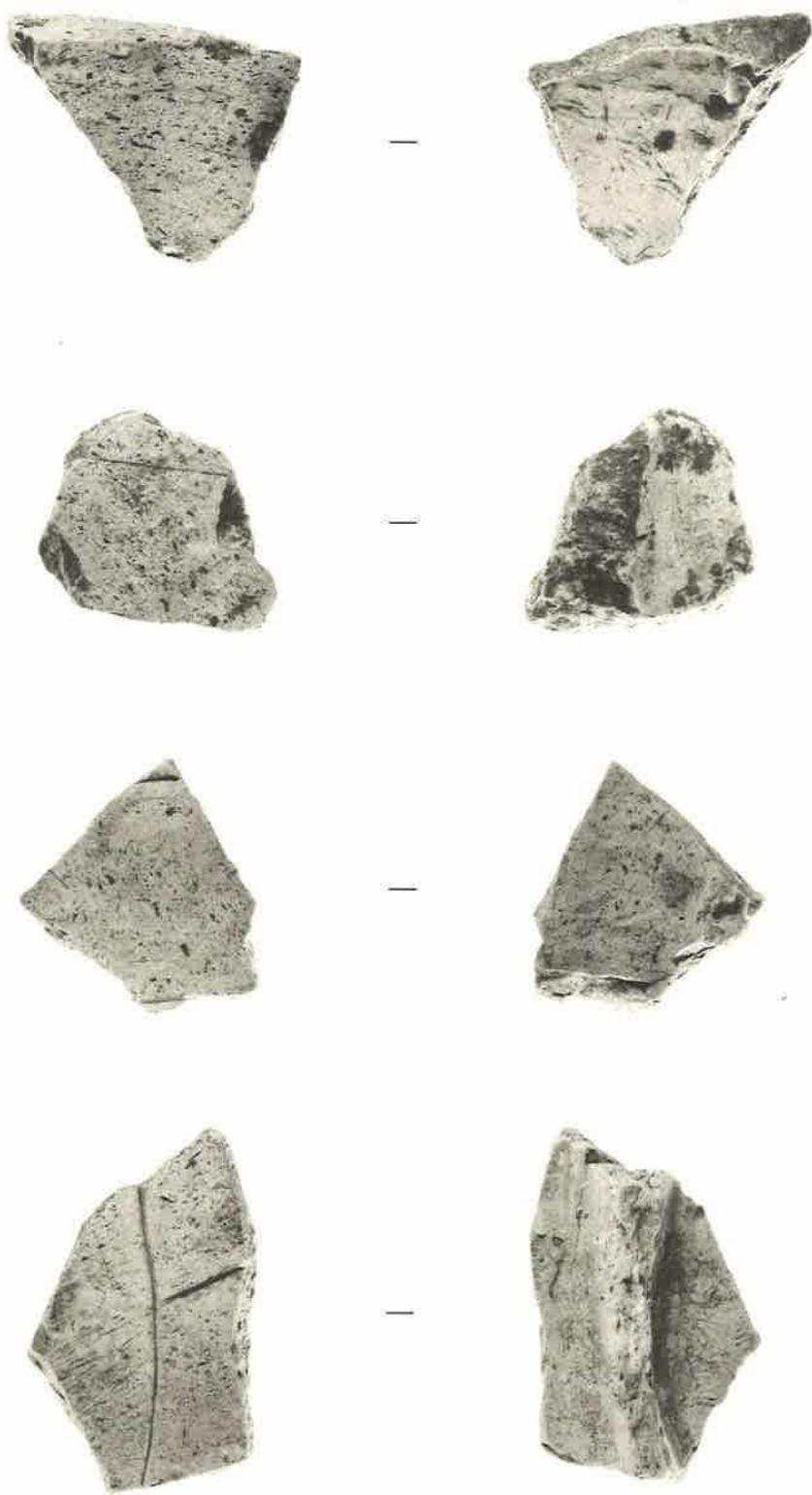
法勝寺出土瓦 (軒平瓦)



法勝寺出土瓦（軒平瓦）



法勝寺出土瓦（軒平瓦）



法勝寺出土瓦（鴟尾）

近江町文化財調査報告書第6集

法勝寺遺跡

1990年 3月

編集 滋賀県坂田郡近江町教育委員会  
発行

印刷 有限会社 真陽社